

東京財団研究報告書

2005-6

フィリピン日系人の法的・社会的地位向上に向けた
政策のあり方に関する研究

河合弘之 弁護士

TKFD
THE TOKYO FOUNDATION
東京財団

東京財団研究推進部は、社会、経済、政治、国際関係等の分野における国や社会の根本に係る諸課題について問題の本質に迫り、その解決のための方策を提示するために研究プロジェクトを実施しています。

「東京財団研究報告書」は、こうした研究活動の成果をとりまとめ周知・広報（ディセミネート）することにより、広く国民や政策担当者に問い合わせ、政策論議を喚起して、日本の政策研究の深化・発展に寄与するために発表するものです。

本報告書は、「フィリピン日系人の法的・社会的地位向上に向けた政策のあり方に関する研究」（2004年6月～2005年3月）の研究成果をまとめたものです。ただし、報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。報告書に対するご意見・ご質問は、執筆者までお寄せください。

2005年6月
東京財団 研究推進部

フィリピン日系人の法的・社会的地位向上に向けた
政策のあり方に関する研究

研究体制

■研究代表者 河合弘之 弁護士

■共同研究者 青木秀茂 弁護士
望月賢司 弁護士
町田弘香 弁護士
伊藤英男 日本フィリピン企業協議会会长
関野 彰 船昌商事株式会社代表取締役社長
城中利文 (有) T O S H I カンパニー代表取締役
仁尾町議會議員
篠沢純太 クムスタ・コミュニケーションズ代表
高野敏子 N P O 法人フィリピン日系人リーガルサポート
センター事務局長
石井恭子 N P O 法人フィリピン日系人リーガルサポート
センター

フィリピン日系人の法的・社会的地位向上に向けた 政策のあり方に関する研究

第1章	問題の所在および目的	1
第2章	フィリピン日系人の歴史	5
第1節	フィリピンの歴史	
第2節	フィリピンにおける日本人移民の歴史	
1	ベンゲット道路建設と日本人移民	
2	バギオにおける日本人移民社会の発展	
3	ダバオにおける日本人移民社会の発展	
4	その他の地域の日本人移民	
第3節	戦争による日本人移民社会の崩壊—家族離散と「残留日本人」の発生	
1	戦争と在留邦人～ダバオを中心に	
2	敗戦と強制送還	
第4節	残留日本人2世にとっての太平洋戦争～聞き取り調査から	
第5節	フィリピン日系人の組織化の歴史～日系人会結成とその発展	
第3章	フィリピン残留日本人の実態	59
第1節	外務省による過去3回の調査とその意義	
1	外務省・第1次調査(1995.8.-11.)の概要	
2	外務省・第2次調査(1997.1-3)の概要	
3	外務省・第3次調査(2003.2-3)の概要	
第2節	身元未判明者の実情	
第3節	身元探しの方法と課題	
1	外務省外交史料館資料	
2	厚生労働省保有の資料	
3	マスメディアと国による公開身元調査	
4	身元探しの限界	
第4章	フィリピン残留日本人(および日系人)の法的地位と問題点	86
第1節	フィリピン残留日本人の国籍問題	
第2節	「就籍」のフィリピン残留日本人への適用について	
第3節	フィリピン日系人(3世以下)の国籍問題	
第5章	フィリピン残留日本人に関する日本の政策、支援の歴史	104
第1節	日本の引き揚げ政策と未帰還者問題の推移	
第2節	遺骨収集・慰靈をめぐる日比交流	
第3節	「中国残留孤児並み援護」の検討と帰結	
第4節	90年代のボランティア弁護士の関与と中断	
第5節	NPO発足と戦後60年	
第6章	フィリピン日系人と日本の労働力市場	124
第7章	結論～政策提言	129

第1章 問題の所在および目的

フィリピン日系人とは

フィリピン日系人とは、19世紀末頃から太平洋戦争終結までの間にフィリピンにわたった日本人移民の子で、戦争によって父あるいは両親と離れ離れになり、現地に残された人びと、およびその子孫の総称である。

海外日系人協会は、海外日系人を「日本から海外に本拠地を移し、永住の目的を持って生活している日本人、並びにその子孫の2世、3世、4世等で、国籍や、混血かは問わない」と説明している¹⁾。この定義に倣って考えると、「フィリピン日系人」とは、フィリピンに移住した日本人を頂点とする家系図につらなる人すべて、ということになる（何世か、国籍、嫡出、非嫡出、現在の居住地等は問わない）。

海外日系人協会の定義を注意して読めば、ある国の日系人について知るには、日本人のその国への移住の歴史を知る必要がある、ということがわかる。本研究では、そのような歴史的概念として、「フィリピン日系人」を捉えていく。

日本人のフィリピンへの移住は、1903年（明治36年）のいわゆる「ベンゲット移民」に始まる。明治、大正、そして昭和の敗戦時まで、5万人以上の日本人が、当時アメリカの植民地であったフィリピン群島に渡った。当時国際商品であったフィリピンのマニラ麻産業は、日本人移民によって発展したといつても過言ではなく、当時生産の中心地であったミンダナオ島ダバオには、開戦前、約2万人の日本人社会が存在した。

フィリピンの日本人移民社会の特徴は、フィリピン人と現地の方式（カトリック、少数民族の部族婚など）で結婚し、子どもをもうける比率が高かった点である。当時フィリピンに存在した日本人小学校では、日本人子弟に混じって混血児が1－2割、多いところでは5割を占め、机を並べて勉強した。当時の国籍法は父系主義であったため、父親が日本人、母親がフィリピン人の場合、その子（2世）は日本人であった。

太平洋戦争により、日本人移民1世とその家族、特に子どもたちの運命は一転した。日本軍の南進に伴い、日本人移民の多くが現地で軍人軍属に徴用され、戦争協力を強いられた。適齢期に達していた日系2世も同様である。そして、戦争中、日本人父と死別（戦闘で死亡、敗走時ジャングルで病死または爆死、ゲリラによる殺害など）または生き別れた2世たちが、敗戦後、フィリピンに残された。

戦後、これらの2世たちは、反日感情の激しいフィリピンで、日本人の子という出自を隠

し、日本名をフィリピン名に変え、フィリピン人として生き延びた。2世と、その父の国日本との絆は完全に断ち切られた。

このような歴史、特に①本来日本国籍保持者でありながら、戦争によって異国に残留し、それにより国籍が曖昧になった ②戦後、日本人という理由でいじめや差別に苦しんだ ③その結果、戦後長く、日本人としての自己主張が不可能で、祖国日本に対して声をあげることができなかった、などの側面に注目すると、これらフィリピンの日系2世たちは「日系人」というより「残留「孤児」」という言葉が適当ではないかと思われる。

いわゆる「残留孤児」として知られているのは中国残留孤児である。中国残留孤児とは、1930年代、国策として満州（中国東北地方）に送り込まれた日本人移民「開拓団」の家族で、敗戦直後の混乱、逃避行の中、両親と死別し中国人に拾われた、あるいは生き延びるためやむを得ず両親によって中国人の手に託された子どもたちである。戦後、彼らの多くは中国人養父母によってやさしく養育されたが、社会的には政治変動の激しい中国で、アイデンティティ喪失に苦しみながら生き延びた。そして中国を侵略した敵国・日本の子として、様々な差別や迫害を受けた。

戦争に翻弄された人生、という点で、フィリピンの日系2世たちは、これら中国残留孤児と酷似している。このことから、フィリピンの日系2世を「フィリピン残留孤児」「フィリピン残留日本人」「フィリピン残留邦人」と呼ぶことがある。「フィリピン残留孤児」の「孤児」は、「国に捨てられた」という比喩的な意味で用いられていると解すべきであろう。

本研究では、フィリピン日系人のうち日系2世を、しばしば「フィリピン残留日本人」ないし「残留2世」と呼び、3世以下の日系人と区別した。日系人、というと国籍は外国だが血統は日本、というニュアンスがあり、彼ら（2世）の国籍が本来日本であることが忘れがちだからである。

「フィリピン日系人」の法的・社会的地位の向上、といった場合、2世、3世、4世すべてを含む、総体としてのフィリピン日系人社会の地位の向上（底上げ）を意味することはもちろんだが、法的問題に関して言えば、現在、2世一人ひとりの国籍問題（出自の確認を含む。以下同じ）の解決が、極めて重要かつ緊急課題となっている。この、2世の国籍問題の解決なしには、2世および3世4世（その多くが日本での定住、就労を希望している）の地位向上はあり得ない。むしろ、それが未解決のまま先延ばしにされてきたことで、「偽日系人」のような、新しい問題も生じている。これは、日本政府がフィリピン残留日本人に対する必要な支援策を行わず、彼ら（2世）の国籍問題を戦後60年間、曖昧にしてきたがゆえに

起きている問題である。このツケを払わない限り、同じ問題は将来も続くであろう。この問題は、中国残留孤児問題と並ぶ、未解決の戦後処理問題なのである。

なお、戦後の日本人とフィリピン人の国際結婚の結果生まれた日比混血児 (Japanese-Filipino Children) で、父親から養育を放棄された子どもたちのことが昨今問題になっており、彼らを「新日系人」と呼ぶ向きもあるが、本研究は戦前の移民の子（残留2世）およびその子どもたちに限った「フィリピン日系人」についての研究であることを断つておく。

研究目的と構成

フィリピン日系人問題が他の日系人（ブラジルやハワイの日系人など）と決定的に違う点は、日本の侵略と敗退によって日系人社会が破壊され、それに引き続く混乱により、残された子らの出自の確認が極度に困難となった点である。その意味で、日本国政府が彼らの出自の確認、国籍問題を積極的に解決する責任は極めて強いのである。

しかるに、「フィリピン日系人は日比間に国交があったのだから、帰って来ようと思えば帰って来られたはずである。そこが中国残留孤児と異なる。よってフィリピン日系人問題は政府として取り組む必要がない」という者がいる。しかしこれは、フィリピン残留日本人の出自の確認が非常に困難であること、極度の貧困にあえいでいたこと、出自を隠して生育したことなどの実態を無視した誤った主張と言わなければならない。

戦後、フィリピン残留日本人を在外日本人として保護することなく放置してきた国の責任は大きいが、近年、フィリピン残留日本人を含むフィリピン日系人社会から、身元捜し、国籍確認の強い要望が上がっているにもかかわらず、その声に耳を傾けないとしたらさらに問題である。

本研究は、そのようなことがないよう、問題の背景と本質を究明し、日本政府、社会（民間企業、NPO等）はフィリピン日系人の地位向上のために何をすべきか、その施策を具体的に提言しようとするものである。

第2章「フィリピン日系人の歴史」では、フィリピン日系人の歴史の通史的把握を試みた。文献資料に拠るところが大きいが、フィリピンでの現地調査として2世ないし3世への聞き取りを実施し、当事者である残留2世の目を通した戦前の移民社会、戦争、戦後の歴史を再現するよう努めた。ここで紹介したのは聞き取り調査の成果のほんの一端である。

第3章「フィリピン残留日本人の実態」では、外務省による3回にわたる「フィリピン残

留日本人調査」で順次明らかになった残留日本人の特徴、身元の判明状況等を概観した後、緊急課題となっている身元未判明者の身元探しの方法と課題を明らかにした。

第4章「フィリピン残留日本人（および日系人）の法的地位と問題点」では、まず、戦前、戦後の国籍法を解説した上で、日本国籍であるにもかかわらず「戸籍に名前がない」という残留2世にとっての最大の問題およびその解決方法を、いくつかの類型に分けて論じた（第1節）。次に、身元がどうしても判明しない（しかし日本人父の子であることは確かである）ケースの対応を第2節で論じた。第3節で、3世以下の日系人の国籍について解説した。

第5章では、フィリピン日系人に関わる日本政府および民間の過去の政策、コミットメントを整理し、評価、批判した上で、NPO発足後の動きを展望した。

第6章では、フィリピン日系人問題の解決を必要とする日本側の客観的事情として、日系人の雇用問題、日本の労働力不足の問題を論じた。

結論として、残留2世問題に対する施策の提言が大部分を占めることになったが、これは先も述べたとおり、戦後処理問題としての残留2世問題があまりにも手付かずのまま放置されてきたことによる。しかし、問題をフィリピン日系人3世4世の就労問題、裏を返せば日本の労働力不足の問題とあわせて考えた場合、日本がフィリピン日系人の地位向上に取り組む意義はさらに大きいことがわかる。

フィリピン日系人問題は、日本とフィリピンの新たな友好関係構築につながる発展的課題である。本研究でそのことを多少なりとも示すことができたなら幸いである。

¹⁾ 海外日系人協会ホームページ (<http://www.jadesas.or.jp/>) より。

第2章 フィリピン日系人の歴史

本章では、まず第1節でフィリピンの歴史を概説する。第2節では、フィリピンにおける戦前の日本人移民の歴史（太平洋戦争前まで）を、第3節では、戦争による日本人移民社会の崩壊と「残留日本人」の発生過程を、既存の文献資料、研究論文等を参考にして再構成する。第3節は、資料上の制約から、ダバオの日本人社会の事情に限られることをあらかじめ断つておく。

フィリピンの「日本人移民」に関する文献は、早瀬晋三の研究をはじめとして最近充実してきているが、フィリピン人女性と結婚した日本人とその子ども（日系2世）に焦点を当てたものはほとんどない。そこで本研究では、文献調査に加えて、残留日本人2世への現地聞き取り調査を実施した（調査地はマニラ、ダバオ、バギオの3箇所）。その結果をもとに、残留2世の目を通した戦前、戦中の日本人移民と家族の暮らし、戦後体験を紹介したものが第4節である。現地調査により、残留2世の戦争体験、日本人であることを隠して生きてきた戦後体験の生々しい証言が得られたことは、本研究の成果である。第5章では、80年代以降、今日に至るまでの、日系人の組織化の歴史、すなわち、日系人会結成とその発展を、文献およびヒアリング結果をもとに述べる。

第1節 フィリピンの歴史¹⁾

フィリピンは1565年から1899年までスペイン、1899年から1935年までアメリカの植民地支配下にあった。1935年からは独立を予定された自治植民地となり、外交権限を除く国内事項に関する決定権を掌握したが、1941年に日本軍の侵略を受け、1945年8月の日本の敗戦まで、日本の占領下に置かれた。フィリピン共和国として独立を果たしたのは1946年7月である。

スペインによる植民地化

スペインがフィリピン群島に到着したとき、この地域には中央集権的な統一国家は存在せず、バランガイと呼ばれる村落共同体がようやく地域連合を築き始めた段階であった。よって現在のフィリピンの領域線は、植民地支配によってできたといえる。

スペインはキリスト教布教とともに統治を進めた。ルソン島およびビサヤ諸島の低地民は暫時キリスト教徒となったが、これより早くイスラム教徒に改宗していたミンダナオ島およ

びスルー諸島のいくつかの部族は、スペインに対し最後まで抵抗し、独自の「王国」を築いた。このため同地域は一部を除き、スペインの支配下に入らず、キリスト教も浸透しなかった。

19世紀末、フィリピン人司祭の権利拡大運動が、スペイン植民地支配からの解放を求める知識人の運動と結びつき、やがて「フィリピン革命」へと発展した。1896年、サン・ホアンの弾薬庫襲撃を合図に革命の火ぶたがきられ、大地主制のもとで苦しむ小作農民や農業労働者も、変革を求めて立ち上がった。1899年1月、革命軍はプラカン州マロロスにてフィリピン独立を宣言したが、皮肉にもその前月、米西戦争の結果、フィリピンの領有権はスペインから米国に移譲され、米国が新たな支配者として介入してくることになった。

米国のフィリピン統治

1899年2月、米軍の発砲で米比戦争が開始された。各地で米軍に対する激しい抵抗運動が起きたが、米国は軍事力でそれらを押さえ、1902年7月にフィリピン平定完了を宣言した。スペイン植民地支配に最後まで抵抗したミンダナオ・スルーのイスラム教徒はなおも抵抗を続けたが、米軍の軍事力にはかなわず、同地域でも1913年から米国統治（民政）が開始された。

米国は資源が豊富でありながら人口密度の低いミンダナオ島を「未開のフロンティア」と呼んで注目していた。統治開始後間もなく、開拓のため、ルソン島やビサヤ諸島から同地域への農業移住を奨励した。今日のミンダナオのキリスト教徒フィリピン人（先住民を除く）のほとんどは、20世紀以降、北部から移住した人びとである。その出身地はビサヤ諸島からルソン島北部まで広範囲に渡っている。

従来からミンダナオに住んでいた諸部族（15・16世紀にイスラム教を受け入れたマギンダナオ族、マラナオ族などと、受け入れなかったバゴボ族、マノボ族などに区別される）は、キリスト教徒人口の増加と米国資本流入につれ、先祖伝来の地で次第に「マイノリティ」となっていった。これが現在のフィリピンのイスラム教徒の分離独立、自治獲得運動の一因ともなっている。

米国支配は、フィリピンの経済構造を、原料資源の輸出、工業製品の輸入という典型的な植民地型経済構造（モノカルチャー経済）に変形させた。スペイン時代から輸出向け農産物栽培は行われていたが、飛躍的に発展するのは米国領となってからである。それらの部門に米国資本が投下され、貿易と経済の対米依存が進んだ。

米国は、段階的にフィリピン人に自治権を与える「友愛的同化政策」を統治の基本とし、

フィリピン人エリート層の支持を得ることに力を注いだ。土地を背景に権力を握る地主階級の力は、米国植民地下で一層強化された。

1907年に開設されたフィリピン議会の議員は、米国との自由貿易によって利益を得る地主階級であった。彼らは民衆の手前、議会内では米国に「独立」を求める決議を再三行っていたが、内心は早期独立を望まず、自らの経済的利益を守るために裏工作をしていた。

しかし、世界恐慌以後、米国内でもフィリピン領有に反対する声が高まり、ついに 1933 年、フィリピン独立法案が米国議会を通過した。フィリピンは、10 年の独立準備期間を経て完全に独立することになった。1935 年、フィリピン・コモンウェルス（独立準備政府）が発足し、大統領及びすべての役職者はフィリピン人となった。

日本占領期

1941 年 12 月 8 日の真珠湾攻撃で「太平洋戦争」が始まる同時に、日本軍のフィリピン侵略が開始された。日本軍はバターン島上陸作戦、ルソン島クラーク飛行場、イバ飛行場、バギオ方面への攻撃、ミンダナオ島ダバオへの攻撃などを敢行し、翌年 1942 年 1 月 2 日には首都マニラに侵攻した。翌日 1 月 3 日から軍政が開始された。

日本軍は、バターン半島に退却した米軍に対し、バターン攻略戦を実施した。米極東軍総司令官マッカーサーは 3 月 17 日にオーストラリアに退却した。日本軍は 4 月に再びバターン攻略戦を行い、陥落後、捕虜となった米国兵及びフィリピン住民 10 万人に、収容所までの道のり 100 キロの徒歩行軍を強要した（バターン死の行進）。マッカーサーの後任の司令官はコレヒドール島に籠城し抵抗したが、5 月 5 日、日本軍はコレヒドール要塞に上陸、米極東軍は降伏し、日本軍が要塞を占拠した。

この間、日本軍は、ルソン島はもとよりセブ島、パナイ島、ミンダナオ島などフィリピン全島の占領作戦を遂行した。4 月にパナイ島を、5 月 10 日にミンダナオ島を軍事占領し、フィリピンのほぼ全域を軍政下に置いた。

日本軍の軍政の方針は、1941 年 11 月に大本営政府連絡会議で決定された「南方占領地行政実施要領」が定める①治安の回復②重要国防資源の急速獲得③作戦軍の自活確保、であった。日本は、日本を盟主とする「大東亜共栄圏」建設を戦争目的に掲げ、フィリピンもその一員に組み込むとしていたが、米国によりすでに将来の独立を約束されていたフィリピンでは、この主張は支持されず、反日感情が強まった。

日本軍は「現地自活方式」の原則から食料を現地調達した。その結果、フィリピン国民は食料不足、飢餓に苦しみ、ゲリラ活動が活発化した。これに対し、日本軍は比人ゲリラ、民

間人を問わぬ残虐な討伐作戦を行った。ゲリラ容疑地区には一村焼討ち、連帶処刑など、弾圧、残虐行為が繰り返された。

日本の軍政当局は1943年10月14日、フィリピンに形だけの「独立」を与え、ホセ・P・ラウレルを大統領とする日本の傀儡政権・フィリピン共和国が発足した。しかし、実際には相変わらず日本の軍事占領が継続された。フィリピンの抗日ゲリラと日本軍の激しい闘いが各地で繰り広げられた。在留邦人の多くが現地徵用され、フィリピン人ゲリラ弾圧に関わった。戦後フィリピンに残留した2世はこのために、フィリピン人からの憎しみ、復讐の嵐にさらされることになる。

1944年10月、米軍総司令官マッカーサーが10万5千人の大軍を率いてレイテ島に上陸した。レイテ沖海戦で日本海軍は敗れ、壊滅的打撃を被った。米軍はルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島と侵攻を続け、1945年1月3日にミンダナオ島に、2月3日にはマニラ進入、日本軍は敗退し、ルソン島北部の山間部に避難した。在留邦人もこれに続いた。

ミンダナオ島でもネグロス島でも、戦争末期には日本軍と在留邦人がともに山に敗走している。米軍の爆撃や飢え、疫病、フィリピン人ゲリラによる殺害などにより、多くの日本人が山中で帰らぬ人となった。

戦闘によりフィリピン全土は焦土と化した。フィリピン政府はこの大戦で111万人のフィリピン人が命を落としたと発表している。日本はフィリピンに63万967人の兵力を投入し、このうち約50万人（49万8600人）が戦没した（日本政府発表。昭和39年）。

独立後のフィリピン

1946年7月、フィリピンは念願の独立を果たしたが、独立と同時に米国との間で締結されたフィリピンに不利な「フィリピン通商法（ベル通商法）」により、独立後28年間、米国依存のモノカルチャー経済を強いられた。

日本との国交回復は1956年7月にフィリピンが対日平和条約を批准したからである。平和条約の批准が遅れたのは日比賠償協定の調印（1956年5月）までに足かけ6年もかかったためである。交渉が長期にわたった背景には、フィリピン側の対日不信と、日比双方が交渉を政治的駆け引きの材料に利用していたことなどがあった。しかしそれに日本側では、財界を中心に「賠償は呼び水」とする考えが強くなり、最終的に賠償総額5億5千万ドル、開発借款2億5千万ドルの供与が約束された。支払いは1968年から1976年まで続き、対比政府開発援助（1968年から開始）へと引き継がれた。

1956年の国交回復後、日比の貿易量は順調に伸びたが、フィリピン側の反日感情は根強く

1960 年に調印された日比友好通商航海条約は、マルコスの戒厳令政権下の 1973 年によく批准された。マルコスは、それまで権力を握ってきた地主エリート層を排除し、農地改革と外資導入を柱とする経済開発政策を唱え、日本企業の進出、経済援助を歓迎した。しかし、これらは掛け声だけで、農地改革は十分行われず、多国籍企業による工業化は利潤の国外流出をもたらし、経済は次第に行き詰った。従来の地主エリート支配が、マルコス側近（クローニー）にかわっただけで、汚職と腐敗が蔓延し、様々な社会勢力の反発を強めた。

1983 年のベニグノ・アキノ上院議員暗殺事件を機に、マルコス政権への不満はいっそう高まった。1986 年 2 月の「ピープルズ・パワー革命」で、故アキノ上院議員の未亡人コラソン・アキノ女史が大統領に就任した。しかし、アキノ政権下でも、経済・政治改革期は期待されたほどは進まず、1992 年にはラモス政権が、2001 年にアロヨ政権が誕生し、現在に至っている。

第2節 フィリピンにおける日本人移民の歴史

人の移動、という視点でみると、日本とフィリピンの交流の歴史は古く、関係は深い。スペイン占領以前から日本人商人、漁民がフィリピン群島に渡来し、日本人町を作っていた。16－17 世紀は、朱印船貿易の発展により多数の日本人が南方に渡り、貿易港付近に日本人町を形成した。スペイン植民地下のマニラにもパシグ河畔に日本人街が存在し、最盛期で 3 千人の日本人が住んでいた。しかし 1638 年に徳川幕府が外国との交易を禁止したため、日本人の海外渡航は停止し、フィリピンの日本人人口も次第に減少した。

江戸幕末の 1866 年、海外渡航禁止令が解かれ、日本人は再び海外に出て行くようになった。このときの国際社会は、植民地支配を是認する欧米中心の帝国主義秩序で、日本はそれへの適応を余儀なくされた。明治期の「富国強兵」、近代化、対外的膨張はその表れである。それが大正期の「南進論」、昭和期の「大東亜共栄圏」構想へと引き継がれていく。

明治期の日本では、早くも過剰人口と資源の乏しさを理由に、日本の発展を海外植民、経済進出に求める声が出ていた。大規模な社会変動の中で、農家の次男三男が故郷を追われ、生活の糧を求めて海外に出ていった。

明治の 45 年間に、34 万人の日本人が海外に移住した。北米への移住が最も早く、明治 10 年代からはマカオ、香港、インドシナ、タイ、マレー、シンガポールなどの「南洋」への、20 年代からは中南米への移住が始まる。全体でみると明治時代、移民の 7 割はハワイ、北米

に向っている。

マニラに帝国領事館が創設されたのは 1888 年だが、その後も両国の交流は活発化せず、開設当時 35 人だった在留邦人数は 1893 年には 16 人に減少した。このため領事館はいったん閉鎖され、1897 年に再開される。領事館再開の背景には日清戦争（1894－1895 年）で日本がフィリピンに近い台湾を領有したことと、日比双方で相手国に対する関心が高まったことがある。

移民が本格的にフィリピンに向うのは、明治半ば以降、20 世紀に入り、フィリピンが米国領となってからである。明治、大正期、彼らは「移民」と呼ばれたが、今日でいうような、永住または半永住を目的とした「移民」ではなく、むしろ「海外出稼ぎ労働者」という性格が強かった²⁾。彼らは奴隸制廃止に伴い、国際労働市場を補う労働者として植民地開発のために雇われるか、植民地支配者と現地人の間隙を縫って商業活動に従事した。

ダバオに、定着性の強い日本人移民社会が出現するのは大正末期から昭和に入ってからである。その頃になると、妻の呼寄せや家族ぐるみ移住も多く見られるようになる。一方、フィリピン人（先住民を含む）女性と結婚し、子をもうける者も多くいた。

1939 年のフィリピンの国家統計によると、フィリピン全体で 874 人のフィリピン人女性が日本人男性と結婚し、2358 人の混血児がいた。このうち 740 人が日本国籍だった。これをダバオに限ってみると、269 人のフィリピン人女性が日本人と結婚し、754 人の混血児があり、このうち 267 人は日本国籍、208 人が日本人小学校に通っていた³⁾。国家統計に表れる数字は正式な届出のあったものに限られることから、実際にはこれよりはるかに多くの日比の国際結婚、内縁関係があり、混血 2 世が存在したと推測される。

1 ベンゲット道路建設と日本人移民³⁾

1899 年、フィリピンの領有権を確保した米国は、植民地政府をマニラに置き、統治を開始した。マニラの暑さに苦しんだ米国人官僚は、このままでは事務能力が低下するとして、ルソン島北部の高原地帯バギオを避暑地（サマー・キャピタル）とすることを決定した。当時バギオは山岳少数民族イゴロットの居住地であった。

1900 年、米国はマニラの北 193 キロメートルのダグパンからバギオ（マニラから 264 キロ）に至る道路建設を開始した。中国人、米国人、スペイン人、ロシア人、フィリピン人（低地クリスチャン住民、山岳少数民族）が大量に動員されたが、雨季の山崩れ、疫病の流行などが相次ぎ、工事は難航した。

1902 年に工事主任となった米陸軍ケノン少佐は、米国における日系移民の労働力に注目し、

フィリピン行政委員会（米国人からなるフィリピン統治機構）に、日本人をベンゲット道路建設に大量誘致する案を提出した。委員の中には日本人移民排斥を主張する声もあったが、ケノン少佐の説得で「日本人労働者雇用の件」が決議された。

1903年6月、ケノン少佐は日本領事館の紹介で、当時マニラに出張していた神戸渡航合資会社の移民取扱代理人、稻葉卯三郎氏と面会し、邦人移民1022人の斡旋を申し入れた。移民会社が国内で募った日本人労働者が大挙してフィリピンに流れた。同年フィリピンに渡った移民は2,215人、翌1904年は2,923人に上った。

当時、フィリピンは、米国の「外国人契約労働者禁止条例」（未熟練労働者の流入を防ぐための条例）の適用を受けたため、移民取扱人による移民導入は不可能であった。日本政府は、1901年8月にハワイへの自由移民取扱を許可した例に倣い、1903年1月、移民会社にフィリピン行き自由移民の取り扱いを許可した。ベンゲット道路工事の労働条件や賃金等はあらかじめ米国政府との間で取り交わされていたが、上記の事情から、彼らは建前上は、自由移民として渡航した。

移民会社はフィリピン政府から1人頭10円の手数料を支給されていたため、1人でも多くの移民を送り込もうとした。このため過剰な移民争奪戦を防止する目的で1904年には移民会社ごとに移民数が割り当てられた。1903年1904年の移民会社ごとの移民取扱数は表2-1の通りである。もっとも全員がベンゲット道路工事に従事したわけではなく、契約数が達成された後は、マニラ鉄道工事、マッキンレー兵舎工事、バターン炭鉱などに分散した。

移民取扱会社	1903年 (明治36年)	1904年 (明治37年)	移民取扱会社	1903年 (明治36年)	1904年 (明治37年)
広島移民会社	—	53	海外渡航会社	290	461
関西移民会社	—	40	防長移民会社	326	80
帝国殖民会社	358	455	三丸商会	162	—
大陸殖民会社	37	14	森岡商会	—	41
中国移民会社	52	—	山陽移民会社	—	24
神戸渡航会社	102	19	皇国殖民会社	—	139
東京移民会社	—	135	小見移民会社	—	22
森島移民会社	143	143	合計	1,470	1,626

表2-1 移民取扱者別移民者数(出所:「フィリピンにおける邦人移民」黒柳俊之)

ベンゲット道路は1905年に完成した。工事は日本人にとっても「言語を絶する未曾有の難工事」であった。事故や疫病による死者は1904年だけでも130人に上ったという。『ダバオ邦人開拓史』は「ベンゲット移民は近代比島の開発、在留日本人発展の基礎をつくった」としてその功績をたたえている。⁴⁾

このベンゲット道路については、「日本人が作った道路」というイメージが今なお根強いが、歴史学者、早瀬晋三は、日米、フィリピンの一次史料を丹念に読み込んだ結果、そのようなベンゲット移民像は、昭和10年代の南進論の高まりの中で“つくられた”ものである、と結論している。早瀬によれば、「米国人にも中国人にもフィリピン人にもできなかつた工事を日本人の血と汗と涙で完成させた」というようなベンゲット移民像は、いわば“虚像”であり、実際には日本人労働者は、単にアメリカ植民地政府に雇われて労働者集団の一翼を担つたにすぎなかつた。しかも、苦情が多く定着性のないことで知られ、単純労働者としては移民会社や米国人工事監督からもよい評価を受けていなかつたという。

“虚像”的成立過程を追求したのが、早瀬の『「ベンゲット移民」の虚像と実像—近代東南アジア関係史の一考察』(同文館出版、1989年)である。同書によれば、先のようなベンゲット移民像は、アジアの指導民族としての日本人の優秀さを宣伝するかっこうの材料としてつくられ、宣伝された。そのイメージは現在の日本人のアジア感(優越感や偏見)にも通ずるものがある、という。

早瀬の研究は、二次資料を読む際の注意点、資料読解者のイメージや先入観がいかに“定説”をつくりあげてしまうかを実証した点で非常に興味深く、重要である。しかし、ベンゲット道路で亡くなつた日本人労働者が多数いたこと、ベンゲット道路が、フィリピンの日本人・日系人社会において、初期日本人移民たちの苦悩と忍耐を象徴するシンボルとして、語り継がれていることは、紛れもない事実と思われる。バギオ市郊外の展望台に1983年に建立された記念碑には「日本人労働者が価値ある貢献をしたことを認め、きわめて重要な道路工事を完了するために払つた彼らの努力や犠牲、そして決意に対して感謝の印として捧げる」と、バギオ市長名で記されている。

2 バギオにおける日本人移民社会の発展

ベンゲット工事終了後、職を失つた労働者が、新天地ダバオに流れたことはよく知られているが、バギオ周辺地域にとどまつた日本人がいたこと、戦前、バギオにも、ダバオほどで

はないが 1,000 人を超える日本人社会が存在したことはあまり知られていない。こうした中で、2004 年にフィリピンで出版された『Japanese Pioneers in the Northern Philippine Highlands』（編集・発行 財団法人北部ルソン比日基金）は、同地域の戦前の日本人移民社会を再現した貴重な記録である。以下、同書を参考にバギオおよび北部ルソンの戦前の日本人移民の歴史と特徴を述べる。

ベンゲット道路工事終了後もこの地域に残った日本人は、米国人雇用主のもと、大工、製材労働者、石積工としてバギオの初期の住宅、ホテル、学校、公園、橋梁の建設に関わった。日本人は木造建築に慣れていたことに加え、米国エンジニアの書いた設計図を読み取り、建築物を形にしていく能力に優れていると言われた。

日本人を雇用したのは、米国植民地政庁、宣教のためにこの地を訪れたキリスト宣教教団（イエズス会、英國国教会、ドミニカン修道会など様々な宗派）、カントリークラブのような民間団体であった。日本人は大工、測量技師、庭師として米国人行政官ウィリアム・カ梅ロン・フォーブスの邸宅、マンションハウス（現在の夏の大統領官邸）、ライト公園、パインズホテル、市庁舎の庭園、米軍保養施設キャンプ・ジョン・ヘイの円形劇場建築に関わった。日本人の組織だった仕事ぶりは、迅速かつ正確であると評価され、1910 年頃には安定した仕事を得るようになった。この頃から、日本人移民の中に現地女性と結婚する者がいた。

1910 年代、日本人は、米国人所有の鉱山や製材所で、大工や技術者として雇われるようになる。米軍退役軍人ハーバート・ヘアルドの経営するヘアルド・ランバー・カンパニーは、1910 年から 1941 年の間、日本人製材労働者、技術者の最大の雇用元であった。

初期の移民が同郷の若者を呼寄せる形で、1910 年代には新たな移民到来の波があった。ベンゲット道路工事の後、単純労働者の受け入れが厳しくなったため、新規移民は大工その他の熟練労働者であった。

移民の中にはバギオ市の北部ギサド、ルクバンの谷に住み、大工など他の職業の傍ら農業（野菜栽培）に従事する者もいた。ここへ、北部山岳地域からカンカナイ族やボントック族の男女が仕事を求めて下りてきていた。独身日本人男性はその中から妻とする女性を見つけ、結婚した。

1920 年代、道路網が整備されバギオの季節野菜のマニラへの供給ルートができると、農業に従事する日本人はより広い土地を求めてトリニダッドに移動した。これが、今日マニラへの野菜供給地として知られるラトリニダッド農園の始まりである。この地域の先住民であるイバロイ族はコメまたは根菜類しか栽培しかしていなかったが、日本人はキャベツ、ニンジ

ン、ジャガイモ、カブ、タマネギ、キュウリ、マメ、ナス、トウガラシ、イチゴ、ほうれん草、ごぼう、切花（アメリカ人コミュニティ向け）などを栽培した。トリニダッド平原の野菜供給地としての発展に決定的だったのは灌漑設備であるが、ベンゲット地区のエンジニア兼バギオ市長であった米国人ユーセビウス・ハルセマは、日本人労働者を雇ってこれを完成させた。

1920年代、日本人による最初の生産協同組合がトリニダッドに設立された。ルクバン、ギサド、トリニダッド平野の商業用野菜栽培は日本人の独占となり、1930年代半ばにはラトリニダットで70~80世帯の日本人、日系人家族が農業に従事し、その耕作地は300ヘクタールに及んだ。

1920年代にはバギオにも日本の余剰資本が入ってきた。ラ・ウニオン州ダモリツツに最初の日本人所有の漁船が現れ、バギオ市場に魚を供給するようになった。

日本人の中には、ベンゲット州のさらに北のボントック、キヤンガなどコルディエラ山地に移り、大工、石工として学校や教会建設に携わったり、商業に従事したりする者もいた。戦前、ボントック地域には少なくとも12人の日本人がいた。バギオで商業に従事する日本人が日本人妻ないし家族を呼び寄せることが多かったのに対し、北部に向った日本人はイゴロット族などの先住民を妻として家庭を持つ者が多かった。

1900年頃からバギオ周辺の鉱山で小規模な採鉱が行われていたが、1920年代にはアンタモックの金鉱が発見され、バラトック鉱山、イトゴン鉱山が開設された。1930年代、国際的な金価格の高騰で鉱山ラッシュが起き、10近い鉱山が新設された。いずれの鉱山にも日本人が大工又は鉱山監督、技術者として働いていた。バギオ周辺の鉱山で働く12,000人の労働者のうち、日本人は160人から200人であった。鉱山の新設は木材需要を喚起し、ヘアルド・ランバーをはじめとする製材会社を潤した。

1910年代、バギオのメインストリートであるセッションロードには、早くもジャパニーズバザール、マウンテンバザールなどの日本人商店、日本人の時計修理店、床屋、写真スタジオなどが営業していた。1921年、百中ヒデオと永富サンジが中心となってバギオ日本人会が結成された。日本人会が最初に取り組んだのはバギオの日本人小学校開設であった。学校は1924年に完成し、生徒数25人でスタートした。生徒数は5年後には3倍となり、1937年には142人に増加した。

1920年代から30年代にかけて、日本人はバギオ、ベンゲットの社会経済生活の一角を占めるようになる。毎年リサールデーに開催されるバギオのカーニバルでは、バギオ日本人会

の山車がパレードに参加し、注目を集めた。1920-30 年代、バギオの中心街には、フィリピン人、中国人の店と並んで、日本人が経営する雑貨店、デパート、私立総合病院、菓子屋、自転車屋、薬局、写真スタジオ、家具屋などが軒を連ねた。

1939 年、バギオの人口 24,000 人に対し日本人は 1,064 人（中国人 1,114 人、米国人 612 人、ヨーロッパ人 143 人）、日本人学校入学者数は 150 人だった。⁵⁾

3 ダバオにおける日本人移民社会の発展

ダバオ市はミンダナオで唯一の人口 100 万人都市であり、面積は 2,121 平方キロで全国一広い。戦前、この地域は満州国になぞらえて「ダバオ国（クオ）」と呼ばれた。満州同様、日本人入植者が多く、東南アジアの日本人社会が出現したからである。戦前のダバオ日本人社会の発展は、主としてアバカ産業に拠るものである。

本節の内容は、主として 1938 年に出版された『ダバオ邦人開拓史』（蒲原廣二著、日比新聞社発行）に拠っている。同書は、ダバオにおける日本人移民の歴史を、草分け時代（1904-1906 年）、創業時代（1907-1914 年）、第一次好況時代（1915-1918 年）、第一次不況時代（1919-1923 年）、第二次好況時代（1924-1928 年）、第二次不況時代（1929-1934 年）、現在（1935-1937 年）に区分している。本節ではこの区分に添った上で、第二次不況時代の後を「開戦直前期」とし、最後に 2 世の教育、日本語学校についての項をもうけた。

1. 草分け時代（1904-1906 年）

ダバオにおける最初の日本人移民は、1903 年、シリア人ホアン・アワド（後にフィリピンに帰化）の募集に応じ、鹿児島県人須田良輔に引率されて渡った約 30 人の日本人であった。フィリピンが米国の植民地となり、ミンダナオもその支配が及ぶようになると、米国人やスペイン人が早速この地に入植し、麻農園を開いた。当時のダバオ州人口はわずか 2 万人で、大半は賃金労働に不慣れな先住民（少数民族民族）だったため、その不足を補う形で日本人の労働力が期待されたのである。仕事は麻引きと除草であったが、麻の手挽きは初めての者には過酷な労働であり、慣れぬ熱帯の気候、粗悪な食料事情などもあって、この人びとは 1 年の契約終了後、マニラに帰ってしまった。

ダバオに本格的に移民を誘致し、植民事業の基礎を確立したのは「ダバオ開拓の父」と称される太田恭三郎（1876～1917）である。太田は、マニラに「太田商店」を開業し、ベンゲット道路建設の「御用商人」として日本人労働者と接していた。彼は工事終了後、大量の日本人失業者がすることを予測し、ダバオの外国人農場主に、日本人労働者誘致の話を持ちか

け、ベンゲット工事終了に先立つ 1904 年 9 月、工事に従事していた日本人 180 人を連れてダバオに渡った。

ベンゲット道路工事が終了すると、太田の予想通り、帰国の船賃もなくマニラの宿に逗留する日本人が多数出現した。太田は彼らに旅費を貸しつけ、ダバオに移送し、就職先を斡旋した。1905 年 1 月にベンゲット道路建設終了で職を失った 100 人が、7 月には 70 人がダバオに渡った。太田自身もダバオに本拠を移した。

ダバオにおける初期の日本人移民の生活状態について『ダバオ邦人開拓史』は次のように述べている。

「往時に於ける邦人移民の生活状況は唯悲惨の二字に尽きる。凡ゆる困苦欠乏、過酷なる労働、粗悪極まる食料、不便なる交通状態、慣れぬ風土と心細い衛生設備、若しくは蛮槍に脅され、實に島流し以上のものであった」⁶⁾

ほとんどがニッパ椰子の家ばかりでトタン屋根の家は中国人経営の店 1軒のみ、道も「わずかに牛馬やカンガの通行ができる程度の自然に踏み平らされた」道に過ぎなかった。ダバオ港も港湾設備がまだなく、移民は「各自自分の柳行李を担ぎ、ズボンをまくって河岸まで水の中を渡らねばならなかった」。労働条件も、ベンゲット道路工事よりさらに悪く、1 力月精一杯働いても 20 ペソ程度だった。しかし明治の日本で 20 ペソの純益を得るのは大変だったので、彼らは「唯金を儲けたい一心で凡ゆる苦難とも戦い通した」。

初期の日本人移民の評価は高くなかった。米国人、スペイン人栽培協会の総会の記録に、日本人労働者について次のような記述がある。

「日本人労働者は高い給料を要求して単に麻挽きのみを望み、その上定住性がなく頼りにならない云々」。

太田は 1906 年、食料事情を緩和するため、マニラの田川商店（田川森太郎）の援助を受け、ダバオ市サンペドロに太田商店を開いた。太田は店の経営と同時に「邦人移民に関する諸種の斡旋または世話業」をし、移民の福利増進に努めた。「太田商店は一の人事相談所と化し、商売の方の客より一身上の事に関して太田氏の意見を求める人で店頭はいつも賑った」⁷⁾。

半年後、太田商店は日本人移民の多かったバゴ、ダリアオン、バンカス、タロモ等に支店を出した。太田商店以外にも数件の日本人商店が出現した。

次第に日本人の地盤ができていったが、当時、先住民族の中には、先祖伝来の土地をとられる恐怖から日本人に危害を加える者もあり、戦々恐々とした日々であった。

2. 創業時代(1907-1914 年)

草分け時代のダバオの日本人は一介の労働者、外国人農園における使用人であったのに対し、日本人自らが土地の権利を獲得し、自営者としての基盤を固めていくのが次の「創業時代」である。その象徴的な出来事が、1907年の太田興業株式会社の創立であった。

太田は日本人の農業の発展のためには、日本人による土地の獲得が不可欠と考えた。フィリピン公有地法を研究し、フィリピン法にのっとって会社を設立すれば外国人でも土地を所有できることに気付き、1907年5月に日本人10人、フィリピン人1人の計11人で太田興業株式会社を設立、同年12月、バゴ、ミンタル地区に1,015haの土地の払い下げを受けた。当時、新天地ミンダナオはほとんどが未登記の土地であったため、米国当局に申請すれば「公有地払い下げ」を受けることができた。

太田興業が創立されると、同地域の耕作者は自然と同社所属の請負耕作者となり、初めて日本人の土地に日本人の自営者が生まれた。自営者は、各自の資本力に応じて土地を開墾し、生産麻価格の9割（後に8割5分）を受け取った。これは請負耕作制度（パキアオ・システム）と呼ばれ、ダバオの開拓と麻産業の発展に重要な役割を果たした。

他の外国人農園で働いていた日本人も太田興業の土地に移ってきた。それでも労働者は足らず、日本からの新規募集が行われ、沖縄県や福島県から移民が数回に渡り誘致された。

原生林の開墾は楽ではなかった。「初めは家屋もなく野宿する事が多かった。又植付方法や農具等に就いても非常な苦心をなしその改良に努め、苦心研究の結果、漸くにして間に合うようなものを作り上げ」たという。こうした努力の結果、太田興業の麻山は、他の外人農園の二倍の収穫を上げるようになり、ようやくこの頃から日本人の評価が上がっていった。この時期の移民はほとんどが男性であった。

3. 第一次好況期(1914-1918)

1914年の第一次世界大戦を機に、艦船用ロープに使われるアバカ麻の需要が増加し、価格が上昇すると、「ダバオ始まって以来の好況時代」が訪れた。麻価格は1914年の1ピクル20ペソが1918年には57ペソとなり、産地ダバオにおいては70-80ペソまで値上がりした。

1914年、太田興業に次ぐ邦人企業として伊藤商店（現伊藤忠と丸紅）の援助を受けた古川拓殖株式会社が設立された。後に太田興業とともに、ダバオのアバカ麻産業を二分する会社である。古川拓殖はダリアオンとリバダスに土地を購入し、自営者に開拓資金を貸し付けて、麻山の開拓を促した。

第一次世界大戦の勝利による余剰資本が日本からダバオに流れ込み、古川拓殖に続いて日本人による農事会社設立が相次いだ。1918年までに新たに日本人によって設立された会社は

60社に上り、その面積も4万数haに及んだ。

空前の麻景気で「麻山さえ持っていれば寝ていても麻山はどんどん金を産んでくれる」黄金時代となり、日本人の農事会社、自営者は事業を拡張して山奥に進出した。

日本からの新規渡航者も急増し、1917年、1918年には3,000人以上がフィリピンに渡航した。その約9割がダバオに向ったと言われ、1918年にはダバオの日本人人口は約8千人に達した。

当時の某有力紙のデータによれば、この頃ダバオ州の既耕地の57%にあたる約5万6千haを日本人が所有し、また同州の148の会社うち69社が日本人のものだった。

日本人の経済勢力がこれだけ強くなると、様々な問題が発生する。そこで柳原隆人、大城孝蔵、古川義三ら33人が発起人となり1918年4月にダバオ日本人会が設立された。会員2516人で出発し、対外的には在留邦人の権益擁護、対内的には親善団体、自治団体として活発に活動した。月1回会報を発行し、当時唯一の報道連絡機関としての役割も果たした。1921年のダバオ領事館設置も、日本人会が外務大臣宛に請願を出すなど運動した成果であった。日本人会が最も重視し、力を入れたのは2世の教育問題であったが、これについては後述する。

ダバオでの日本人の経済進出が目立つようになると、フィリピン国内でこれを警戒する排日世論が高まり、1919年、日本人に不利な新土地法が制定された⁸⁾。それ以前は100%外国人所有の会社でも土地の払い下げを受けることができたが、以後、6割以上の株式をフィリピン人又は米国人が保有しない限り、不可能となった。会社を設立して開墾に着手していた日本人は窮地に追い込まれたが、日本人会が外務大臣に請願し支援を求め、着任したばかりの来栖領事が米国総督と交渉し、総督がフィリピン議会に勧告するという形でフィリピン政府との間に妥協案が成立した。しかし以後、この法律のために、日本人の会社が合法的に土地を獲得することは難しくなった。

上記は国家レベルの軋轢であるが、地域レベルにおいても、日本人人口の急増、勢力拡大は先住民に適視され、バゴボ族や「モロ」族（ムスリム諸族の総称）による日本人殺傷事件が頻発した。公有地の払い下げを受けたといつても、もともとは近代的な土地登記を知らない先住民が祖先伝来の土地として利用していた土地であったから、トラブルが発生するのは当然であった。

4. 第一次不況時代(1919~1923年)

麻価格は1918年をピークに下落し、1921年にはマニラ価格が1ピクル平均17ペソ、最低13ペソにまで暴落した。1922年をどん底として1924年上半期まで続き、ダバオの日本人に

とっては「絶後の受難時代」となった。

下落する一方の麻価格に望みを失った日本人は群れをなして帰国した。ダバオの日本人口は1918年の8千人から1923年には2,596人までに減少した。自営者の中にも、せっかく苦心して開墾した麻山を二束三文で売り払って帰国する者が多く出た。

労働者がいなくなると、麻山の維持経営は困難になり、麻山は荒れる。そこで他州からのフィリピン人労働者誘致が行われた。

この時期、窮地を救ったのは麻挽機械の発明であった。それまでは手挽きにより纖維抽出方法がとられていたがこれは「労のみ多くして非能率」であった。太田興業の技術者4人が麻挽機械の発明に没頭し、さらに改良が重ねられ、1921年、動力式麻挽機械「ハゴダン」が開発された。

ハゴダンはダバオの麻産業に革命的発展をもたらした。生産能率は手挽きの12倍となり、自営者1人あたりの耕地面積拡大につながった。日本人会は1925年、太田興業1社ほか6個人を発明の功労者として盛大に表彰している。

このハゴダンをめぐっては特許権紛争も起きている。日本人の発明である動力ハゴダンに対し、サンボアンガ在住のある米国人が米国特許庁局にこの特許を出願して専売権を獲得し、その特許をフィリピンの商工局に届け出たことが発端である。米国人がハゴダンの制作販売に従事していた日本人に権利金の支払いを要求し、日本人がこれを拒否したことから訴訟に発展した。裁判には8年の歳月と多額の費用を要したが、日本人会が団結して事に当たった結果、最終的には日本人側の主張が容れられ、原告敗訴となった。⁹⁾

5. 第二次好況時代(1924-1928年)

1921年に最低13ペソで底をついた麻価格はその後、次第に好転し、1924年には50ペソにまで回復した。麻ブームは1928年まで続き、再び「アバカ麻の黄金時代」となった。こうなると再び、日本から移民が押し寄せ始め、フィリピンへの渡航者数は1924年の548人から1925年には1,635人に増加、以後毎年2千人を超える、1929年には4,535人と過去最高となつた。1926年のダバオ港開港後は、直接日本からダバオに船がつくようになり、ダバオの日本人口は1929年には1万人を超えた。この第二次好況時代、「麻山小成金」が続出した。

この時代の特徴としては、日本人女性および妻帯者の増加が挙げられる。花嫁を満載した船がダバオ港に来航し、憧憬の的となつた。在留邦人中の女子の割合は1920年の7.5%から、1928年には24.6%にまで増加し、出産数も増えた。フィリピンへの移住は、単なる「出稼ぎ」から、家族連れの移住に変わり、定着の度合いを強めた。またバゴボ族などの先住民

やキリスト教徒フィリピン人との婚姻も進んだ。

沖縄出身者の増加が顕著となったのもこの時期である。背景には、1924年の合衆国移民法（排日移民法）がある。米国への移住が難しくなったため、ハワイや米国に数千人単位で向かっていた沖縄移民は、1925年以降行く先をフィリピンに変えた。その多くがダバオに向かった。1920年にダバオの日本人全体の2割程度であった沖縄出身者は1928年には5割を超え、開戦前は7割に及んだ。

沖縄県人については、ダバオ領事館副領事が外務省に提出した「他県人に比し、文化程度劣等なり」に始まる、マイナスイメージを列挙した報告がある。沖縄出身者はダバオの日本人移民社会の中でも他県人と区別されていた。古川義三は著書『ダバオ開拓記』（昭和31年）の中で「一部の日本人はダバオの不況時代に、なんの因果でかかるところに来たのか、運が悪かったと氣を腐らしたが、沖縄県人は蛇皮線を弾き、好きな豚肉を味わい、平気で暮らして大きな勢力をなした」と記している。一方、鶴見良行は「勝手な想像で確実な証拠はないが」と断りながらも、「沖縄県人のほうがバゴボなど『未開種族』とたやすくうちとけたのではないだろうか」と述べている¹⁰⁾。

1919年の新土地法以後、日本人企業の土地獲得が難しくなったことは先に述べたが、実際には非合法的な払い下げや、フィリピン人を通じての転貸などがかなりの範囲で行われていた¹¹⁾。バゴボ族の土地を借りて、麻栽培し、売り上げの1－2割を収める方法もとられた（パキアオ・システム）。

バゴボ族との問題を最小限に抑える役割を果たしたのが、バゴボ族との結婚であった。早瀬晋三はこれを「バゴボ族との結婚は日本人には土地獲得という意味で都合がよかつた、また移住者により土地を追われ、生活様式を変えざるをえない状況にあったバゴボ族側も、日本人から地代を受け取る、あるいは日本人農園で働くことで新しい生活術を見出していった」とみている。¹²⁾

こうした国際結婚がある一方、日本人の発展期には必ず日本人殺傷事件が頻発し、日本人会を悩ませていた。

6. 第二次不況時代（1929-1934年）

1929年の世界恐慌とともにダバオにも不況の波が訪れ、麻価格もがた落ちとなった。不況は1934年まで6年間続き、「在留邦人の苦しみは並み大抵ではなかった」。当時、麻価格が1ピクル20ペソを下ると自営者はやっていけないと言っていたが、1932-33年には4ペソ、5ペソにまで下落した。

しかしこの第二次不況時には、第一次不況のときのように帰国者が続出するということではなく、「むしろ皆が一丸となって地盤を守り通した」。『ダバオ開拓史』はこの事情を説明する要因として次の4点を挙げている。¹³⁾

①ダバオ開拓30年、邦人の基礎も漸く成り、又邦人も青年期より壮年期に達し落ち着きがでてきた ②先の不況時代にはほとんど全部が独身者だったが、今度は妻帯者が多くなって妻子家庭を有するため自由が許されなくなった ③ダバオも暫時蛮界の域を脱し、住みよくなってきた ④土地問題の勃発によりはつきり自分の立場を自覚した

不況といつても、日本国内ではさらにひどかったため、不況が深刻化した1930年にも2,685人の渡航者があった。ダバオの日本人人口は同年には1万2千人を突破、1935年には1万4千人を超えた。フィリピンの日本人人口の3分の2はダバオに集中していた。

7. 太平洋戦争直前期（1930年代後半）

太平洋戦争直前、ダバオの邦人人口は2万人に達した。その8割が麻産業に従事していたが、ラミー、椰子、一般商工業、森林伐採および製材、漁業等でも有力な地位を占めた。特に林業と漁業はほとんど日本人が独占していた。

商工業分野でも日本人の活動は目覚しかった。商業では、1936年、ダバオ市内の小売商1,200軒中425軒が日本人商店で、総売上高の6割を占めた。1933年に創立されたダバオ商工会は、1937年には会員121人、商店工業数154戸を包含した。

以下、日本人による主な商工業の種類と数を列記する。

日用雑貨商 100、金物店 17、時計店 4、自転車店 8、薪炭商 6件、氷店 12 件、食堂 24、鉄鋼業 7(麻栽培に用いる農具製造)、木工業者 28(日本人の独占)、仕立屋 19、製菓業 20、豆腐製 14、うどん製造 3、味噌製造 2(大阪貿易と大力商店)、写真業者 11、活動写真 4(常設 1、興業団 3)、理髪業 32(日本人の独占)、旅館 22(柏原ホテル、神戸館、上原旅館など)¹⁴⁾

1930年代後半、ダバオには12の県人会が存在した。沖縄県人会が最も古いが、ほとんどはダバオの日本人社会が比較的安定した1930年代に組織化されたものである。

ダバオ沖縄県人会は例外で、創立は日本人会より古く1916年1月、会員数も最大であった。

	創立年	会員数
福島県海外協会ダバオ支部	1930年	
広島県海外協会ダバオ支部	1930年	400人
福岡県海外協会ダバオ支部	1931年	
岡山県海外協会ダバオ支部	1928年	100余人
ダバオ佐賀県人会	1935年10月	80人
ダバオ三州会	1935年	約100人
ダバオ信州人会	1936年	約120人
ダバオ和歌山県人会	1932年	約100人
ダバオ岐阜県人会	1935年	
長崎県海外協会ダバオ支部		
更生会 *	1937年	1000人余
南洋同志会 **	1937年	

*目的は「南進国策の絶対支持と自営者大衆の利益擁護」。機関紙「南進時報」を発行。

** 沖縄県人会とは別に在留沖縄県人同志で組織。

表2-2 戦前のダバオの県人団体(『ダバオ邦人開拓史』763-771頁より作成)

このほか、麻の自営者会が各地に30余り存在した。経済団体としては、ミンタル商工会、トリル商工会、木曜会、ダバオ日本人漁業組合、ダバオ理髪同業組合、ダバオ写真同業組合、ダバオ日本人鉄鋼業組合、ラクソン協同組合(麻の共同販売など)、ダバオ川殖産組合(1929年創立)、トンカラン協同組合、ダバオ日本人自動車運転手組合(1924年創立)などがあった。明示したものを除き、創立はすべて1930年代である。

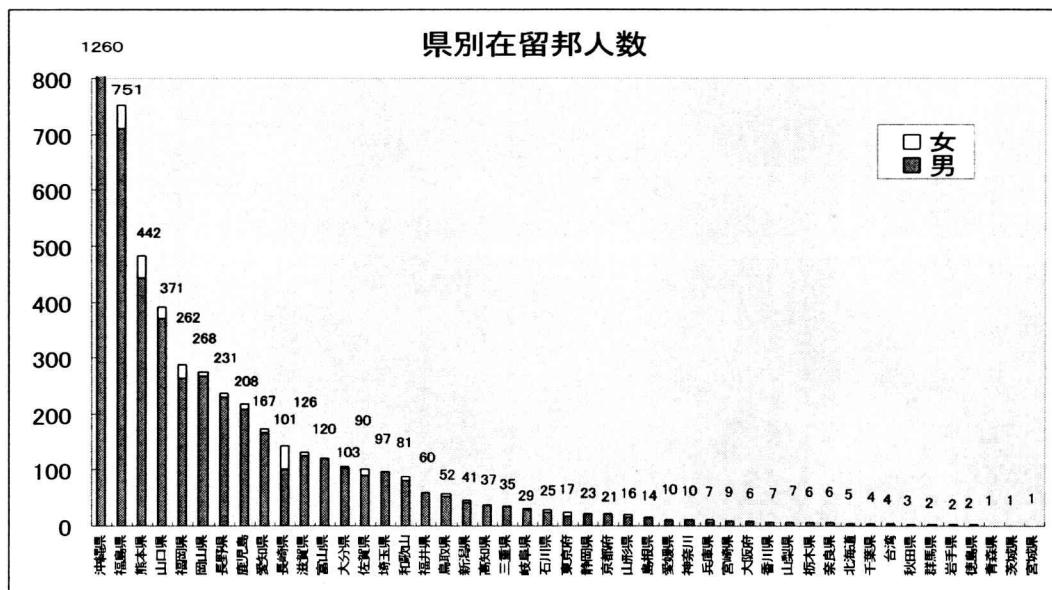
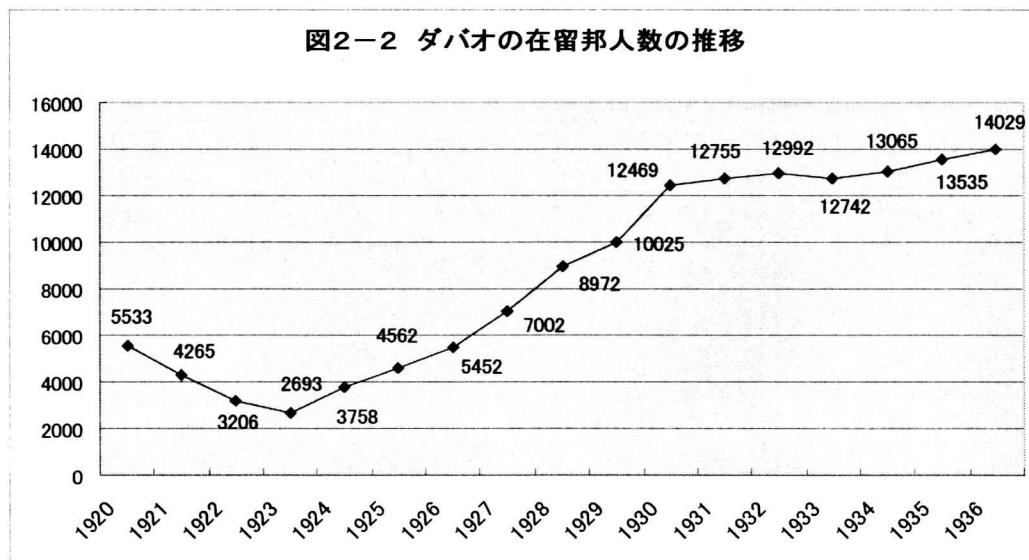


図2-1 1936年ダバオの出身県別在留邦人数(未成年を含む)『ダバオ開拓史』750頁より作成)



8. 2世教育問題—日本人学校

フィリピンで最初の日本人小学校はマニラ日本人小学校で、開校は1917年8月であった。これに続き、1924年にバギオ、ダバオで日本人小学校が開校した。

ダバオでは1923年、日本人会が翌年の天皇陛下御成婚記念事業として小学校を設立することが決定され、1924年4月にダバオ日本人学校が開校した。開校時25人だった生徒数は、

1937年には242人に増加した。同年、日本人人口が多く児童数も多かったミンタルでも父兄有志の拠金で同年ミンタル日本人小学校が開校した。

1930年代に入ると就学児童数が増加したため、日本人会は、支部単位で学校建設組合を組織し、拠金によって私立学校を建設することとした。その結果、1937年までに12校となり（表2-3）、ダバオの就学児童数は1,400人余、日本人教職員数48人（フィリピン人英語教員9人）となった。1930年代末には教育費予算が日本人会本部および支部総予算の6割を占めた。

	開校年	在外指定校に認可された年	1937年における児童数
在外指定ダバオ日本人尋常小学校	1924年4月1日	1926年	242
在外指定ミンタル日本人尋常小学校	1924年4月21日	1927年	325
在外指定ラサン日本人尋常小学校	1933年1月	1936年	40
在外指定マナンブラン日本人尋常小学校	1933年2月	1936年	126
バンカス日本人尋常小学校	1934年3月		37
トンカラニ日本人尋常小学	1933年3月		82
ディゴス日本人尋常小学校	1934年2月		55
バヤバス日本人尋常小学校	1934年3月		74
在外指定カリナン日本人尋常小学校	1935年2月	1936年	191
カティガン日本人尋常小学校	1937年1月		43
ダリアオン日本人尋常小学校	1936年5月		158
東ラサン日本人尋常小学校	1937年1月		46
ワガン日本人尋常小学校	1938年度開校見込		

表2-3 戦前のダバオの日本人小学校（『ダバオ邦人開拓史』621-632頁 より作成）

『ダバオ邦人開拓史』はこの事情を「在留邦人は国民教育の重大性をよく自覚して2世教育事業に参画し、一意専心、資金の調達、校舎の建設に盡瘁し、実に涙ぐましき活動と犠牲とを以て事に当たり遂に此の大業をなし得た」と評している。教育課程は日本国内と同様で、「修身・公民」では皇國精神、公民心得一般などが教えられた。

マナンブラン日本人尋常小学校長の本重義敬氏も、学校設立は、校庭や通学路の整備の土木作業への奉仕、備品の寄附など「父兄有志の燃えるような熱誠」があったために実現した、と記している。また、本重は、「ダバオ日本人小学校で混血児がないところはなく、その割

合は1－2割から5割以上に及ぶものすらあった」とし、ダバオ在留邦人でフィリピン人女性と結婚した者約300人、その子どもは1千人としている。¹⁵⁾

4 その他の地域における日本人移民

ダバオ、バギオのほかにも首都マニラ、セブ、ビコール地方など、戦前、日本人はフィリピン全土に散らばっていた。1935年州別日本人数を表2－4に示した。合計すると2万641人の日本人がフィリピンにおいて外国人登録をしていた。

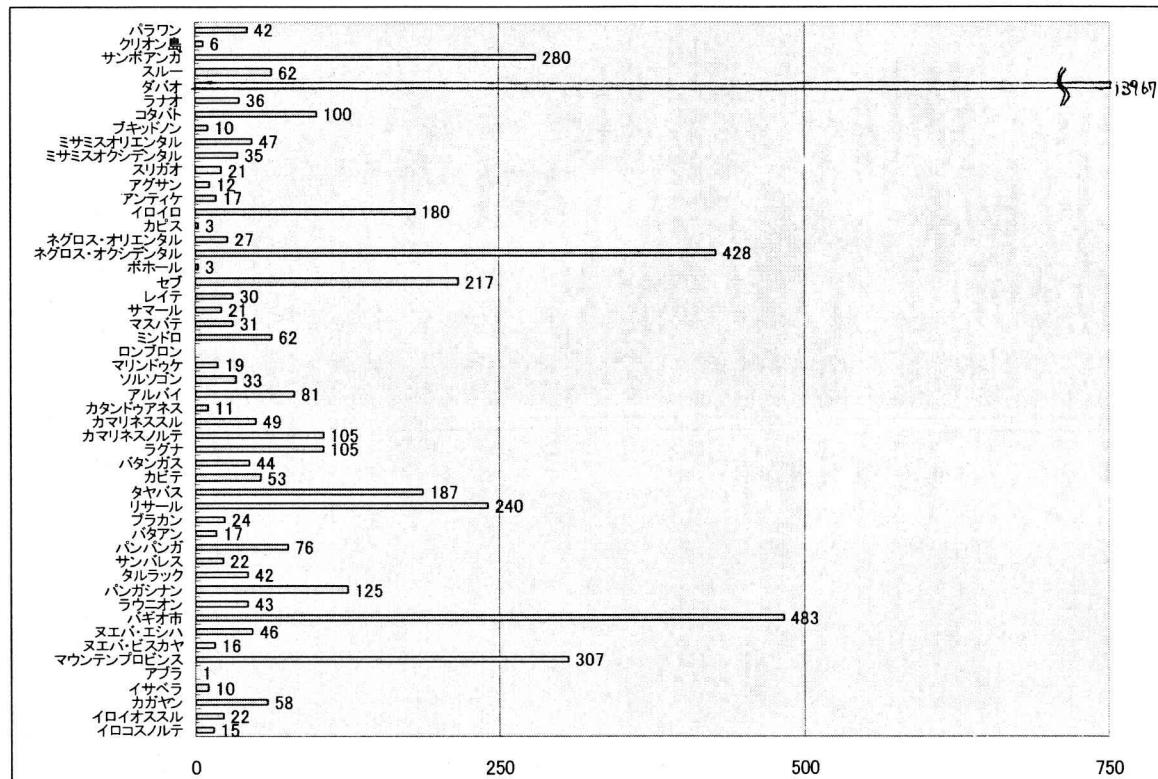


図2-3 フィリピン在留日本人数（出所『ダバオ邦人開拓史』838-841頁より作成）

1941年6月、フィリピン・コモンウェルス政府（独立準備政府）は日系社会全員に対し、一斉に外国人登録を行った。在留邦人のみならずそのフィリピン人妻や子どもすべてが対象とされた。登録証には写真、指紋押捺欄があり、細かな身体的特徴も記載された。日本人を父に、フィリピン人を母に持つ残留日本人2世の中には、幼少時の自分の外国人登録証を現在も所持している者がいる。登録証はフィリピン法務省の入国管理局発行で、冒頭には「日

本国民である〇〇の申請により、1941年の外国人登録法4条に基づき本証明書を発行する」と記載されている。

第3節 戦争による日本人移民社会の崩壊－家族離散と「残留日本人」の発生

1 戦争と在留邦人～ダバオを中心に¹⁶⁾

1941年12月8日の開戦とともに、日本軍によるフィリピン攻撃が開始された。フィリピン在留の一般の日本人は各地でフィリピン警察と米軍によって強制収容された。これは北米や南米で日本人移民に対してとられた処置と同様である。

日本人人口が最大だったダバオでも、女性、子どもを含め、市内に1万1千人余、市外に1万7千人余がフィリピン小学校や日本人小学校、刑務植民地などに収容された。12日後の12月20日、日本軍の上陸、ダバオ攻略とともに順次救出され、24日までにほぼ全員が解放された。

この間、スパイ容疑がもとで、大阪貿易の味噌工場の入り口で10人の日本人が柱に縛り付けられ斧で滅多切りにされた事件（フィリピン人兵士が飯に毒を入れよと強要したのを拒んだためという説もある）や、300人が収容されていたバンケロ闘鶏場で、日本軍の爆撃音に合わせてフィリピン人監視兵が収容所に向かって銃を乱射し、52人の死傷者が出了るバンケロ闘鶏場事件などが起きた。バンケロ闘鶏場では23人が即死、5人が重症のため後日死亡、24人が重軽傷を負った。¹⁷⁾

日本軍による救出前に50余命の犠牲者が出たこと、収容中の食料事情や衛生事情がひどかったことから、日本軍に救出されたときの日本人の感激は大変なものだった。ダバオ引揚者の親睦団体「ダバオ会」の事務局を長く務めた田中義男氏はこの時のこと、「『兵隊さん、ありがとう』と軍部に協力し、戦力増強に奉仕した」と記している。ダバオ新聞も、「ああ忘れ得ぬ、あの朝の感激」などの見出しで日本軍による救出を報じた。

残留日本人2世の聞き取り調査でも、開戦直後の日本人の強制収容のことはしばしば出てきた。2世の年齢によっては、2世自身が日本人として強制収容されたケースもあったが、2世が当時子どもで、母親がフィリピン人の場合、父だけが収容され母子は家に残される、ということ多かったようである。

1942年2月2日、日本軍に全面協力する「ダバオ市軍政政府」が成立した。市長はフィリピン人であったが、市長顧問2名は日本人、市参事会員もフィリピン人6人、日本人5人で

あった。

日本の上陸により、ダバオは日本軍に占領されたが、攻略の際のフィリピン軍との戦闘で、水道設備や橋が破壊されており、町の再建が必要であった。日本人が帰宅すると、家や商店はフィリピン人によって略奪されていたため、日本人は犯人や戦前からトラブルのあったフィリピン人を探し出して殺害したりした。治安は急速に悪化していた。日本人の仕返しがあまりにエスカレートしたため、ダバオ領事館は「一部邦人の不逞行為が在留 2 万邦人の名誉を汚す如きことがあれば遺憾至極」として自肅自重を要望訓戒した。¹⁸⁾

日本人会は幹部会議を開き、「ダバオ居留民団」を組織し、非常事態中は軍と全面的に協力して宣撫、食糧確保、自警、交通整備に当たることを決めた。日本人会は解消せず、事態回復まで民団に統合される形となり、日本人会支部長はそのまま民団支部長を兼務した。

民団は、日本軍当局の指導で、在郷軍人および青年団員で各主要支部別に自警団を組織した。軍から歩兵銃の貸与を受け、一般邦人の帰宅に先だって治安確立にあたった。

自警団は後に義勇隊と改名され、軍の警備司令官に属し、警備、偵察、フィリピン人の宣撫工作などに協力した。警備のほか、食糧調達の名のもとにフィリピン人の畠からトウモロコシ微発をやらされたという証言もある¹⁹⁾。義勇隊は町の再建やスパイ活動に成果を上げた。犠牲者に対しては、軍当局が調査の上、論功行賞ならびに補償がされることになった。

フィリピン人は日本軍上陸とともに奥地に避難していたが、治安の回復とともに戻ってきた。軍の宣撫班はフィリピン人に対し、一応の身元調べをしたうえで、「良民証」を発行し、生命財産の安全を保証した。良民証は白地の腕章の中央に赤い日の丸、墨字で「良民証」と書いたもので、1942 年 2 月 1 日までに 3 万人に発行された。判断基準となったのは、以前誰のどこの耕地で働いていたか、ということで、雇い主である日本人に見覚えがあればよしとされた。一方、良民証を発行できないフィリピン人は拷問にかけられた。

「義勇隊」の活動がいつ頃までかは定かではない。「1943 年 2 月には工作義勇隊が結成され、数次に渡って活動した」とする記録もある。これと、1942 年の義勇隊との関係は不明であるが、警備、ゲリラ活動地域の道路橋梁の修理、宣撫活動に、在留邦人が早い時期から、長期にわたって従事したことは確かであろう。2 世への聞き取り調査では「父はボランティア・ソルジャーだった」という証言が時々見られたが、これは義勇隊を指すのかもしれない。なお、1942 年 6 月にはダバオ憲兵隊が設置され、治安維持やゲリラに関する情報収集に当たった。現地の言葉を解する在留邦人は通訳として協力させられ、重宝された。

1942 年 9 月 15 日、軍政命令 23 号「在留帝国臣民の身分登録に関する件」が公布された。

すべての日本人は、所属日本人会に、戸籍謄本又は抄本とともに「在留登録願」を提出し、在留地や職業を変更する際は変更届を、フィリピンを退去する際は退去届を提出することとされ、別に、26号では、軍政監が日本人会会长に日本人の「戸籍、兵役ノ事務」を委任する、とされた。

1942年8月以降、ダバオは海軍部隊、前線、艦隊、ガダルカナル方面、トラック島基地への一大食糧補給基地としての役目を負わされていく。麻山は切り倒され、野菜、貯蔵食料が栽培された。

海軍軍需部は牧場、養魚池などを買収し、直営したほか、古川拓殖、大田興業、大阪貿易などの日本人の会社に、味噌や醤油、酢、漬物、塩、缶詰などの加工品製造を委託した。

生野菜補給に関しては、海軍直営の生産隊として、在留邦人（主にアバカ耕地の自作農）からなる組合がつくられ、生産量が割り当てられた。本部の下に11の班があり、日本人組合員は256人、フィリピン人労働者が351人いた。あらゆる野菜を生産し、最大時には日産25トンの生産があった。1944年、組合員は海軍軍属に採用された。

同様の生産組合はダバオ以外にもあったが（ルソン島ラグナ州のカランバ農園、プラカン州のバリワク農園）、生産量ではダバオがはずば抜けていた。引揚者団体ダバオ会事務局長、田中義男氏は「生産隊編成により、2万人以上の生糧品の常時補給できるようになり、敵来襲時までその任を果たした。-略- ダバオくらいの食糧を自給自足し、戦場に寄与したところは他にないと確信する」²⁰⁾と述べている。

1943年5月 陸海軍はダバオ在留邦人に生活必需品を自給自足し、国家総力戦に協力するよう要請した。長期持久戦に備えて婦人も子どもも労力の手助けをすべきとされ、「さしあたり軍部が必要とするもの」として、麻繩やカマス、竹籠が日本人の家庭で生産されるようになった。

ダバオの在留邦人は、戦前から日本軍への協力のための、募金運動を行っていた。戦時には1943年5月までに2,462軒から集まった224,981ペソ（軍票）により、飛行機2機をミンダナオ軍政監部を通じて陸海軍に献納している。

同様のフィリピン在留邦人による献金の例を参考までに記しておく。²¹⁾

1943年6月 在留邦人他 恤兵金8万9992円 国防献金60万1,025円

1943年10月 中部ルソン日本人会 陸海軍へ軍用機資金献納 54万5,071円

1944年1月 在留邦人 西教外治 海軍機建造資金 8万ペソ

1944年2月 北部ルソン在留邦人 国防恤兵献金 1万1,119ペソ

- 1944年3月 マニラ市在住一邦人 陸海軍へ航空機資金献金 1万円ずつ
1944年4月 マニラ国民学校生徒 陸海軍へ飛行機献納基金 630ペソ
1944年7月 ミンダナオ日本人会コタバト支所 陸軍省に軍用機献納基金 3万ペソ

1943年下旬からは、海軍の飛行場建設が急ピッチで進められた。1944年7月末までにマティナ、ダリアオン、ディゴス、パダダ、ラサンなど6箇所が建設され、さらに増設が行われた。陸軍は陣地構築と退路となる道路建設を急いでいた。日本人会は「今や国家存亡の重大戦局下、全同胞挙げてこの意義ある勤労に邁進しよう」と会員を鼓舞し、在留邦人は自分の農具と弁当持参で、早朝から夜遅くまで労働奉仕に協力した。

最初は日曜と祭日のみであったが、1944年5月には水曜を加えて週2日になり、8月から週3日となった。時期も、最初は1ヶ月交代といいながら、半年や1年に及んだ。1944年5月には勤労隊は「勤労報国隊」に改称され、学童までが飛行場建設奉仕に借り出された。次第に麻山経営どころではなくなり、耕地は荒れ放題となった。

開戦後1～2年は日本で徴兵済みの男性が希望して軍属になっていたが、1944年4月、現地徴兵猶予が撤廃され、強制的に軍人軍属として徴用されるようになった。現地徴兵検査では在留日本人の大部分が合格した。中には未適齢の2世で合格した者もいた。

1944年7月10日、ダバオ帝国総領事館は「在留邦人の身分登録に関する件」を告示した。「当館管区域内に在留する帝国臣民（軍人、軍属を除く）は、当館に身分に関する登録願出をなすことを要す」（第1条）とし、登録したものに登録証明書が下付された。「願出又は届出は、正副2通を所轄日本人会を経由し提出することを要す」（第6条）

在留日本人の身分登録については、1941年軍政令でも登録が義務付けられたが、1944年の領事館告示は「軍政発令第23号在留帝国臣民の身分登録に関する件により登録をなしたる者も、本規定に依り、1ヶ月以内に新たに登録をなすものとす」（附則）とされている。「注意」として、「（前略） 今回の登録は日本人会会員と否とを問わず、ミンダナオ島全在留邦人に對して課せられるものにして凡そ日本人たる者は洩れなく登録すべきものなり。もし今回の登録を理由なくして怠るときは処罰せらるることあるべきに付、全在留邦人はよくよく心して洩れなく登録せられ度し （後略）」²²⁾とあり、在留邦人を1人残らず把握し、総力戦に活用しようという意図が読み取れる。

1944年8月1日 陸海軍当局は、日本人全員、婦女子にいたるまで軍属として取り扱い、軍の命令のもとに軍官民打って一丸とする「超非常措置」を決定した。

さらに8月21日には、陸軍最高指揮官が「在留邦人に告ぐ」と題する非常事態宣言を伝えた。「皇国の攻防を決する未曾有の非常時に処する覚悟を即し、総力の発揮に遺憾なきを期せよ」「今や皇国の攻防を持って殉皇の大義に徹し、一切の自我を棄て、万物を擧げて、軍の戦力に寄与せんことを決心すべきである」といった内容であった。

1944年8～9月頃となると、戦局は悪化し、飛行場と軍事施設を狙った米軍の爆撃が激しくなった。厚生省援護局の引き揚げに関する記録によれば、この頃、フィリピンから一般邦人を撤退させることが大本営戦争指導大綱により決定され、1944年8月から12月までに9,100人が日本に帰国したという。しかし同年12月、引揚者3,000人を乗せた鴨緑丸が、マニラ湾で米軍の攻撃を受けて海没して以降、引揚げは中止され、在留邦人は軍と行動を共にし、山に敗走することとなった。

1944年10月20日、米軍はレイテ島に上陸し、レイテ島決戦の末、レイテ島を押さえ、翌年1945年1月にはリンガエン湾に上陸した。米軍の圧倒的軍事力を前に、2月には日本のマニラ防衛軍は敗退した。

3月にルソン島攻略の見通しがつくと、米軍はミンダナオ島攻略を開始した。4月、5月にはカガヤンとコタバトに上陸し、北と南から中部ミンダナオを進撃、ディゴスを無血で突破しダバオに侵攻した。

4月29日、陸軍第百師団は在留邦人に、タモガン山中の奥地へ避難するよう命じた。タモガン奥地のジャングルに、陸軍部隊と在留邦人3万人以上が一挙に雪崩込んだ。この敗走こそ、「道筋に爆撃と砲撃、死体の散乱する地獄の道」であった。

陸軍は、足手まといになる在留邦人を棄て、われ先にと奥地へと逃げ込み、指揮系統は乱れた。敗残兵は在留邦人の家族の持つわずかばかりの食料を、銃剣を突きつけ、手榴弾で脅して略奪した。先に逃げ込んだ陸軍部隊によって道中の食料はすべて採りつくされ、後から追う在留邦人の家族は餓死者が続出した。

終戦の8月15日、日本軍は山奥深く入り込んでいたので、終戦の報が末端に届くのには時間がかかった。フィリピンで8月15日以降の戦死者の割合が高いのは、山中や米軍キャンプにたどりつくまでの道で、力尽きて命を落とす者が多かったためである。

1945年6～9月のミンダナオ島タモガン山中での邦人死者は4千とも5千とも言われる。生き延びて敗戦、収容所にたどりついたものの栄養失調などで死亡した人は1日40人、収容所での死者は734人（収容所における死亡者名簿あり）という。ダバオでの陸海軍と民間人の戦禍による日本人犠牲者数は約2万人といわれる。

	参加	生存	戦死	不明
陸軍	18,742	6,627	12,111	5
海軍	5,461	2,015	3,446	
一般邦人	5,027	374	4,624	27
合計	29,231	9,016	20,183	32

表2-4 ダバオ地区戦争参加者（厚労省援護局発表資料 1968年1月）²³⁾

2 敗戦と強制送還

終戦後、投降した日本軍人は米軍の収容所に収容された。8月15日の敗戦後の投降者はルソン島6100人 ミンダナオ・ビサヤ地区 5万2,910人、計11万4,010人といわれる²⁴⁾。

山下奉文大将とマッカーサーの間で交わされた停戦協定文中で、一般邦人は軍人軍属と同様に取り扱われることが明記され、一般邦人も軍人と前後して米軍の収容所に収容された。収容所はフィリピン全土に19箇所（ルソン島17、ミンダナオ島1、レイテ島1）あった。最大規模は、ラグナ湖周辺のカルバン収容所（最大収容人員5万人）、次いでミンダナオのダリアオン収容所（同4万人）、レイテ島のタクロバン収容所（3万人）であった。このほか仮収容所が全国に34箇所（ルソン島18、ミンダナオ島8、ビサヤ諸島8）あった。収容所では1000人以上の日本人が死亡したと伝えられる。

収容所における処遇の基準は次の通りであった。²⁴⁾①日本人移民および日本人を両親とする子どもたちは全員強制送還 ②フィリピン人を母とする15歳以上の男子は父親とともに強制送還 ③フィリピン人を母とする15歳以上の女子は日本に行くこともフィリピンに残ることも選択可 ④フィリピン人を母とする15歳未満の子は全員フィリピンに残る（日本人父が連れて帰る場合は別）

被収容者は収容所発行の「無罪証明書」の交付を受けてはじめて帰国することができた。これが発行されず、戦争犯罪人容疑で起訴された者は2万人にのぼるといわれる。裁判の結果、戦犯として処刑となったのは山下將軍を筆頭とする69人であった。その中には、通訳として従軍した日系2世もいた。

外務省第一次調査報告書は、フィリピンに残された2世の「残留動機」を次の5つに分類している。

- ① 両親とも日本人で、戦争中の混乱で両親と離れ離れになり（離別ないし死別）、現地

に置き去りにされて収容所に収容されずにフィリピンに残された

- ② 母親がフィリピン人のケースで、敗戦の混乱の中で父親と離れ離れになり、そのままフィリピングリラの襲撃を恐れて山の中に残り、父親が強制送還されるのを知らないまま、父と共に日本に帰る機会を失った
- ③ 戦前すでに父親が死亡していたが、日本人であるために迫害を受けることを恐れてそのまま山に隠れて日本へ帰る機会を失った
- ④ 父親の強制送還を収容所内または収容所外で認識しながら、残される母親を慮って、または日本での生活に不安を覚えてとりあえず父親が様子を見に帰り、後で迎えに来るということで残った（このようなケースでは兄弟の一部を連れて帰った例が多い）
- ⑤ 父親と別々に収容所に収容されたため、日本のどこに帰ってよいかわからないため、やむを得ず残った（同様のものとして、一緒に収容されたが父親が収容所で死亡して、帰る先がわからず残ったケースもある）

①～④の分類は、動機の分類というより実態の分類ではないかと思われる。終戦時、父親とともにいて、別れの場面に立ち会った2世は多くはない。別れ際、「日本は戦争に負けた。日本へ帰っても生活はもっと苦しいものになるだろう。お前たちはここに残ったほうがいい」と言って去ったという1世もいたが、多くは終戦時父親と死別または離別しており、2世は①フィリピン人母兄弟、あるいは妻子とともに山に避難していた②軍属、通訳などとして父とも母兄弟とも離れ、単独行動となっていた、のどちらかであった。

「残留動機」をあえて言うならば、①終戦時幼少であったため、選択の余地がなかった（この場合、「動機」を論ずる意味がない）②フィリピン人母親やフィリピン人妻（結婚している場合）を残していくことができず、また知る人のいない日本に行くことを躊躇し、残留したの2つに分類されるように思われる。むろん後者の場合でも、どうすべきか、様々な思いや迷いが逡巡したであろう。また前者では、終戦時両親ともに死亡していた場合、兄弟ばらばらに母方の親戚や近所の人にひきとられ、文字通り孤児となった例が何件かあった。

戦後、日本人の財産はフィリピン政府に没収された。

残留した2世は、フィリピン人の日本人に対する憎悪を一身に受け、迫害、差別の対象となった。天野洋一『ダバオ国の末裔たち フィリピン日系棄民』（風媒社、1990年）には、「お前、日本人だろう、日本人のくせになぜ日本に帰らない。ここはお前なんかのいるところで

はない」と銃でこづかれた、あるいは惨敗兵（略奪を業とする元抗日ゲリラ）に襲われ、「合いの子」であることをひたすら訴えて命拾いしたなどの残留2世の体験談が紹介されている。

年頃の混血2世女性は、フィリピン人や中国人と結婚することで迫害をまぬがれ、生活手段を得た。夫を失った1世の妻の多くが、生活のため、フィリピン人男性と再婚した。2世は、日本人父の姓を、母の姓または母の再婚相手（継父）の姓にかえ、ファーストネームもフィリピン名（多くは洗礼名）にかえて育てられた。戦中生まれで日本人父の記憶のない2世の場合、父親が日本人であることを知らずに、継父を本当の父と思って大きくなったりしたケースもあった。

継父については「よくしてくれた」というケースと、「いじめられた」というケースがほぼ半々であった。後者は「継父は自分と他の子（母親と継父との間に生まれた弟妹）とを区別し、自分だけにつらくあたった/学校に行かせてもらえなかつた」などである。学校に通うことができた2世は、級友から「ハポン ハポン」「ハポン パタイ」（ハポンは日本人、パタイは死ねの意）など、いじめられたり、からかわれたりした経験を持つ者が多い。

生きて、強制送還された1世のその後はどうなったのだろうか。身元が判明したケースについてみると、次の4つに大別できるように思われる。

- ① 戦後まもなく日本で死亡した
- ② 日本で再婚し、フィリピンに残してきた家族との関係を一切絶った
- ③ 日本で再婚したが、フィリピンに残した子どももことを忘れることができず、戦後、フィリピンを訪ねた、あるいは手紙を書いた
- ④ 日本で再婚せず、戦後フィリピンに戻って家族と暮らし、フィリピンで死亡した

残留日本人2世全体を母数として分析したデータではないので統計的に示すことはできないが、大半は①②で、③は少数派、④はごくわずかである。③や④のケースでも、戦後、父親の本籍を記した書類を紛失し、現在身元未判明の状態にある者が少なくない。この他、1世自身も家族とともにフィリピンに残留し、フィリピンで死亡したケースで、やはり現在身元未判明というケースがあった。

第4節 残留日本人2世にとっての「太平洋戦争」～聞き取り調査から

- 1) テラモトアポロニオー 1934年（昭和9年）生まれ ミサミスオリエンタル在住
「母方の祖母の話で知ったことですが、父は戦前、フィリピンに来て、はじめダバオのア

バカ麻農園で働いていたそうです。そこで契約が終了すると、父は他3人の日本人とともに東ミサミス州のフルーツプランテーションで働くことになり、バリンゴアンに移りました。そこで母と出会い、教会で正式に結婚しました。長男の私は1934年生まれ、その下に妹1人と弟3人が生まれました。父はビサヤ語が少し話せました。父は食事のとき箸を使っていました。父は時々自分で日本料理をつくっていました。私は父の顔に似ているとよく人に言われます。

戦争になり、日本兵が二度ほど私たちの家に来て父と交渉していました。おそらく日本軍のために協力して働くよう説得していたのだと思います。しかし父は了承しなかったため、兵隊はタリサヤンにあった日本軍キャンプに帰っていました。

私たち家族は日本兵とフィリピン兵の間に挟まれる形になりました。フィリピン人ゲリラや日本兵が代わる代わる家に訪問しました。その後、戦争が激しくなり、父は、安全を考えて家族を離れ、山に隠れました。父は時々夜中に私たち家族に会いに、家に戻ってきました。

しかし、あるときフィリピンゲリラが父を捕まえるために私たちの家の周りを取り囲んだので、食べ物を父に運んでいた母の兄が父に「家に戻ると殺されるから戻らないように、またバリンゴアンは危険だから別の地域で降伏したほうがいい」と伝えました。その後、父は家に戻りませんでした。母は父のことが心配で悩み、病気になって亡くなりました。母が亡くなった後は、祖母と母の兄弟が私たち子どもの面倒をみてくれました。

父の友人だった日本人のMさんを通じて、私は父がバリンガサグで降伏しダバオに連れて行かれたこと、マラリアにより腸をやられて死んだことを知らせてもらいました。Mさんはビサヤ語で書かれた手紙といっしょに、父の髪と爪を私の叔母（母の妹）に渡しました。私が8歳か9歳のころです。

バリンゴアンに日本軍の船が来て、アメリカ軍が空爆をしました。船は傾きましたが日本軍の兵士たちは上陸し、陸地戦が始まりました。私たち家族は危険を避けるため山奥に避難しました。1年くらい山奥の叔母の家に住んでいました。

戦後、山おりて祖母の家で暮らしました。その頃、弟3人が相次いで病気になり、薬がなかったため皆亡くなりました。私はバリゴアンのフィリピンの学校に3年生まで行きました。その後、昔父の雇用主だった人（フィリピン人）が私と妹を援助してくれるというので、2人でセブに行き、セブで小学校を終えました。学校に通いながら私たちはその人の仕事や家事手伝いをさせられました。その後、私はセブからバリンゴアンに帰り、肉体労働者として働きました。結婚して7人の子どもをもうけました。結婚後は農業をして家族を養い、70

歳の今も働いています。子どもたちの中には仕事のない者もいるので、彼らが日本に働きに
いけたらいいと願っています」

2) アリチスミコー1931年（昭和6年）生まれ マニラ在住

「私は日本人父アリチコーヤ（クヤ?）とフィリピン人母 Consuelo の次女としてバコロド市で生まれました。父は戦前フィリピンにきて、バコロドで機械工をしていました。仕事場近くに住んでいた母と知り合い、バコロドのカテドラルで結婚しました。バコロドで私を含め5人の子どもが生まれましたが、兄2人は戦前に亡くなりました。私が6歳くらいのとき、父はパナイ島のカピスの鉱山に仕事を求め、そこに職を得て、家族はカピスに引っ越しました。父はやさしい人で、私を「すみこ」と呼んでいました。鉱山で採掘しているとき、事故があり、父は中から出られなくなり、他の多くの労働者とともに亡くなりました。父が亡くなつたため、母と姉スメレ、私、弟のコオチはバコロドに帰りました。私がまだ小さかったコオチの世話をしていました。バコロドに帰ってからまもなくコオチは病気になり数ヵ月後に亡くなりました。3歳くらいだったと思います。

バコロドに帰ってからは、母が物売りをして生計を立てました。戦前、小学校1年生になりましたが、戦争で中断しました。

1941年に戦争が始まり、バコロドにも日本軍が来ました。日本人の子どもは日本人の「センセイ」の家で勉強したことを覚えています。タナカミヤ、モロナガハツコなどが一緒でした。センセイはミセス・ヨネモチでした。そのころ私は日本語ができるのですが、長く話していないのでもう忘れてしまいました。記憶しているのは「アエイオウ、サシシス」などです。先生は私を「ありちさん」「すみこさん」と呼んでいました。

やがて、日本軍はバコロド市全体を崩壊させようとし、その前に日本人の家族を山に連れて行きました。母とスメレ、私の3人のほかにたくさんの日本人家族がいました。モロナガハツコ、タナカミヤ、トーゲの子どもが一緒にいたのを覚えています。日本軍も一緒に、私たちに食べ物をくれました。山では米軍の爆撃を逃れてしまつちゅう移動していました。移動したすぐ後の場所が爆撃を受けたりしました。爆撃で怪我をして血を流している人が「ありちさん助けて」と叫ぶのを横目に、逃げるしかありませんでした。たくさん的人が死にました。私は10歳か11歳くらいでした。

爆撃で私の左腕にも弾があたり、怪我をしました。母が私を山の野戦病院に連れて行き、日本人の医師が手当てしてくれました。弾があたった跡は今も残っています。

米軍が来て日本軍が降伏すると、私たちは山を降りました。一緒にいた日本人女性たちは「あなたたちはフィリピン人の血が入っているから山を降りて帰りなさい。私たちはここに残ってハラキリする」といいました。一人の日本人女性が紙に日本語で何か書いてくれて「途中で日本兵に会ったらこれをみせなさい、帰り道を教えてくれるから」といいました。

私は、他の日系人家族と一緒に山を降りました。

山を下りると米軍が私たちをつかまえ、収容所に入れました。トラックに載せられた私たちに対し、フィリピン人が「日本人の子！」といって石を投げました。彼らは日本人に対して怒っていました。

収容所には3日いましたが、母の弟が迎えに来て私たちは出ることができました。他の家族も、母方の親戚が迎えに来た場合は出ることができましたが、誰も来ない場合は出ることができませんでした。

バコロドの家はなくなっていましたが、私たちは母の弟の家に行きました。叔父の家はちょっと離れたところにあったので無事だったのです。やがて別の家に移り、母が果物の仲買をして生計を立てました。

私はフィリピンの小学校3年生にあがり、高校4年生まで終えました。私も学校から帰ってきたあとや土曜日曜は母の手伝いをしました。私は高校を終えたあと、中国人が経営する雑貨屋に就職しました。その後バタンガス出身のフィリピン人男性と結婚し、マニラに引っ越ししました。父の身元はまだわかっていないが、私は確かに日本人の子です」

3) マツダ レオンシト（3世）—1956年（昭和31年）生まれ ミサミスオリエンタル在住

「私の父は、マツダサダジロウとマツヨの息子 Alfredo(1930年生まれ)です。日本名は“コジサン”と聞いていますがはつきりはわかりません。父は私が9歳だった1965年に高血圧が原因で亡くなりました。フィリピン人の母は今も健在です。父には兄弟姉妹が4人いたようですが、全員亡くなっています。そのうち私が知っているのは父の姉ハツヨ叔母だけです。

祖父サダジロウは、父の出生証明書によると和歌山出身で、戦前、東ミサミスのタリサヤンにきました。母方の親戚の話によると、祖父はラーメン食堂を経営していたそうです。祖母マツヨも和歌山出身の日本人女性でした。

祖母マツヨは戦争が始まる前に死亡したようです。戦争が始まり、祖父はタリサヤンの中心（Plaza）の土曜にいつも行われていた踊りの行事に参加していたところ、フィリピンゲ

リラに捕らえられ、山に連れて行かれ、頭を銃で撃たれて殺されました。孤児になった父と父の姉のハツヨは、フィリピンゲリラのキャプテン、コリヤド・ペドロの同情を買い、キャプテンは二人を東ミサミスのバリガサグに住む彼の義母（妻の母）Maria Balmoresのもとに連れていきました。その後父は近所に住んでいた軍人、Leoncio Galdoのもとに預けられ、ハツヨは Maria のもとに残されました。二人を連れていったキャプテンはダバオに行ってしました。父は、中国人の経営するココナツや米を運ぶトラックの運転手をして働きました。

父は、バリガサグ出身で家事手伝いをしていたフィリピン人女性 Leonora と知り合い、1955 年に結婚しました。それが私の母です。私を含め 7 人の子どもが生まれましたが、私が 9 歳のとき、父は病気で亡くなりました。叔母ハツヨはしばらくカガヤンデオロに洗濯婦として出ていましたが、結核をわずらい、やせて戻ってきて、父が死亡したのと同じ年に亡くなりました。叔母は、生涯独身でした」

4) コヒヤマテルニタ—1935 年（昭和 10 年）生まれ ダバオオリエンタル在住

「私の父は戦前、ダバオオリエンタルでココナツの栽培と漁業をしていて母と知り合い、1925 年に結婚しました。その際、フィリピン名がなければ結婚できなかつたので、結婚式の代父の姓、Ramos が父に与えられました。フィリピン名 Filemon もおそらくその際名づけられたのだと思います。

1932 年に長兄マサオが生まれ、その後も次々に子どもが生まれて私たちは 8 人兄弟です。父は名が高かったので、バランガイの地区の名前は兄（父の長男）の名前がつけられています。また、海岸のある地域はマサオビーチと呼ばれています。私たちは日本人小学校の近くに住んでいたため、生徒が歌っていた日本語の歌を私も覚えました。今でも歌うことができます。

その後、私たちは Bitaogan, Gov. Generoso に移り父は日本人経営のアバカプランテーションやとうもろこし畑で監督をしました。

戦争が始まり、日本が侵攻した後、父はフィリピン人を日本軍から救うために、籠を使って隠しました。わたしたちは Mati に移動しました。父は日本軍の命令で海岸沿いの警備をしなければならなかつたからです。フィリピン人は日本人を恐れ避難しようとしたが、現地の言葉が話せて通訳もしていた父は、フィリピン人たちに落ち着くように話しました。

Mati の港には 2 艘の日本船が着いていましたが、アメリカ軍の空爆で一艘が沈みました。

爆撃中、日本人は皆伏せました。父は血の海の中に倒れ自分も撃たれたと思いましたが、撃たれていませんでした。その後、父は家に帰り、ろうそくを燈して、私たちに別れを告げました。父は他の日本人と共に日本に帰国しました。その後、父は死亡したのかどうかわかりません。父がいなくなつた後も、空爆があると、私たちは Mati の役場へ避難しました。日本人はもういませんでした。

戦後、私たちは祖父のところに身を寄せ、農業をして生活しました。私は地元の小学校で1年間だけ教育を受けました。金銭的な問題で学校に行けなくなりました。

1953年にフィリピン人の今の夫と結婚し、子どもを4人もうけましたが、2人は死亡しました。私たちは農業をして生活をしています」

5) カイヌママサコー 1933年（昭和8年）生まれ ダバオ在住

私は、日本人父カイヌマユウスケとバゴボ族出身の母 Dulay Itdangとの間の長女として1933年5月16日にダバオ市カリナン区マラゴスに生まれました。

父と母の間の子供は5人（男2人、女3人）です。私は現在もマラゴスに住んでいます。

父の話では父は山形出身だということです。

私の父は私の母方の祖母の土地でアバカ栽培をしており、母と部族婚の方式で結婚しました。バゴボ族の結婚式は誓いを立てたあと、頭と頭をぶつけあうというもので、周りの人がそれを証明する、というものです。私は長女で1933年生まれ、下に弟妹が3人います。

父は母と結婚後、家を建てて住みました。その家の横に麻をひく機械があったことを覚えています。父は麻の仕事は労働者に任せていてカリナンに行っていることが多かったです。何をしていたかはよくわかりません。私はカリナン日本人小学校に入りました。クラスメートには私と同じ混血の子がいました。ハシモト先生という男の先生のことも覚えています。

小学校2年生のとき戦争になりました。1941年12月ころ、父は麻を売りにいって帰ってこなかったことを覚えています。そのとき私たちも山に避難しました。そこで弟よしおが生まれました。父はまもなく帰ってきてまた一緒にマラゴスに暮らしました。

父は、日本軍の命令でグループ（隣組？）を組織し、行動をともにするようになりました。私の母は恥ずかしがってそこに入らず少し離れたところに住みました。父は最初組織に入っていましたが、家族が心配で私たちのところに戻ってきました。戦争が激しくなると、家族は山に避難しました。そのときは日本軍や日本人の家族と一緒にでした。山には1年くらいいました。

そのうち米軍の飛行機からビラが落ちてきました。日本人に投降を呼びかけるもので、父はそ

れを見て投降しました。そのときが父と別れた最後です。私は 12 歳くらいでした。父は身重だった母を心配して「連れて行けないがここで待っていなさい、誰か迎えをやるから」といいました。母は 1945 年 9 月に末娘リディアを出産しましたが、産婆さんもおらず、へその緒も自分で切ったのです。やがて母の親戚が迎えに来てくれて、私たちはマラゴスの家に帰りました。

父は収容所に入ったと思います。父とともに、イチカワさんとその日本人の奥さん、カンバさん、ヨギさんが収容所に入りました。父が日本に帰ったか、途中で死んでしまったのかはわかりません。戦後、母は再婚せず父を待っていました。

私は戦後フィリピンの学校に 2 年間行きました。戦後洗礼を受け、学校では洗礼名 Angelina を使いました。私と母は人の畑の米の収穫を手伝い、1 日に 50 センタボを稼いで家計を助けました。母はまた「子どもが小さいから」といって親戚に食料を分けてもらったりしました。弟のかつみも時売りをして生計を助けました。栄養状態が悪かったためか、かつみは 1948 年に死んでしまいました。

私は 15 歳で、年上のフィリピン人男性と同棲するようになり、子供が 2 人生まれたあとその人と教会で結婚式をしました。私は 5 人兄弟ですが、今生きているのは私と弟ヨシミの 2 人だけです。すぐ下の妹ケイコは 1996 年に亡くなり、下の妹は 1973 年に亡くなりました。弟ヨシミは 1983 年に高血圧による脳溢血で倒れ、半身不随の状態です」

6) ヨシカワメリシア——1918 年（大正 7 年）生まれ マウンテン州在住

「私は日本人父ヨシカワマサタロウと、イゴロット族出身のフィリピン人母 Carmen Cal-ling の長女としてマウンテン州サガダに生まれました。両親の間の子は 9 人です。

父は大工で、ベンゲット道路建設に関わった後、ベサオの教会や病院建設に従事しました。父は長崎の島原の出身と言っていました。ベサオ出身の母と知り合い、1914 年 8 月 7 日、ベサオの教会で結婚しました。結婚前に父は教会で洗礼を受け、Roberto という洗礼名を授かりました。そのためいくつかの書類では父の名前は Roberto Yoshikawa となっていますが、私は父の名前をマサタロであったと記憶しています。父はイロカノ語が話せました。

結婚後両親は、サガダに移りました。サガダには父のほかにヤマシタさんという人がいて、やはりフィリピン人女性と結婚し、子どもがいました。ヤマシタさんの子どものヤマシタバルフェクタとは一緒に学校に通った仲です。彼女は強制送還されて日本人と結婚しましたが、今は亡くなりました。

父は家で、米に黒豆を混ぜてつくるケチャモチ、せんべい、みそなどをつくっており、私

たちはせんべいやモチを売り歩いたことを覚えています。カモテ（芋の一種）を植えて食べました。時々ボントックから日本人が訪ねてきて、私たちの家でごはんを食べたり話をしたりしていました。私が名前を覚えているのはアダチさん、ヤマネさん（写真家）、アイハラさん、オダさんなどです。

父はお腹の病気になりました。そのときもボントックから日本人が見舞いに来たことを覚えています。父は1932年1月17日に家で亡くなりました。お葬式の写真があります。ボントックの日本人たちやヤマシタさんがお葬式に参列しました。父が亡くなった後、それらの日本人たちが残された私たち家族に食べ物（缶詰めやクッキー、パンなど）や洋服をくれたりして助けてくれました。

私は1934年2月28日、15歳でサガダ出身のフィリピン人男性と結婚し、夫の両親の家に住むようになりました。夫との間に子ども11人（男6人、女性5人）をもうけました。

戦争中、私は夫と夫の両親、すでに生まれていた4人の子どもも、私の母、兄弟たちとともに、サガダの山に避難しました。山で雨露をしのげるよう、家の屋根をはずして持ってきました。山で2年間暮らしました。米や芋を植え、芋は乾燥させ、粉にして保存食にしました。弟のベニートも結婚しており、その妻も一緒でした。

戦争が終わると私たちは家に戻りました。夫は農業をして家族を支えましたが、1980年代に亡くなりました。私は現在86歳で、下から2番目の息子家族とともに住んでいます。父の戸籍が見つからないのは長崎が原爆を受けたためかもしれません。私は日本人ヨシカワマサタロウの子として認められたいと思っています」

7) モリヤマタカシー1941年(昭和16年)生まれ ダバオ在住

「母によると、父はフィリピンのダバオ日本領事館で最初日本人女性と結婚したそうです。彼らは娘を1人もうけましたが、後、ダバオ日本領事館で離婚しました。父は離婚後、仕事を探して大工や農業をしました。父は、ボイというあだ名で呼ばれていました。父と母はGuinhingで知り合いました。母の叔父が、家の建設を父にさせたのがきっかけで、母の叔父は父を気に入り、母との結婚を勧めました。母はまだ17歳で若かったので、最初はその気がありませんでしたが、働かない地元の男性よりも勤勉で親切な日本人の方いいと親戚が薦めたため、二人はダバオ市サンタクルスで1940年に結婚しました。結婚後両親はハゴノイに住み1941年に私が生まれました。私が生後5ヶ月のときに戦争が始まりました。父や他の日本人は、日本軍の命令で、Guinhingの日本軍用の飛行場建設に従事しました。厳しい

労働でした。フィリピングリラが家を焼いたので、私たちは Guihing に移りました。

アメリカ軍が到着すると、私たちはトリルのカティガンに避難しました。500 人くらいの日本人やその家族がいっしょに避難生活をしました。アメリカ軍の爆撃で危険が増したので、トリルのバラカヨに移り、そこで私たちは降伏しました。私たちは多くの日本人と共にトリルのダリヤオに輸送されました。アメリカ軍は、日本人を強制送還させ、日本人のフィリピン人妻などは残しました。母は父と共に日本に行きたかったのですが、アメリカ軍が許してくれませんでした。父は母に、「Guihing に帰りなさい、手紙を送るすべがあれば必ず手紙を書く」と言いました。

終戦後、私たちは Guihing の祖母の家に同居し、小さい店の経営をして生活しました。母はダバオ出身で漁民だったフィリピン人男性と知り合い、1947 年に再婚しました。私は小学校 5 年生まで地元の小学校で学びました。私は 15 歳くらいから農業をして働きました。

私は 1967 年に今の妻であるフィリピン人女性と結婚し、7 人の子ども(男 2 人、女 5 人)をもうけました。妻は 2003 年に肝臓の病で亡くなりました。近年、私はトライシクル運転手をしています。子どもたちのうち 2 人はバナナプランテーションで働き、5 人は無職です」

8) フクダハツエー 1944 年(昭和 19 年)生まれ ダバオ在住

私の父は南ダバオのディゴスでアバカ栽培と機械の修理工をしていました。母方の祖母がアバカ栽培をしており、父はその作業所に雇われていました。そこで私の両親は出会い、1943 年くらいに部族(バゴボ族)方式で結婚しました。祖母によると、戦争が始まり、日本人と結婚したほうが安全だからという理由で両親を結婚させたそうです。

母は、フィリピン人の男性と以前結婚しており、娘を 1 人もうけていましたが、その男性は亡くなり、母は未亡人になりました。未亡人になって 12 年後に父と結婚しました。父はまじめな人だったそうです。祖母によると、祖母が市場でたばこ売っていた頃、雨が降ると父は祖母のためにかさやぞうりを持ってきてくれたそうです。

私は 1944 年に生まれましたが、その後すぐに、父はいなくなってしまいました。戦争が終わった頃です。父はいなくなる前に、自分はもうフィリピンにいられなくなった、と母に言い、私と一緒に連れて行くと言ったそうです。母はそれに賛成しましたが、祖母が反対しました。その後、父は再度私を連れて行こうとしましたが、祖母の反対で連れて行けなかつたそうです。

近所には私のほかに日本人の子はいませんでした。「ハポン、ハポン」と皆に呼ばれ、私は

意味がわからず、そのたびに泣いていました。私は、母の最初の夫の姓を使っていました。日本人の姓を使うのは、当時危険だったからだそうです。私が8歳のとき、近所の人が日本人の子はどれかと聞き、母は、私がそうだと言いました。そのとき初めて私は自分が日本人の子であることを認識しました。

母の最初の子どもが私をいじめたため、かわいそうに思った祖母が私を引き取って育てました。私が9歳のころ、その祖母が亡くなり、私は叔母（祖母の娘、Jovita）に育てられました。9歳で地元の小学校1年生に入学し、4年生まで教育を受けました。祖母の夫はその学校の校長先生でした。私は、フィリピン人男性と1967年ごろから同棲し、子ども6人をもうけました。正式に結婚したのは、1984年です」

9) リンガワヤ・ウパイー 1世妻。1920年（大正9年）生まれ ダバオ在住

「私は1920年3月20日、ダバオ州カリナン、グマランに生まれました。両親はそこに土地を持っていました。コメをつくる場所がなくなったため、両親はバンサンランという別の土地に行き、グマランに持っていた土地を日本人のカンバさんという人に貸しました。カンバさんはそこでアバカ栽培をし、私の両親と、売り上げの10%を私の渡すという契約をしていました。カンバさんはビサヤ語が話せました。私はカンバさんと仲良くなり、15歳のとき、カンバさんという日本人とバゴボ族の方式で結婚しました。結婚するまでに5年くらい期間があったと思います。結婚したのは1935年くらいで、私はそのとき15歳くらいでした。その前に、私の父がカンバさんに「結婚しているか」と聞いたところ、カンバさんは「していない」と言いました。

カンバさんはフィリピンにはあきやま、やまぐち、たけはら、おうち、はった（ほった？）、こばら（くわばら？）という日本人と一緒に来たと記憶しています。神戸出身とのことでした。

1939年に男の子が生まれました。カンバさんはとても喜び、「としお」という名前をつけました。私たちは3人でグマランに住みました。私はカンバさんのことを「おとうさん」と呼び、カンバさんは私を「おかあさん」と呼んでいました。

1941年12月、戦争が勃発し、グマランに住んでいた日本人家族はみな、ラクソンプランテーションに集められました。そこにフィリピン軍のトラックがきて、日本人はダバオのフィリピン小学校に収容されました。カンバさんは私に「子供が泣くから家に帰りなさい」といい、私と子供とカガワさんのフィリピン人の奥さんは私の家に帰り、3人で暮らしました。

日本軍が上陸し、カンバさんはビサヤ語ができたため、日本軍の命令でカリナンにいるよう命じられました。彼は3年間くらいカリナンにいました。よいフィリピン人に「良民証」という腕

章をつけるのが彼の仕事でした。工兵隊に入り、道をつくる仕事もしました。ずっと日本軍と一緒にいました。

1944年、米軍の攻撃が激しくなり、私と子どもはタモガンの奥まで日本軍とともに避難しました。ながさき将軍、あきやまさん、いのうえさん、キャプテンばば、キャプテンすのだなどが一緒にでした。1週間くらいして、カンバさんが私と子供を迎えてウピヤンに連れて行きました。あきやまさんが、かんばさんに、あなたの家族は相当砲撃を受けているから、と伝えてくれたのです。ウピヤンに3ヶ月くらいいました。敗戦になって、カンバさんは、あきやまさん、さかえのぶいちさん、しばたさんなどと一緒に投降しました。私と子供はグマランに帰りました。日本人の多くがダリアオン収容所に収容されたので、確かめたくてこの「エンティン」に収容所に行ってもらいましたが、エンティンは収容所に入ることができなかつたので、カンバさんがどうなったかわからないままとなりました。カンバさんの住所がわからないので手紙を書くこともできませんでした。

戦後、としおは学校の先生に「日本人とわかるといじめられるからバゴボの名前を使いなさい」と言われ、「マメルト ウパイ」という名前を使うようになりました。ウパイは私の父の名です。昔、バゴボには姓がなかったためお父さんの名を姓に使ったのです。

カンバさんのもので残っているのは1枚の写真だけで、それはカリナンでの写真です。白い服をきて写っているのがカンバさんです。

カンバさんは投降してトラックに乗ったとき「20年たつたら戻ってくるから」と私に言いました。それで私はずっと再婚せずに彼を待っていました。今も待っています。

夫が息子のとしおに「私の名前は『でた』です」といったのを聞いたことがあります、それが夫の本当の名前かどうかわかりません。息子は結婚し、子ども 10人をもうけましたが、最近病気で亡くなりました」

10) トウゲエミコー1934年（昭和9年）生まれ マニラ在住

「父はバコロド市にマシーンショップを持っていました。旋盤で何かやっていたと思います。溶接もやっていました。店には2人のフィリピン人のヘルパーがいました。私は7人兄弟で、全員バコロド市で生まれました。上から、姉トシコ、私、弟ノボルとタケシ、妹テレシタとマリアエレナです。末の娘マリアエレナを出産したとき母は亡くなり、父が私たちを育ててくれました。テレシタも戦前事故で亡くなりました。

父はビサヤ語が話せましたが、無口な人でした。父はテーブルの上にコンロを置いてスキ

ヤキをつくって食べていました。また生で魚を食べていました。私たちは生の魚はいやだつたので食べませんでした。時々父の友達が訪ねてきたことは覚えています。その1人はカナシゲという人ですが、その人も戦争中亡くなりました。

戦争になり、日本人は牢屋に入れられましたが、日本軍がきて、父たちは解放されました。日本軍がフィリピンの小学校を占拠したので、学校はなくなりましたが、そのかわり日本人の子どもはある日本人の家に集められて毎日日本語を勉強しました。カタカナ、ひらがななどを習いました。一緒に勉強した日本人の子どもには、タナカミヤとその妹、別のタナカ、モロナガ3人姉妹、ワタナベ、タカハシなどがいました。先生は夫婦で、名前は「ヨネモチさん」だったと記憶しています。そこで勉強した期間は1年にも満たなかったと思います。父は戦前は民間人でしたが、日本軍が来ると軍人になったようでした。

次第に米軍の爆撃が激しくなり、父は私たちを連れて山に避難しました。日本軍や他の日本人家族が一緒でした。女子どもが先に行くということで父と離れました。山ではフィリピン人ゲリラが残していった野菜畑から芋などをとて食べました。山で姉トシコと弟ロヘリオが亡くなりました。後から来た日本軍から、父が爆撃で負傷し、自殺したと聞かされました。

日本軍が降伏したと聞き、私たちは山から降りました。両親ともに亡くした私たち4人はそれぞれ別々に、私たちをかわいそうに思った近所の人にひきとられました。私はデグスマンという夫婦にひきとられ、すぐにルソン島北のヌエバエシハに行きました。異母姉も一緒でした。その夫妻が「フィリピン人は日本人に対して怒っているので日本人の姓は使わないほうがいい。そうすればあなたの目はあまりつりあがっていないのでわからない」というのでは私はFernandesという姓を使うことにしました。私は17歳くらいで1人でマニラに出て、部屋を借りて住むようになりました。はじめはパン屋兼喫茶店でウエイトレスをしました。

私は戦争直後に別れ別れとなった弟妹のことが大変気になっていたので、異母姉に頼んでバコロドに帰って探してもらいました。彼女はバコロドで弟ノボルを見つけてマニラに連れてきてくれましたが、タケシは見つかりませんでした。私は異母姉とノボルと3人でマニラにアパートを借りて暮らしました。

私はやがて靴屋の店員になり、その後レストランでウエイトレスをしました。そのころ、弟タケシが突然訪ねてきました。タケシは山から下りたとき、私たちとはぐれ、あるフィリピン人に拾われてカディスのその人の家に連れて行かれ、家畜の世話などをさせられていました。学校にも行かせてもらえずこき使われたため、逃げ出してサトウキビ農園の労働者と

して働いていたそうです。私たち姉兄がどうなったか気になり、雑誌広告を出してバコロドのある日系2世と連絡をとり、彼女が私と知り合いだったことから、私の居所を知り、バコロドからマニラまでとんできたということでした。弟はうれしさのあまり泣いていました。その後、やはり戦争直後に別れ別れになっていた一番下の妹マリアエレナとも連絡がとれました。ようやく生き残った兄弟姉妹4人が一緒になれたときは本当にうれしかったです。私たちはマニラの私の狭いアパートで一緒に暮らしました。しかし生活は大変で、私は売り子などをしてずっと働いてきました。私は今も独身です」

11) ヤマナカイサベロー 1927年（昭和9年）生まれ バターン在住

「母から聞いた話ですが、父の父が大変厳しい人だったので父は15歳で日本を離れてフィリピンに来たそうです。はじめマニラに、次にサンバレス州オロンガポに移り、米軍基地で働く軍人に卵を売ったりし、その後、米軍基地で働いていたアメリカ人を夫とする日本人女性と知り合い、その家のハウスボーイになりました。その夫婦には子どもがなかったそうです。

父が18歳になるとその日本人女性が父に米軍基地の仕事を紹介してくれたそうです。そのころ父はサンバレス州サンアントニオ出身の母とで、1916年、オロンガポの教会で結婚しました。母も父と同様、両親が厳しかったためオロンガポに出てきて日本人が経営する店で働いていたそうです。父は母と結婚する前に洗礼を受け、Joseという洗礼名を授かりました。オロンガポで上の姉が生まれました。

父はやがて上司のもとで働くのを嫌い、基地の仕事をやめ、母の故郷サンアントニオに行きました。私はそこで生まれました。

父は自分で建築の仕事を始め、たくさんのフィリピン人を使って大きな建物を建てました。父が監督でした。30人くらいのフィリピン人が父のもとで働いていました。父たちはサンアントニオだけでなくサンバレス州のほかの場所にも行き、土曜日に帰ってきて週末を家で過ごしました。サンバレスの言葉はイロカノ語ですが、父はイロカノ語が話せました。私は父が使っているフィリピン人の給料を計算するのに、丸いものがたくさんついている日本の道具（注：そろばんを指すと思われる）を使っていたのを覚えています。手をすばやく動かしていました。

父は仕事がないときは時々マニラに行き、私たちにフルーツなどを買ってきました。サンアントニオには、父の他に日本人男性はいませんでしたが、1人、米軍の退役軍人で

あるフィリピン人男性と結婚していた日本人女性がおり、私はクリスマスにその人にお金をもらったりしたことを覚えています。

戦争が始まるとフィリピンにいる日本人全員とドイツ人神父はマニラに連行され、牢屋に入れられました。どれくらいの期間かはわかりませんが、日本軍が来て解放されたのではないでしょか、父はサンアントニオの家に帰ってきました。

父は戦争中、ブトゥラン鉱山で働くようになりました。私たちの家からは遠いので、以前と同様1週間に1回くらい帰ってきました。私は15歳くらいでした。学校はフィリピンの学校だったのですが、戦争中は学校で日本語の読み書きを習いました。先生はフィリピン人でした。「こんばんは」「ありがとう」などを覚えています。妹のパヒタも一緒にその学校で勉強しました。また、私は時々父が働いている鉱山に父を訪ねました。父はドラム缶に熱いお湯を入れてお風呂に入るのを好んだので私は父が仕事から帰ってくる前にそれを準備したりしました。

サンアントニオにもブトゥランにも日本軍の基地がありました。姉の話では父は時々通訳もしていたようです。

父はブトゥラン鉱山での仕事を終えるとサンアントニオの家に帰ってきました。父は腎臓の病気で2ヶ月くらい床に伏していましたが、1945年1月2日に亡くなりました。薬局はあったのですが、父の病気に効く薬は売っていないかったのです。父が亡くなったとき家にいたのは母と私、それに下の2人の弟です。姉と兄は結婚していたか別の場所に住んでいたと思います。父の葬式にはサンアントニオにいたもう1人の日本人女性も出席しました。父のお墓はサンアントニオにあり、セメントには死亡年月日と父の洗礼名 Jose Yamanaka と書いてあります。私は17歳でした。

住所がわからないので父の親戚に父の死を知らせることができませんでした。戦前父が生きていたころは、日本の父の母や父の弟（父は2人兄弟で弟が1人いると言っていました）から手紙がきていましたが、それらはなくなってしまいました。父が死んでからは日本との連絡はありません。

私は高校を卒業してから18歳で働き始めました。最初は労働者でしたが、兄のファンが大工をしていたので私に大工を教えてくれました。その後私は母のつてでオロンガボの大工に雇われて1年と3ヶ月くらい働きました。1週間に1回サンアントニオの家に帰りました。母の生活が大変だったので、私は20歳のときグアムで建築の仕事をしました。5年間働き、毎月母に送金しました。2人の弟の学費は私が稼いだものです。

契約が終わった 1956 年、私はグアムからフィリピンに戻り、その年にフィリピン人女性と結婚しました。妻はバターン州の首都バランガに小さな衣料品店をもっていたので、私はその仕事を手伝いました。妻との間に 5 人の子どもをもうけました。1966 年 10 月、私はサンパレス州オロンガボの米軍基地の仕事を得ました。アブヤオの家からオロンガボの基地までは車で 1 時間でしたから、毎日通うことができました。私はそこで 25 年働き、1989 年に退職し、現在は年金生活です」

12) ムラカミトモコー 1938 年（昭和 13 年）生まれ ダバオ在住

「父はダバオのカリナン区シリブで大工をしていました。その地域には他にも多くの日本人があり、シリブの隣のトマヨンにはマツモトさん、マツオさん、カトウさん、ハラダさん、(ヤ)ワカさん、(ア)ガタさんなどが住んでいました。父はそこで母と知り合い、バゴボ族の方式で結婚しました。兄が 1937 年ごろ、私が 1938 年に生まれました。私を産んだ際に母は亡くなってしまいました。父は私と兄を育ててくれました。父とは日本語で話をし、私は今も、日本語の単語を少し覚えています。

私と兄は、ワガンにある日本人学校に入学し、寄宿舎に入りました。兄は、1945 年ごろ、兄が小学校 2 年生のときに肺炎のため死亡しました。私は小学校 1 年生でした。シリブで葬式を行い、父もそこにいたことを覚えています。

終戦後、父はアメリカ軍に投降し、カリナンで他の日本人と共に集められ、他の収容所に送られました。私は父といっしょに行きたくて泣きました。父は「日本人は途中で殺されるかもしれないから残ったほうが安全だ」と言って連れていってくれませんでした。無事生きていたら必ず戻ってくる、と父は言いました。父は日本に強制送還されたのだと思います。しかし、その後父が戻ってくることはありませんでした。

父が去った後、私は母のいとこの Laidan Soliman に育てられました。Laidan に夫がいましたが、子どもがありませんでした。一家は農業をして生計をたてていました。私は農業の手伝いをし、学校に行くことはありませんでした。Laidan の夫は部族の酋長だったので、私は日本人の子だからといっていじめられることはませんでした。

1954 年ごろ結婚し、農業をしながら、5 人の子どもを育てました。1961 年ごろ夫は死亡しました。私は別の男性と 1962 年ごろ再婚し、やはり農業をしながら、子ども 7 人を育てました。子どもたちは農業を営んでいます」

13) ハマカワヒコイチー1942年（昭和17年）生まれ リサール州在住

「私は、日本人父ハマカワキケイズとラグナ出身のフィリピン人母 Florencia Fermaran の長男です。両親の間の子は私を含めて4人で、姉2人と妹1人がいますが、一番上の姉は1986年、独身のまま49歳で亡くなり、2番目の姉と妹1人は結婚して子どもをもうけた後に亡くなつたので、ハマカワケイズの子として今、生き残っているのは私だけです。

父はイロイロにきて漁業をしていたそうです。1937年ころ、日本人のヘルパーとして働いていた母と知り合い、1938年、2人は判事の前で結婚したそうです。母は父と出会ったころ、16歳だったということです。母は父のことを「ハマガ」というニックネームで呼んでいたそうです。

1939年に1番上の姉が、1940年に2番目の姉が、1942年に私が、1944年に一番下の妹が生まれました。私たちそれぞれにアイコ、キヨウコ、ヒコイチ、ハイデコ（ヒデコ？）という日本名があったと、小学校のころ、母から聞きました。私が父のことで覚えているのは、戦争中、家の地下に家族でいて、そこで父と最後に別れた時のことです。私は父が、母と私たち4人（妹は赤ちゃんと母に抱かれていました）に一人ひとりキスをし、涙を流したこと覚えています。その後、父は日本軍とともに出て行ってしまい、それきり戻ってきませんでした。

私はイロイロ市では爆撃の音を聞いたことを覚えています。私たち家族は父とわかれられた後、イロイロ市から、母の実家のあるミヤグアオのアグダム村に行き、戦争が終わるまでそこにいて、戦後もそこに住み着きました。そこには母方の親戚全員がいました。

私はミヤグアオのフィリピン小学校にあがりました。学校では日本名は使っていなかったので、学校にあがる前に母が私たちをカトリックの洗礼を受けさせたのだと思います。私は近所の子どもや学校の他の子どもたちから「日本人の子だ」といわれてからかわれました。私は泣きました。

母は、私が小学生のころ、生活のため、一番上の姉だけを連れてマニラに行き、メイドになりました。私と姉と妹は母方の祖母に預けられました。母は私たちにお金を送ってくれました。母はマニラでイロイロのアンティケ出身のフィリピン人男性と知り合い、一緒に暮らすようになりました。

2番目の姉キヨウコはマニラで小学校を終えた後、マニラで働き、やがてヌエバエシハ出身のフィリピン人男性と一緒にになり、子ども9人をもうけましたが1996年乳がんで亡くなりました。一番上の姉アイコは独身でメイドとしてずっと働いていましたが、やはり乳がんで1986年に亡くなっています。姉アイコは病気になってから妹キヨウコの娘たちの家にいましたが、床にふして1年たらずで亡くなりました。

私自身は、ミヤグアオで小学校を終えてから妹ハイデコ（Hertrudes）とともにマニラの母の

もとに行きました。私たちはマニラのサン・ホアンで、母と母の同棲相手と2番目の姉と妹と暮らしました。私は昼間は労働者として働き、夜はマニラの夜間高校で勉強しました。3年生で高校を中断した後は建築労働者として働きました。建築の仕事でリサール州アンゴノに行ったとき、そこでフィリピン人女性 Lourdes と知り合い、一緒に暮らし始めました。この女性との間に子ども2人をもうけた後に、1992年9月27年にアンゴノの教会で結婚式をしました。結婚式には母も出席しました。

妹のハイデコはミャグアオの小学校を出ただけで、マニラではメイドとして働き始めました。その雇い主がイロイロ市にも家を持っていたため、妹はその家でメイドとして働くように言われました。妹はそこで出会った男性と結婚し、子ども1人をもうけましたが、2番目の子を妊娠中に病気で亡くなりました。

母は82歳で、弱っていますが、健在です。戦後父がどうなったかまったくわかりませんが、母は今も「ミセスハマカワ」と呼ばれている夢をみる、と言っています」

14) フジカワニカノールー1927年（昭和2年）生まれ ダバオ在住

「父は戦前ダバオのカラガで、自宅でパン屋をしながら農業（ココナツ）と製材（大工）の仕事をしていました。いつごろ、誰とフィリピンに来たのか、などはわかりません。私の母はソブレカレというアメリカ系フィリピン人の知事の自宅で働いていました。それで父と知り合い、1927年に私が生まれました。私が生まれたあとに両親はカラガの教会で正式に結婚しました。父は結婚する前、洗礼を受けてニカノールという洗礼名を授かりました。私も同じ教会で1930年に洗礼を受けました。父がニカノール Sr. 私がニカノール Jr. です。私は父の名をニカノールとしか記憶していませんでしたが、戦後、カラガの教会に残っている父と母の婚姻記録を見つけたところ、そこに父の名は Yogoro とあり、父の出身は Chikudio, Prv.of Fukuoka, Japan とありました。

カラガには父のほかにナカマビセンテ（ビセンテは洗礼名）という日本人がいましたが、他にはいませんでした。ナカマさんは漁業をしていました。マナイに住むテシバさんも父と知り合いでした。テシバさんはまた私の名付け親です。この人は商売をしていました。

父のことで覚えているのは、大きなこぎりで板をつくっていたこと、大工をしていたことです。父は他の日本人と一緒にカラガの学校を建てました。私はそのとき他の日本人におぶわれて川に水浴びにいったので覚えています。

また、カラバオを使って畑をたがやすとき、父は自分の靴とカラバオの靴をつくったことを覚

えています。また父は本をたくさん持っていました。それらは戦争のときなくなってしましました。

父と母はとても仲がよく、父はマンダヤの言葉（ミナンダヤ）が少しできました。母も少しは日本語を話せたと思います。私のあとに子供がなかなかできないので、父は薬剤師に、子供ができるたらお金をあげるから、といって薬をもってこさせ、母が妊娠したのでお金を払ったのを覚えています。妹ができて父はとても喜びました。父が子供をあやすとき、歌を歌っていたことを覚えていますが、私は恥ずかしくてとても歌うことはできません。

私は家では日本語は話さず、マンダヤの言葉で育ち、戦争前に2－3年間フィリピンの学校に行きました。

父は戦争が始まる前、2月2日に家で亡くなりました。年ははっきり覚えていませんが1940年ころだったと思います。うらまれて誰かに毒を入れられたのだと思います。マンダヤ族にはうらまれると毒を入れるという習慣があったのです。テシバさんのところに使いをやって父が亡くなつたことを知らせました。テシバさんがお葬式の費用をすべて出してくれました。テシバさんは私たち兄弟を引き取ろうといいましたが、母が一人になるとかわいそうなので私たちは行きませんでした。テシバさんは戦争中亡くなりました。

戦争が始まったとき、私は3年生でした。戦争中は母と弟妹、母の兄弟とともに山に行き、そこで農業をして暮らしました。父の本は置いていくしかありませんでした。日本人は一緒ではありませんでした。山には2年くらいいました。弟は山で熱で亡くなりました。9歳くらいでした。爆撃はそれほどひどくありませんでしたが、私が歩き回ると、親戚が母に「フィリピンゲリラに見つかるから隠してくれ」といいました。

カラガの教会を占拠していた日本軍がいなくなると、私たちは山を降りてサンタフェに戻りました。私たちの家は日本人の家だということでフィリピンの義勇兵に焼かれてありませんでした。

戦後はお金もなく、また遠かったので、学校には行かずに働きました。妹も学校には行っていません。農業で生計を立てました。私は1954年にマンダヤ族の女性とカラガの教会で結婚し、子ども7人をもうけました。私は結婚後、今に至るまで農業で生計を立てています。

私は戦後もフジカワという姓をずっと使ってきました。危険だから変えたほうがいい、と言われましたが、変えませんでした。私の子供の出生証明書の父の氏名欄はニカノールフジカワです。父の出身地、名前が記載された婚姻証明書が見つかったのに、父の本籍地はいまだわからないままです。それが本当に残念です」

15) ミムラロメオ（3世）—1958年（昭和33年）生まれ パシッグ在住

「私の父は残留日本人2世のミムラヨセオです。父の父は日本人ミムラジェンゴ、父の母はパンパンガ出身のフィリピン人女性 Tribia Diaz です。父の兄弟は父を含めて7人です。父は2番目で、1923年、パンパンガ州アラヤットに生まれました。

父の生前の話では、祖父と祖母は1918年に4月20日に結婚したということです。記録は戦争で焼けて残っていませんが、祖父母の結婚式に出席したフィリピン人がそのことを証言した宣誓書があります。

戦争中、日本軍がパンパンガのアヤラットに来ると、祖父は一緒に出ていったということです。父の話ではトーホー（General Toho）という日本人がいたということです。

その後、どれくらいたってからかはわかりませんが、日本人が父の灰と刀（Samurai）を母のもとに持ってきて、父が戦死したことを知らせました。その刀がどうなったかはわかりません。フィリピン人にとられてしまったのだと思います。私は祖母から、祖父が勤勉でフィリピン人たちにも親切だったこと、祖父が生の魚を食べていたことなどを聞きました。祖父はパンパンガ語が話せたようです。祖父は近所のフィリピン人から「ムラ」というニックネームで呼ばれていたそうです。祖母は1972年、70歳くらいで亡くなりました。

私は最近、いとこから祖父はヤヤミという名前でもあったと聞きましたが、いとこがその情報をどこから得たのかはわかりません。そのいとこの家の居間には祖父の遺品である祖父と祖母の大きな写真が飾っています。一緒に写っているのではなく別々の写真です。

昨年、いとこがパンパンガの墓地にある父のお墓を見つけ、開けてみました。そこには Mimura Jengo、1887年8月18日生まれ、1942年死亡、と書いてあったそうです。

戦前、私の父ヨセオは、フィリピンの小学校に入り、2年生まで勉強し、その後は祖父の手伝いをしていました。父の兄弟の中では父の弟ガブリエラだけがマラテの日本人学校に通ったということです。父も他の兄弟も、ずっとミムラという祖父の姓を使い続けてきました。3世である私自身の今の姓もミムラです。

戦後、父はパンパンガでジープニーの運転手をして働きました。その後マニラに出てやはりジープニーの運転手をして働き、パンパンガ州出身の私の母 Felipa と1954年に結婚しました。その登録がきちんとなされていないとわかり、父と母は1976年4月26日にもう1回結婚しました。

父と母の間の子どもは私を含め、全部で10人ですが、最初の2人（男）は赤ちゃんで死亡したため、今残っているのは8人です。

私の父、父の兄弟姉妹はみな、日本人のような顔つきをしています。私もそうですし、4世である私の子どももそうです。日本大使館にも2回手紙を書きましたが、祖父の身元はわからないという返事でした。私も、私の子どもたちも日本に行きたいです。またミムラの親戚に会ってみたいと思っています」

*

*

*

*

以上 15 の証言は、2世ないし3世が現地の言葉で陳述したそのままを文字にしたものである。150 人に対して実施した聞き取り調査の中からランダムに抽出した。

15 件中 2 件 (No.3, No.15) は 3 世による陳述、1 件は 1 世妻の陳述である。両親ともに日本人であるケースは 1 件 (No.3) のみで、残り 14 件は父が日本人、母がフィリピン人であった。

父親（1世）との別れについてみると、戦争中に父親と死別したケース 5 件（ゲリラに殺害 1、山中で自決 1、戦死 1、病死 2）、終戦後父のみ日本に強制送還されたケース 7 件、戦前に死亡したケース 3 件であった。父親が送還されたケース 7 件すべて、戦後父から連絡は一切なかった。

父について「箸を使っていた」「魚を生で食べていた」「みそを作っていた」「そろばんを使っていた」など、日本人であることを示す具体的な証言があった。

陳述した 2 世のうち 5 人が、日本人小学校または戦争中もうけられた日本人/日系人子弟のための私塾のようなところで日本語を学んだ経験があり、わずかな日本語を記憶していた。

家族が戦争中、日本、フィリピンのどちらと行動をともにしたかは、居住地域、戦前に父と死別しているか否かで千差万別であったが、いずれの家族も敵どうしとなった 2 つの国のはざまで翻弄されていた。

こうした中、1 世の中に、日本軍と接しながらもフィリピン人を助ける行動をとった人がいたことは注目に値する (No.4)。これ以外でも、戦争中、日本軍の通訳として働きながら、ゲリラの疑いをかけられた無実のフィリピン人を助けるべく奔走し、戦後も長く、フィリピン人の尊敬を集めた日本人女性（1世。戦後もフィリピンに残留）の例があった。

日本軍が残虐行為を行ったことはフィリピンでは有名だが、聞き取り調査では、日本人 1 世がフィリピンゲリラによる残虐行為や拷問で殺されたケースが何件かあった。

戦後の暮らしについてみると、父と母ともに亡くしていたケース4件、母親が女手ひとつで2世を育てたケース5件、母がフィリピン人男性と再婚して2世を育てたケース3件、母親はいるが祖父母のもとで育てられたケース1件、母親と祖父のもとで育てられたケース1件であった。終戦時、父母ともに亡くしていたケース4件では、2世は文字通り孤児となつており、うち2件は母方の祖父母に引き取られているが、2件は血縁関係のまったくない養父母に育てられていた（正式な養子縁組なし）。

第5節 フィリピン日系人の組織化の歴史～日系人会結成とその発展

1 バギオ

バギオにおける日系人の組織化は、1972年、60歳を過ぎてフィリピンに渡った静岡県出身のカトリック修道女、海野常世（シスター海野）の活動とともに始まる。シスター海野は、戦後、差別を恐れて隠れて暮らしている日系人の存在を知り、「日系人探し」に山々を歩いていた。1972年10月、シスター海野の呼びかけに応えて、残留2世浜田オセオ宅に28人の日系人が集まった。これがバギオの日系人会の創始である。シスターの粘り強い日系人探しの結果、2カ月後の会合には125家族が参加した。集まりを重ねる中で、1973年6月、「再び日系人がばらばらにならないように」との願いから「北ルソン比日友好協会」が発足した。初代会長にはバギオで出版社を経営する浜田オセオが就任した。

シスター海野は「子どもたちに教育を受けさせたい」という2世の要望を知り、1984年、日系人子弟の奨学金制度を立ち上げた。シスターの呼びかけで、毎年バギオを訪れる遺骨収集団メンバー、日本の教会関係者、ロータリークラブ、草の根のボランティアグループなどから支援金が寄せられるようになった。元陸軍所属の斎藤資郎は、慰靈団としてバギオを訪問し、シスター海野の活動に感銘して1981年、所属の東京城西ロータリークラブに働きかけ「バギオ基金」を設立した。基金は紀伊国屋書店社長の松原治氏の精力的かつ継続的な活動もあって、200を超える全国のロータリークラブ、3千を超える後援者の浄財をもとに、20年で2億円弱となり、奨学金事業を支えた。この奨学金事業は、今日に至るまで協会の活動の柱となっている。

北部ルソン比日友好協会は、1983年6月にフィリピン証券取引委員会に正式に登記された。この年の2月、「ベンゲット移民80周年記念式典」が開かれた。フィリピン側からは外務・建設・観光大臣はじめ州知事、バギオ市長が、日本側からは日本大使ほか、日本からの支援

者、関係者約 600 人が参加した。残留日本人 2 世はようやく、自分が日系人であることを周りの人に公言できるようになった。

協会は発足当時、シスター海野の所属する聖フランシスコ修道院の中に事務所を置いていた。1986 年 11 月、日本からの寄附をもとに、日比親善友好会館・アポン（イロカノ語で小さな家）が開設された。会員は 1987 年には 1,200 人、1988 年には 1,600 人と順調に増え、活動も日本語教育、交換留学生、技術研修生派遣などへと広がっていった。日本との交流の中で、戦争中離れ離れになった父親の身元探し、日本の親族との交流などが少しずつ進んだ。

1987 年、協会は財団法人北ルソン比日基金を設立し、2 世、寺岡カルロスが理事長に選ばれた。協会および基金の支援者・団体は、教会関係、国際エンゼル協会（事務局兵庫県）、バギオ生まれの引揚者でつくる「バギオ会」、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、草の根市民グループなど多岐に渡った。

シスター海野は 1989 年 12 月 31 日、78 歳で永眠した。協会の活動は寺岡マリエ、カルロス兄妹、加藤コンラドら 2 世たちに引き継がれた。2003 年 2 月にはバギオで移民 100 周年祈念式典を開催、駐比日本大使、駐日フィリピン大使をはじめ関係者 400 人が参加し、盛大に行われた。

2 ダバオ

ダバオでの日系人会の発足は 1980 年である。これより前、引揚者が中心となって 1963 年に日本で発足した「ダバオを愛する会（愛ダ会）」（世話人代表 吉田美明ミンタル日本人小学校元校長）の肝入りで 1969 年、「2 世会」という残留 2 世の団体が結成されていた²⁵⁾。しかしこの会は、「日系混血児の相互扶助」という目的を掲げながら、一部の役員が 70 年代の日本からの遺骨収集・慰靈団の通訳、案内役として“活躍”するだけで、会員相互の交流がほとんどなかった。

これに疑問を抱いた会員の中から、「2 世会」の改革が話題にのぼるようになった。この動きを世界救世教フィリピン教会の伝道師、宮本敬三が見守っていた。

1979 年末、残留 2 世萩尾ユキトシの工場で、2 世会の改革を考える集まりが開かれた。改革の声は 3 世からも出て、1980 年 1 月田中アンヘリーナが中心となって「3 世会」が発足した。宮本敬三はオブザーバーの立場で「2 世会、3 世会と分けてしまうのは、会本来の趣旨からいってもおかしい、親・子・孫と続いていくすべての日系人のための組織なのだから“日系人会”が相応しい」とアドバイスした。この提案が受け入れられ、1980 年 3 月、「ダバオ日系人会」が発足した。マティナの世界救世教フィリピン教会ダバオ支部に仮事務所を置

き、初代会長には萩尾ユキトシが選ばれた。

定款や会の目的を討議する中で、「フィリピン全土の日系人を組織する構想を持とう」ということになり、組織名称は「フィリピン日系人会」と決まった。目的は、①日本人の血を引くすべての会員間の、また会員と地域社会との相互扶助、協力、調和そしてより良き理解を促進、奨励すること②平和、繁栄、幸福をもたらすために会員および地域社会の教育的、文化的、社会的、経済的状況を改善するための計画、活動、措置、プロジェクト等をつくり、実行し、奨励し、予算化すること、とされた。フィリピン日系人会 (Philippine Nikkei Jin Kai, PNJK) は1980年8月14日、フィリピン証券取引委員会に正式に登記された。

萩尾の奔走で、ディゴス支部、サンタクルス支部、カリナン支部、ダバオ市支部が次々に組織され、会員は400人近くなった。1981年5月 第1回フィリピン日系人会年次総会が開かれた。宮本敬三の教会（世界救世教）からの寄附を原資とする日系人子弟への奨学金事業も始まった。

同年7月にはミンタル日本人墓地で日系人会主催の慰靈祭が行われた。日本からの慰靈団との交流も活発になり、戦争中離れ離れになった父親の身元捜しが少しずつ進展した。強制送還された父親との再会を果たす者もあった。

80年代、PNJKの主な支援者・団体は、世界救世教伝道師の宮本のほか、木材関係貿易商としてダバオに進出した久保田（ライオンズクラブ会員）、元軍人、引揚者でつくる「フィリピン日系人友の会」（1983年発足。代表平原定志）などだった。

PNJKの存在は次第に地域社会でも知られていく。80年代半ばから日本語教室も始まった。1990年、PNJKは「フィリピン日系人友の会」などの支援によりラナンに自前の事務所を構えた。

90年代に入ると、ダバオ生まれの引揚者で残留日本人の境遇に心を痛めた豊口修、古川代美の両氏が、日系人技術教育振興事業協会（初代会長古川代美）を立ち上げ、日系人会を全面的に支援するようになった。同会は、日系人3世4世に日本での就労の道を開くため、2世の身元捜しに惜しみなく資金提供した（詳細は第5章第4節）。1994年「日本フィリピン企業協議会」と名称変更し、今日最大の支援団体となっている。

90年代、PNJKは学校経営をはじめ、地域で文化、保健福祉、環境保全活動を展開するようになる。これを支えたのが日系人の教育支援から出発した日本フィリピンボランティア協会（発足1990年。会長網代正孝）であった。2002年、同会がPNJKの敷地内に併設したミンダナオ国際大学はその集大成である。

P N J Kの会長職は、発足から1986年までを萩尾ユキトシ、1986-1987年を2世の毛利ビセンテ、1989-1988年再び萩尾が務め、1989年から2000年までを2世の阿部庄次郎（残留2世。フィリピン名ロドルフォ・チュトール）が務めた。阿部の没後、2001年5月、3世ジュセブン・オステロが第4代会長に選ばれ、現職にある。

2003年8月、P N J Kは沖縄ダバオ会（会長中村源照）と合同で移民100周年祭を開催した。来賓には日本の国会議員3人、駐比日本大使、ダバオ領事、連合会会长寺岡カルロス氏他各地日系人会会长、ダバオ市長が参加し、式典では以下の4項目を柱とするフィリピン日系人会ダバオ宣言が採択された。

- ① 日比間での負の遺産を背負う同胞の存在を認識し、その解決のために努力する
- ② 日本の企業等との交流を活発化し、日本の中小企業やN G Oのフィリピン誘致をすすめ、地域の活性化に努める
- ③ 日比の福祉分野、教育分野その他の相互補完の事業を推進し、人的交流をはかれるよう関係方面へ呼びかけ、条件づくりをする
- ④ フィリピンから日本へ良い情報を発信し、多くの日本人がフィリピンに関心を持ち訪問するよう働きかける。

3 その他地域

1973年、イロイロに「日本人孤児会」が発足した。パナイ島イロイロ市では在留邦人40-50人が、1945年3月、日本軍とともにフィリピンゲリラに包囲される中で、「日本軍に迷惑をかけては申し訳ない」とのイロイロ小学校校長の呼びかけに応えて集団自決したと伝えられる。現場に残されていた子どもが、フィリピン人に拾われ、育てられた。その孤児たちの組織である。1980年セブ日系人会が、さらに80年代にコタバト、ネグロス、サンボアンガなど、各地に次々と日系人会が発足した。

4 日系人会連合会の結成

1992年1月19日 フィリピン各地の日系人会代表がダバオに集まり、第1回フィリピン日系人大会が開催された。会合では「フィリピン日系人の苦難なる歩み」とする決議声明文が採択された。

「(前略) 日本国はすでに台湾の元日本軍人、軍属に対する戦時補償を行っている。また中国残留孤児の一時帰国を制度化している。我々の願いは、日本人と同じ血が流れており、そして壮絶な過去を持つ我々日系人がここに生きていることを認識してもらいたい。(中略) 現在、日系人であれば必要書類を取り揃えることで、日本へ就労に行くことが可能になった。

しかし中南米と違い、我々は前期のような戦後経緯の中で、ほとんど身分を証明する書類がそろわない。我々の子どもたちが日本で就労できるよう、特別の道をつくっていただきたい（後略）」

バギオ、ダバオ、サンボアンガ、セブ、イロイロ、スリガオ、ブトゥアン、ネグロスからの代表が決議文に署名した。

決議文でもうたわれている通り、このような集まりが持たれた背景には、1990年の入管法改正で、日系人（日本人の子、孫まで）に「定住者」という在留資格が与えられ、身元さえはっきりすれば日本での就労が可能になったことがあった。

翌日、フィリピン日系人会連合会を組織するための役員選出が行われ、フィリピン日系人会会長の安部庄次郎が初代の連合会会長に選出された。連合会は1993年8月、弁護士西田研志を代理人として日本弁護士連合会に人権救済を申立てた。以後、西田は1999年4月に辞任するまで同会顧問を務めた。

連合会は発足以後1997年まで、毎年年次総会を開催した。1997年6月の第6回の後、数年間の空白をへて、2003年4月にバコロドで開催された第7回日系人大会が最後である。

1995年と1997年の2回の外務省調査は、連合会の旗印のもと、各支部が協力、連携しあって終了した。1998年、顧問の西田弁護士の発案で、国による調査継続を求める全国規模の署名運動が展開された。集められた署名は、1994年から会長を務めた連合会会長大成マサヨシが、請願書とともに小渕恵三首相に提出したが、政府の動きは鈍かった。

1999年4月、西田は財政問題を理由に顧問を辞任した。身元未判明者の親捜しがストップしたこと、連合会の活動は停滞していった。2000年、在バギオ名誉総領事を務める寺岡カルロスが会長に選ばれた。残された身元未判明家族の身元捜し、国籍確認が焦眉の課題となっていたが、日本の法律家の後ろ盾を失った痛手は大きかった。

2003年8月、ダバオで開かれた日本人移民100周年祭に参加した河合弘之弁護士は、寺岡カルロス連合会会長と話をし、「ダバオだけでなくフィリピン全国の日系人を支援する」と宣言した。ここから事態は変わり始める。河合は10月、連合会顧問に就任し、日本でNPO法人「フィリピン日系人リーガルサポートセンター（PNLSC）」を立ち上げた。PNLSCは、連合会を現地協力組織としてフィリピン全土の日系人に対し、あらゆる支援を行っていくとし、連合会と連携のもと、身元捜し、国籍確認調査に成果をあげている。

2004年8月25日、連合会は顧問の河合弁護士を迎えた理事会をマニラで開催し、2005年度に300名近い2世の国籍確認調査（ファミリーファイルプロジェクト）に一丸となって取

り組むことを決定した。資金は当面、経済力のある支部が積み立てること、小さい支部も別の、できるやり方で調査に協力することなどが、申し合わされた。

-
- 1) 池端瑞穂、生田滋、『東南アジア現代史Ⅱ』山川出版社、1977年、早瀬晋三「フィリピン」吉川利治『東南アジアと日本』東京書籍、1992年、池端雪浦『日本占領下のフィリピン』岩波書店、1996年などを参考にした。
- 2) 早瀬晋三「南方『移民』と『南進』—フィリピンにおける『移民』、外交、軍事工作」『岩波講座 近代日本と植民地5 膨張する帝国の人流』1993年、岩波書店、58頁。
- 3) 蒲原廣二『ダバオ邦人開拓史』日比新聞社、1938年、第1章「ベンゲット移民史」、黒柳俊「フィリピンにおける邦人移民」(『フィリピン日系人実態調査報告書』国際協力事業団 昭和61年3月 所収)など参考にした。
- 4) 蒲原、前掲書、32頁。
- 5) Japanese Pioneers in the Northern Philippine Highlands, The Filipino-Japanese Foundation of Northern Luzon ,Inc 2003 . p54..
- 6) 蒲原、前掲書、60頁。
- 7) 蒲原、前掲書、74頁。
- 8) このため新たに設立された60社のうち22社は土地獲得ができず、資金回収ができない事態となった。
- 9) ハゴダンの発明、特許権紛争等については蒲原、前掲書、154-168頁。
- 10) 鶴見良行『バナナと日本人』岩波新書、1982年、71頁。
- 11) ユーホセ・リディア「フィリピンへの日本人移住者に対する国内的・国際的影響要因」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』、1997年、(有)論創社、500頁。
- 12) 早瀬晋三「フィリピン」吉川利治編『日本と東南アジア』50頁。
- 13) 『ダバオ開拓史』194-195頁
- 14) 蒲原、前掲書、613-615頁。
- 15) 2世の教育問題については、蒲原、前掲書、第12章「2世教育の現状と当事者の2世教育観」(619-688頁)参照。
- 16) 田中義夫『異国のふるさとダバオ』2000年、ダバオ会編『戦禍に消えたダバオ開拓移民とマニラ麻』1993年、ダバオ会、を主に参考にした。
- 17) 田中、前掲書、146-147頁。
- 18) 森治樹領事「開戦当时と日本軍上陸後の状況」田中、前掲書、160-162頁。
- 19) 読谷村史『戦時記録』上巻、第二章「読谷山村民の戦争体験」より。
- 20) 田中、前掲書、177頁。
- 21) 早瀬晋三『ダバオ国』の在留邦人、池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』1996年、306-307頁。
- 22) 田中、前掲書、201頁。
- 23) 若槻泰雄『戦後引揚げの記録』1995年、時事通信社 64頁より。
- 24) 捕虜および捕虜収容所については、茶園義男「フィリピン捕虜収容所」(比島文庫編、収録『ルソン』第二集所収)を参考にした。
- 25) フィリピン残留日本人特別調査委員会編「フィリピン残留日本人調査報告書」7-8頁。
- 26) 2世会およびフィリピン日系人会結成の経緯については、天野洋一『ダバオ国の末裔たち フィリピン日系棄民』風媒社、1990年、VI章を参考にした。

第3章 フィリピン残留日本人の実態

フィリピン日系人および残留日本人の実態に関する包括的かつ総合的調査は、外務省が1995年、1997年、2004年に実施した3次にわたる「フィリピン残留日本人調査」である。それ以前も、1986年に外務省領事移住部が国際協力事業団と共同で行った「フィリピン日系人実態調査」、1991年に外務省と厚生省（当時）が共同で行った残留日本人実態調査などがあるが、いずれも残留日本人の全体像に迫るには不十分であった。

1995年に始まる3回の調査は、単なる実態把握のための調査にとどまらず、残留2世の問題解決、救済を視野にいれた調査となっている点で注目に値する。特に第3次調査で、2世の最大の関心事である「身元探し」の一部に予算が計上されたことは、大いに評価されるべきである。

本章では、まず第1節で、上記3つの外務省調査を概説する。第2節で、今日の日系人社会の最大の問題である身元未判明者問題について述べる。身元判明か未判明かは残留日本人の実態を大きく分ける鍵概念である。それによって家族の状況、社会経済的地位は大きく左右される。第3節で、これまでにわかっている身元探し調査の方法、またそれがどの程度実施され、また実施されていないのかを論じ、今後の調査課題を明らかにする。

第1節 外務省による過去3回の調査とその意義

1 外務省・第1次調査（1995年8月22日～11月30日）の概要¹⁾

1995年の外務省調査は、フィリピン残留日本人がフィリピンにどれだけいるか、どんな人びとか、などの基本情報を把握するための「全国一斉登録（general registration）」であった。各地の日系人会、ラジオ、新聞等を通じてフィリピン全土の残留2世に登録を呼びかけ、応じた人びと（残留2世およびその子、3世）に委員会委員及び専属スタッフが聞きとりし、調査票を作成した。調査票の集計、分析により、残留日本人（2世）のおよその数、分布、生存死亡の別、子どもの有無、生活状況、身元判明につながる資料を有するか否か等の基本的情報が得られた。

僻地に住んでいるため呼びかけが届かず、あるいは自宅から調査地まで出向くことができず、登録に漏れた人もいたが、それでも、フィリピン残留日本人の全体像把握を試み、その概要を明らかにした点は画期的であった。調査の委託を受けたのはフィリピン日系人会連合

会のもとに設置された特別調査委員会（吉田マリエッタ委員長）であった。このような全国規模の調査が実現したのは、連合会の全面的な協力があったためである。

調査は下記の6地域33地区で行われた。

①	北部ルソン地域	バギオ、ソラノ、イフガオ、キアンガン
②	中南部ルソン地域	マニラ、ビコール、ナガ、ソルソゴン、ミンドロ、マスバテ
③	東部ビサヤ地域	セブ、ドゥマゲッティ、ボホール、サマール、タクロバン
④	西部ビサヤ地域	イロイロ、バコロド、ロンブロン、マリンドゥケ
⑤	東部ミンダナオ地域	ダバオ、ジェネラルサントス、ブトゥアン、スリガオ
⑥	西部ミンダナオ地域	イリガン、サンボアンガ、コタバト、カガヤンデオロ、ミサミス

表3-1 第1次調査の調査地

1. 登録者総数

調査を実施した特別調査委員会作成の報告書によれば、第1次調査に応じた者は2,125人（男1,054人、女1,071人）で、この2,125人の親である日本人1世数は656人であった。2,125人中、両親ともに日本人である人が12人おり、このうち3人は集団自決の生き残りであった。

2,125人中、生存者葉1,748人（男830人、女918人）、死亡しているが子どもをもうけている者377人（男224人、女153人）であった。1995年時点の生存者と死亡者の割合は8対2だったが、1995年以降の10年間でかなりの人が亡くなつたと考えられ、今日ではこの割合は大きく変わつてゐると思われる。残念ながら2005年時点の残留2世の生存、死亡割合を示す正確なデータはない。

2. 地域分布

残留2世2,125人（死亡者も含む）の地域分布を表3-2に示した。全体の43%に当たる919人がダバオを中心とする東部ミンダナオ地域に集中していた。次に多いのがバギオを中心とする北部ルソン地域で312人、マニラを中心とする中南部地区が303人である。ダバオ、バギオ、マニラの他で目立つるのはセブ、イロイロ、バコロドで、これは戦前の日本人移民の分布に対応している。

北部ルソン	バギオ	283	東部ビサヤ	セブ	91
	ソラノ	6		ドゥマゲッティ	15
	イフガオ	4		ボホール	6
	キアンガン	9		サマール	12
	トゥゲガラオ	4		タクロバン	9
	バヨンボン	1		イロイロ	97
	バナウェ	1		バコロド	121
	キリノ	1		ロンブロン	10
	ラオアグ	3		マリンドゥケ	3
中南部ルソン	マニラ	246	東部ミンダナオ	ダバオ	820
	ビコール	18		ジェネラルサンツ	71
	ナガ	19		ブトゥアン	25
	ソルソゴン	6		スリガオ	3
	オーロラ	6	西部ミンダナオ	イリガン	69
	ミンドロ	2		サンボアンガ	52
	マスバテ	6		コタバト	74
				カガヤン	23
				ミサミス	1

表3-2 残留2世の地域分布(「残留者調査報告」1995年、登録者プロック別一覧より作成)

表3-3 残留2世の年齢分布(1995年)

3. 年齢および職業

2,125人のうち生存者1,748人の年齢分布を表3-3に、職業分布を表3-4に示した。1995年当時で60歳以上が47%であった。10年たった今日、高齢化はさらに進み、このうちかなりの人がすでに亡くなつたと思われる。

生年月日 (年齢)	
~1924年(71歳以上)	166
1925年~1929年(66~70歳)	242
1930~1934年(66~70歳)	294
1935~1939年(56~60歳)	362
1940~1946年(55~49歳)	433
未記入	251
合計	1748

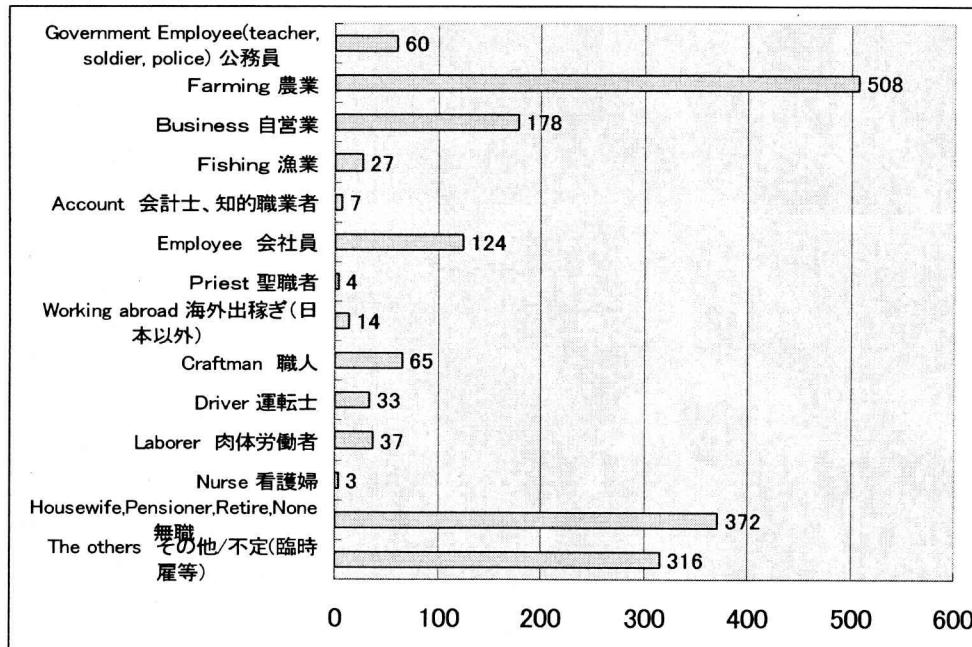


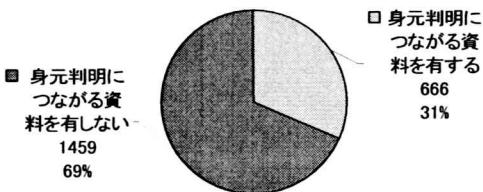
図3-1 残留2世の職業(出所:「残留者調査報告」1995年、職業別一覧から作成)

職業は、農業が圧倒的に多く全体の3割を占める。漁業、肉体労働、自営業者（収入の不安定な仲買や零細個人商店が主と思われる）などが多いことについて報告書は、「教育を受ける機会のなかった残留者が、就職の機会に恵まれず、地方出身者は農業や漁業に、都市部の人は肉体労働者や零細個人営業に従事した様子が伺える」としている。

4. 身元判明につながる資料を有するか否か

身元判明につながる資料を有する人、つまり、残留2世で父親または両親の本籍地の所在を知っている、あるいは戸籍謄本、その他有力な証拠を所持している人は666人（男329人、女337人）で、全体の31.3%であった。これは、強制送還された父親あるいは兄弟と戦後、交流（訪問、手紙のやりとり等）があった人たち、あるいは父親の旅券、父の本籍地の記載のある手紙や戸籍謄本等を所持していた人たちである。表3-4はその地域別割合である。

図3-2 身元判明につながる資料の有無



地域	人数	身元判明につながる資料を有する人の割合
北部ルソン	139 (312人中)	44.6%
中南部ルソン	122 (303人中)	40.3%
東ビサヤ	31 (133人中)	23.3%
西ビサヤ	72 (242人中)	29.9%
東部ミンダナオ	264 (919人中)	28.7%
西部ミンダナオ	38 (217人中)	17.5%

表3-4 身元判明につながる資料の有無の地域別割合(出所:「残留者調査報告」1995年)

報告書は、身元判明につながる資料を有する人は日系人会の会員が多い、と指摘している。「日系人会の会員は、会を通じて身元を捜し出した人が多いし、また、手がかりを持っていながらこそ、日系人会に入っているということもいえる」²⁾。

実際、地域別にみて身元判明につながる資料を有する人の割合が高いのは、日系人会の組織化が早かったバギオを含む北部ルソン地域であり、日系人会の組織が弱いビサヤ地域では、割合が低い。これは東ダバオ地域でも同様で、身元判明につながる資料を有する人の87%はダバオに集中している。

5. 父親の出身

表3-5は、残留2世ないしその家族が1世の出身地として申告した県を多い順に示したものである（申告が15人以下のものは省略）。身元判明につながる資料を有さない場合、記憶ベースで申告していることも多く、必ずしも実際の出身地であるとは限らない。東京、大阪と申告した人のうち、身元の判明につながる資料を有する人はゼロである。このような例が記憶ベースの申告の典型と思われる。

表3-5 2世の申告する1世出身

兵庫、長崎、神奈川も、身元判明につながる資料を有する人の割合が低い。兵庫、長崎、神奈川は、神戸、長崎、横浜という港に対応していることから、出港地ないし経由地を父親の出身地と思い込んで申告したものと思われる。資料を有する割合が高いのは、滋賀、和歌山、長野、佐賀、福井、島根、鹿児島である。移民送り出し県でも、絶対数がトップの広島、沖縄は身元判明につながる資料を有さない人の割合が高い。これらの地域に未判明者情報を流して呼びかければ、何らかの効果が期待できるかもしれない。

6. 3世数

登録した 2,125 人の子ども（3世）の数の合計は、1万 758 人（男 5,526 人、女 5,232 人）であった（1995 年時点）。3世の年齢構成は、2世の年齢分布からして 50 歳前半から以下である。だとすると 4世の中には 30 歳を超える人も多くいることになる。10 年後の今日ではその人たちは 40 歳を超えたことになる。報告書は「これまで登録した人について限定しても、3世、4世を含めると日系人数は 6～7 万人の規模に達するものと思われる」と推計している。

7. 残された課題

第1次調査は、フィリピン日系人会連合会の旗印のもと、全国規模で呼びかけが行われた。しかしそれでも、僻地や山奥において呼びかけが届かなかったり、呼びかけは知っていたが調査地まで出向くことができなかったりして、登録に漏れた人がいた。その人数は定かではないが、2004 年の第3次調査（後述）の際、1995 年から 2003 年までの間に少なくとも 319 人が、新たに連合会に登録したことがわかっている。毎年数十人単位で新規登録者がおり、今なお続いている。このような人びとの掘り起こしは今後の課題である。

もっとも、1995 年当時と比べて今日では登録時の調査は以前にもまして注意を要する。日系人の存在がフィリピン国内でも認知され、日系人と認められれば日本大使館が定住ビザを

発行することが知られたことで、「なりすまし」「偽日系人」等の問題が起きているためである。しかし、こうしたことに過剰に反応して新規登録を排除するようなことはあってはならない。むしろ、こうした事情を踏まえた上で、今なお未登録の人がいる可能性を考慮し、新規登録を受け付けていくことが肝心である。日系人会連合会所属の各地の日系人会が、その正しい窓口となることが期待される。

2 外務省・第2次調査（1997年1月～3月）の概要

第1次調査の結果を受け、外務省は1997年、第1次調査に登録した残留2世のうち身元判明につながる資料を有していた人（約700人）を対象に、「第2次調査」を実施した。これは、父親の戸籍が判明した残留2世の「国籍確認および家族調査」を目的としたもので、通称「ファミリーファイル・プロジェクト」と呼ばれる。

調査は、①日本で、身元判明の手がかりとなる情報をもとに父親の戸籍を取り寄せる②フィリピンで、日本人専門スタッフが残留2世（死亡の場合は兄弟ないし子）から、1世についての記憶、戦前、戦中の暮らし、残留に至る経緯、戦後の暮らしなどを聞き取りし、本人所有の証拠類をチェックする③戸籍の情報と本人の陳述、証拠類を照合し、同一人性確認、国籍確認を行う、という手順で行われた。

この調査以前、身元（父親の戸籍）がわかっている日系人ですら、戸籍の父親と自分との父子関係を自力で証明することができず、容易に定住ビザを得られない、という問題に直面していた。戸籍に自分の名前が記載されている場合でさえ、戸籍の人物と自分との同一人性証明が難しかった。一方、日系人の査証の審査・発給を担当する在フィリピン日本大使館も、当時、日系人の国籍確認、同一人性確認のノーザウがなく、審査に苦労していた。第2次調査は、まさにこうした問題の解決を狙ったものである。

第2次調査の実施主体は、「フィリピン残留日本人法律支援センター」（通称リーガルエイド。現地法人として登録）であったが、第1次調査と同様、現地調査は日系人会連合会の各支部の全面的な協力のもとで行われた。

日本人調査員の録取した残留2世（死亡の場合は兄弟ないし子）の陳述書、2世家族の家系図および家族構成員すべての身分に関わる証明書原本（出生、婚姻証明書、死亡証明書等）、日系人会からの証明書、新旧の家族写真、証明書記載事項相違理由書などが「家族調査記録（ファミリーファイル）」として大使館に納められた。

専門調査員を備えた信頼できる組織が調査を担当したことで、調査対象となった2世の国

籍、同一人性の信憑性は格段に高まった。記録（ファミリーファイル）は、調査終了後、大使館の日系人査証審査の現場で活用され、日系人（3世4世）の査証発給手続きの簡素化、迅速化につながった。第2次調査は、外務省（直接的には日本大使館）と、対象となったフィリピンの残留日本人家族の双方に、実質的メリットをもたらした。

第2次調査の結果、370人の2世の名前が戸籍に記載されていることが確認された。645人の2世について、父親の戸籍は判明、2世の名前は戸籍に記載されていなかったが、戸籍は間違いなく2世の父のものであることが確認された。この調査で、合計1015人の2世の身元確認、国籍確認が終了した³⁾。

第2次調査報告書で初めて、カテゴリーABCという言葉が登場した。便宜上、戸籍に名前が記載されている2世を「カテゴリーA」、身元は判明しているが戸籍に名前の記載がない2世を「カテゴリーB」、身元未判明の残留2世を「カテゴリーC」と呼ぶ、という提案である。以後、このカテゴリー区分はフィリピン残留日本人問題を論じる際に用いられるようになった。

第2次調査終了時点で、身元未判明の残留2世（カテゴリーC）は1268人であった。

3 外務省・第3次調査（2003年2月～3月）の概要⁴⁾

第3次調査は第2次調査から7年を経た2004年3月に実施された。直接の委託先はフィリピン日系人会連合会（代表・寺岡カルロス氏）であったが、大半が日本における作業で、また日本人専門スタッフの関与が不可欠だったため、日本のNPO法人「フィリピン日系人リーガルサポートセンター」（当時、任意団体。2004年5月NPO法人化）に再委託された。

第3次調査は、依然として身元未判明状態にあるカテゴリーCの残留2世が対象とされた。そのような2世は2004年3月時点で1,099人いた。

第2次調査終了時点で1,268人であったカテゴリーCが、1,099人に減少したのは、1997年から2004年までに、日本の民間ボランティアの協力による身元探し（親探し）が進展したからである。その方法は、後述するが、2世の記憶する父親氏名を外務省外交史料館所蔵の旅券下付表から探し出すというものであった。

これにより、登録の時点で父親の本籍地を知らず、証拠の乏しい残留2世でも、身元判明の可能性が出てきた。これ自体画期的なことであったが、この方法による身元探しは組織だって行われることなく、1999年にいったん中断した（詳細は5章第4節）。それにともない連合会も一時活気を失ったが、身元未判明の残留2世家族からの、身元探しへの要望が沸き

起り、連合会の要請に応える形で第3次調査が実現した。

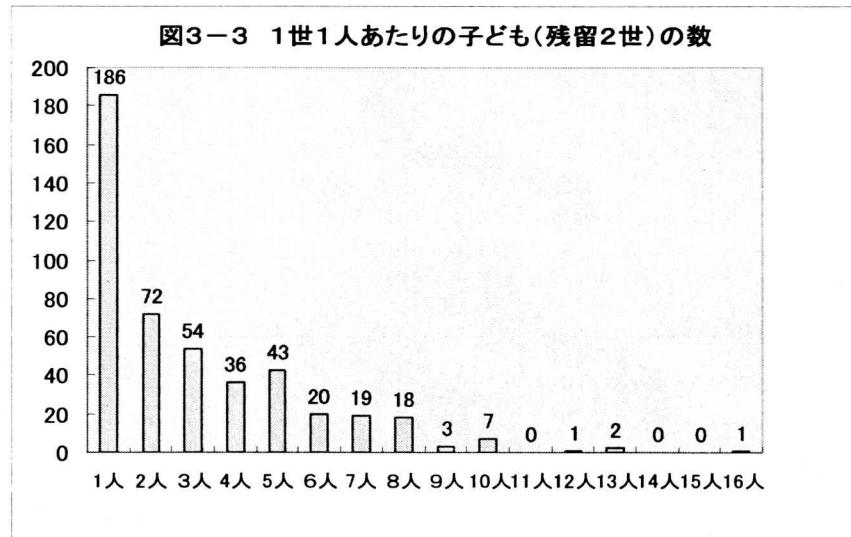
第3次調査は、①身元未判明残留2世1,099人の調査票のデータベース化、②外務省外交史料館所蔵の戦前資料のデータベース化、③①と②の照合による2世の身元捜し、という手順で行われた。①は1995年の第1次調査時の調査票のうち身元未判明のものをデータベース化したものであり、新たに調査票を取り直したわけではない。ただ、今後1,099人の身元捜しを実施していく上で、1世と2世が連動したデータベースが不可欠であったこと（そのようなデータベースは作成されていなかった）、加えて第1次調査では、身元捜しに重要な1世情報の分析が十分なされていなかったことから、データベース構築、未判明ケースの分析をあらためて行い、続く身元捜し作業に役立てることとされたのである。

カテゴリーCの全体像をつかむ上で重要なので、以下、第3次調査報告書から、カテゴリーC2世およびその親についての実態分析を紹介する。

1. カテゴリーCの残留日本人2世の情報分析

数及び国籍

第3次調査で「身元未判明」としてあらためてデータベース化された2世総数は1,099人（男564、女533、不明2）、その親にあたる1世数は460人であった。単純平均すれば1世1人につき平均2.4人の子供がいることになるが、子供の数の分布をみると子供1人のケースが186件で、全体の4割を占めている。両親ともに日本人であるケースは4件、父が日本人、母がフィリピン人であるケース449件、母が日本人、父がフィリピン人であるケースが7件であった⁵⁾。



2世の生年

表3-6の通り。39%が不明であるが、これは調査時、兄弟が複数いる場合、代表者1人が兄弟分も申告したケースで、申告者が兄弟の生年月日を失念していたものである。年だけの申告も含めて、申告のあるケースについてみると、1930年代生まれが21%、40年代生まれが20%で、あわせて41%に上っている。

1930年以降の生まれの残留日本人2世が多いのは、終戦後の強制送還の際、15才未満で母がフィリピン人の子は、送還の対象とならなかったためと考えられる。

2世の日本名

1,099人の残留2世のうち437人(40%)が日本名を申告していた。中には「アセアン」「アデス」「チビ」「ヤムヤム」など、ニックネームと思われるものを「日本名」として申告しているケースもある。これは幼少時、父親から呼ばれていた呼び名を日本名と思い込んで申告したためと思われる。

表3-6 2世の生年(1995年当時)

不明 (36.8%)	428
年だけを含め調査票に記載あり 62.8%	1800年代 3 1900~1919年 6 1910~1919年 49 1920~1929年 157 1930~1939年 236 1940~1947年 217
戦後(沖縄女性の子) 0.3%	3
合計	1099

2世の居住地

表3-7の通り。4割近くが不明であるが、これは先の2世の生年と同様、調査時の申告者が兄弟の代表者で、他の兄弟の住所地を申告しなかったものである。調査票に記入のある6割についてみると、ダバオが34%で圧倒的に多い。また2世の居住地が南はダバオから北はカガヤン州まで、フィリピン全土に散らばっている。

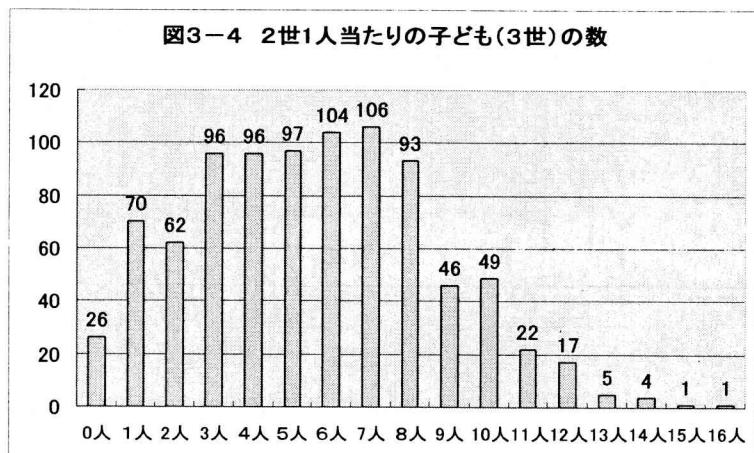
表3-7 2世の居住地(死亡の場合、生前の居住地)

不明	420	420		西部ビサヤ	西ネグロス	18	
海外在住	18	18			カビス	4	
北部ルソン地域	イロコス	5			イロイロ	25	
	カガヤン	3			アクラン	4	82
	アブラ	5			ギマラス	2	
	ラウニオン	3	56		西ネグロス	23	
	ヌエバ・ビスカヤ	1			東ネグロス	6	
	イフガオ	4		東ビサヤ	セブ	21	
	イサベラ	1			ボホール	5	50
	ベンゲット	26			レイテ	15	
	マウンテン	1			サマール	9	
	パンガシナン	7		東部ミンダナオ	アグサン	11	
中南部ルソン	ヌエバ・エシハ	7			スリガオ	2	
	パンパンガ	5			ブキッヂノン	2	51
	ブラカン	3			東ミサミス	9	
	タルラック	3	92		西ミサミス	27	
	サンパレス	1		西部ミンダナオ	サンボアンガ	26	
	オーロラ	2			ダバオ	230	
	メトロマニラ	45			マギンダナオ	3	
	カビテ	8			スルタンクダラー	1	327
	ラグナ	3			コタバト	44	
	ケソン	3			サランガニ	9	
	リサール	6			ラナオ	12	
	ミンドロ	1		合計		1099	
	ビコール	5					

図3-4 2世1人当たりの子ども(3世)の数

3世数

1,099名の2世のうち、子供の数がわかっている895人の子どもの数の分布を図3-4に示した。不明を除くこれら895名の3世の数の合計は4,963人であった。



その他

2世の申告の中には、わずかではあるが、「カリナン日本人小学校に通った」「ミンタル日本人小学校に通った」といった情報が付記されているものがあった(6件)。また、戦中の記

述として「軍病院で働いた」「軍の通訳をした」「軍の12682部隊（修理班）に所属していた」「モンテンルパ収容所に入れられた」等もあった。祖国を知らない残留2世たちが、若くして戦争協力に駆り立てられたことが伺える。

2. 2世の親についての情報の分析

1世の氏名

460件中77%にあたる356件で、日本人父の氏名を姓、名ともに申告しており、残り23%（104件）が姓のみの申告であった（図3-5）。姓のみしかわからないのは、父との別れが乳児期であったため父親の名前を記憶していないこと、父の名を洗礼名でしか記憶していないことなどによる。

姓と名を申告しているケースの中には「ミヤシロゼンペイ」「ノムラサブロウ」のように、一見して日本人の氏名と識別できるものもあるが、「シェゲロ」（しげろう、しげる？）「トヨマチヨ」（とよまつ？）のように、想像力を駆使して日本人の名を類推しなければならないもの、「ヤヨン」「ヒルシェギ」「サオヴィド」のように、想像力を駆使したとしても類推が困難なものも多い（姓名ともにわかっている356件中3割がこの類である）。姓のみしかわからないケースとあわせて、身元捜しがとりわけ困難なケースといえる。

ちなみに残留2世たちのオリジナルの婚姻証明書や出生証明書の父親欄にも、このような「想像力を駆使して類推しなければならない氏名」がそのまま記載されているケースがある。これは日本語の発音が英語の表記に正しく伝わらず、実際の日本語の音と異なった標記がなされたためである。

1世の出身地

460件中287件（63%）で、日本人父及び母の出身地の申告があった（図3-6）。最多は沖縄の76件、次いで広島及び長崎の28件である。横浜、神戸という申告も見られるが、これは出航地を出身

図3-5 1世の氏名 n=460

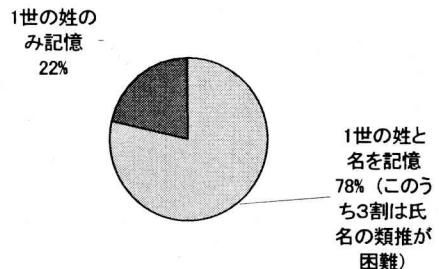
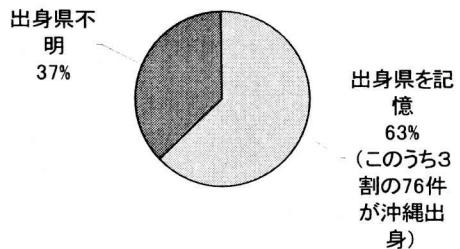


図3-6 1世の出身地 n=460



地と勘違いしたものと思われる。

1世の渡航年

「〇年代」といった曖昧なものも含めると、460 件中 112 件 (24%) で渡航年の申告があった(表 3-8)。この情報は、戦前の海外旅券下付表(渡航者名簿)を活用して親探しをする場合、目安として参考になる。1920 年代が最多であるが、これはダバオ港が開港し、日本からフィリピンへの移民が増加した時期に一致している。

1世の職業

1世 460 名中、不明の 60 名を除いた 400 名の当時の職業を表 3-9 に示した。農業が 156 名 (34%) と圧倒的に多く、戦前 1世がマニラ麻(アバカ麻)の栽培を中心に農業に多く依存していた事実が裏付けられた。

表3-8 1世の渡航年

不明 (75%)	348
年だけを含め調査票に記載あり	
1800 年代	5
1900~1919 年	19
1910~1919 年	20
1920~1929 年	33
1930~1939 年	20
1940~1947 年	13
戦後(比男性と結婚した沖縄女性)	2
	460

表3-9 1世の職業

不明	60		庭師	5
農業	156	バナナ 3 アバカ栽培 1 太田興業 5 ラミー 4 ココナツ 4	古川拓殖 5 太田興業 5 バトプランテーション 1	炭焼き 3 料理人/食堂経営 8 通訳 1 運転手 6
大工 建設業 木材会社勤務	66	インシューラー木材 4 Findler Miller 1		柏原ホテルのコック 1 大阪バザール付き 1 ホテル経営/ホテルマン 2
漁業	38			神戸館 2
商売	65	大阪バザール4 東京バザール1 みやこバザール 1 大力商店1 キャピタルバザール1 みやたバザール1 もりバイセクル1 アイスクリーム売り1 映画ビジネス1 ゴルフクラブ/クラブ2 魚売り1 パン屋5 キャンディ製造、販売 7 写真ビジネス・写真家 5 テキスタイル/仕立て屋 4 ココナツワイン1	採鉱 鉱山会社勤務 10	教師 1 ダバオ市役所 1 ミンドロ鉱業会社 トレド鉱山会社 ビクトリアス鉱業会社 三井鉱山会社 2 石原産業(横浜) レパント鉱業会社
			軍人/軍政事務 所勤務 18 機械工/エンジニア 8 労働者(機械工エンジニア) 8	
			その他 4	ダバオ毎日新聞 1 日系の新聞社の印刷工 1 ラジオ局 1
				460

1世の婚姻

年月日ないし年の申告があるのは 460 件中 189 件で、不明が 245 件、非婚 26 件であった(表 3-10)。不明の中には、①フィリピン方式で婚姻していることは確かだが、戦争で証書・記録が焼失したため年月日を特定できないケース ②部族の方式で結婚したため、記録

がなく、年月日を特定できないケース、が含まれる。460 件中少なくとも 42 件で、部族婚で婚姻したという申告があり(年月日不明を含む)、また 460 件中 314 件で、年月日は不明だが婚姻場所の申告があった。このことから、婚姻年月日不明の 245 件の中には、今後の調査により婚姻の事実確認ができれば遅延登録による婚姻の届出が可能となるケースも多いと推測される。

1世と2世の別れ(1世の消息)

調査票に記載されている 1世の戦争中の状況、1世の死亡についての情報などから、1世の消息を分析し、表 3-11 に示した。戦中死亡が 138 件(病死、戦死ともに含まれる)ともっとも多いが、このうち少なくとも 30 人がフィリピンゲリラに殺されている。

強制送還された 88 件と、戦中離れ離れになり、消息不明である 83 件については、厚生労働省が保管している俘虜名票(フィリピンで連合国捕虜収容所に収容され、強制送還された日本人の名簿。捕虜名簿)を活用した親探し、身元捜しが望まれる。

なお、強制送還された 88 件中 4 名の 1世は戦後、フィリピンに残留 2世を訪ねており、このうち 2 名はその後日本には戻らずフィリピンで死亡した。

2世の申告によれば、460 件中少なくとも 126 名の 1世が、戦争中、軍人、軍属、通訳そ

表 3-10 1世の婚姻

		部族婚(年月日の記載のないもの含む)*	婚姻場所の記載あり
不明	245	42	314
年または年月日の記載あり	189		
非婚	26		
	460		

*部族婚方式で婚姻した事実のみ記載されているケース

表 3-11 1世の消息

戦前帰国/戦前に家族と別れ消息不明	27
戦前死亡	73
戦中(1941~1945) 死亡(戦死/病死いずれも)	138
戦中離れ離れになり消息不明	83
強制送還	88
戦後フィリピンで死亡	5
状況不明	43
n/a (戦後の沖縄女性/渡しにかかった沖縄女性)	3
	460

の他として日本軍のために働いていた。戦争協力の中身としては、通訳がもっとも多く 28 名、このほか軍の飛行場で働いた、軍のコック、軍警察、守衛、憲兵隊、写真係、情報組織、地図作成、食糧供給などがあった。少ないが、1 世の所属している軍隊名までが記されているケースもあった（「巧（たくみ）部隊」「せのだ部隊」「やまぐち部隊」「やまだ部隊」など）。

1 世がフィリピンに残留し、フィリピンで死亡したケースが 5 件あった。

親族についての情報／交流

460 件中 43 件で、1 世本人ないし 1 世の日本の親族について、何らかの情報が申告されていた（表 3-12）。

43 件中 20 件は、強制送還された 1 世本人またはその親族が、戦後、残留 2 世とわずかでも連絡をとりあったケースである。その内訳は、手紙のやりとりがあったケースが 12 件、1 世もしくは親族がフィリピンに 2 世を訪ねたケースが 15 件（両方にまたがるケース 7 件はそれぞれにカウント）である。これ以外に、どのような交流があったのか不明だが、親族の住所、氏名が記載されているケースも 12 件あった。

兄弟が強制送還組みと残留組みに引き裂かれたケースは、わかっているだけで 8 件あった。このうち 5 件で日比の兄弟姉妹間で戦後、手紙のやりとりがあった。

強制送還となった 1 世が 2 世を訪問したケースは 4 件あり、このうち 2 件で 1 世はそのままフィリピンに残り、戦後フィリピンで死亡している。

このように戦後、親族との行き来があったにもかかわらず、残留 2 世がカテゴリー C であるのは、親族とのやりとりが一時的なものにとどまり、その後、連絡が途絶えてしまったことを物語っている。

表 3-12 親族に関する情報/戦後の交流

戦前の1世の親族についての情報(1世妻や2世、隣人の記憶等)	7	
2世兄弟の送還情報	8	
戦後、1世本人または親族と残留2世とで手紙のやりとりあり	12	1世（2件） 兄弟姉妹（5件） 叔父叔母（2件） いとこ（4件）
戦後、父である1世または親族が残留2世を訪ねた	15	1世（4件） 兄弟姉妹（2件） 叔父叔母（2件） いとこ（1件） 異母兄弟（2件）
親族の住所の記載があるが交流の内容不明	12	叔父叔母4/いとこ2/姉妹、異母・義理兄弟4/父のいとこ1/不明1

証拠類

1世の写真、1世ないし2世の婚姻証明書、2世の出生証明書、洗礼証明書等、1世についての何らかの情報を示す証拠が添付されていたのは460件のうち90件（約2割）であった（第三者による共同宣誓書、2世ないし3世がライフヒストリーをつづったもの等が添付されているものも少なからずあったが、一次資料ではないため今回の分析からははずした）。

90件の内訳は表3-13の通りである。合計が90を超えたのは1世1人につき複数の証拠があるケースがあったためである。

証拠類は、大きく、残留2世本人所有の証拠と、公的機関所蔵の古い証書類とに分けられる。本人所有の証拠類の中には、1世の写真のほか、1世直筆の妻および娘（残留2世）に宛てた遺書、1世の氏名と思われる刺繡のほどこされたズボン、帽子、日記の断片などがあった。

公的機関所蔵の証書は、遅延登録ではないオリジナルの証書類で、奇跡的に焼失を免れたものである。

2世の婚姻証明書は戦後のものだが、多くの残留2世が婚姻証明書の父親欄に義理の父や母方の親戚（叔父など）の氏名を書いて届け出していた時代に、あえて父親が日本人であることを隠さず、記憶にある日本人父の氏名、国籍（日本）を届け出た記録であることから、証拠として含めた。

表 3-13 証拠の状況

1世写真/戦前の家族写真	25		
親族からの手紙	2		
遺品 *	5		
1世ないし2世の外国人登録証	3		
1世の婚姻証明書	20	教会 6 国立公文書館 1	
1世のフィリピンでの死亡証明書	2	地方市民登録所 2	
2世の出生証明書 **	18	地方市民登録所 12 国立公文書館 6	
2世の洗礼証明書	29	教会 29	
2世の古い婚姻証明書 ***	10	教会 1 地方市民登録所 11	

3. 検索照合結果

第3次調査で身元探しに活用された資料は「外国旅券下付出願ニ要スル在外公館発給各種証明書交付人名表報告雑纂マニラノ部」（以下「マニラノ部」という）及び「同ダヴァオノ部」（以下「ダヴァオノ部」という）である。これは外交史料館で公開されている資料で、原籍地記載があることから、ヒットすれば謄本取り寄せが可能である。

検索、照合の結果、126人の1世の父親の候補が浮上した。36人は氏名がほぼ合致、残り91人は合致ではないが、類似しており可能性はあり、とされている。127人に対応する2世は316人であった。

外務省はこの調査結果を踏まえ、2005年度には1997年の第2次調査と同様の国籍確認・家族調査（ファミリーファイル・プロジェクト）を実施するとしている。日本側で戸籍謄本を取り寄せ、フィリピン側で2世から聞き取りし、両方の情報を合体させて、身元判明でよいか否かを判断する作業である。先の126人は、あくまで「候補」であるから、126人全員

「合致」することはあり得ないが、7割合致したとしても、90人の1世の本籍が判明する。これに対応する2世数は、200人前後と見込まれる。判明となった場合、2世ファミリーの家系調査、家族構成員の身分関係に関する証書取り寄せ等を行い、「家族調査記録（ファミリーファイル）」として大使館に提出する。

第3次調査の結果を受けた「第4次調査」は、連合会とフィリピン日系人リーガルサポートセンターとの合同プロジェクトとなる見通しである。実際に何人の2世の身元が判明に至るかは、その結果を待たなければわからない。

第2節 身元未判明者の実情

外務省の3次にわたる調査結果を総合すると、現状は下記のように整理される。

- (1) 2004年3月末時点で、残留2世数は、故人も含め、約2,400人
- (2) このうち約1,100人が身元未判明（カテゴリーC）
- (3) 約1,100人が親（ないし自身）の戸籍を入手し、国籍確認を終えたカテゴリーAまたはB
- (4) 残り約200人は、調査途中ないし興味がなく調査に応じない、米国籍やカナダ国籍を取得して海外在住など

身元が判明しているということは、1世の戸籍謄本が特定されているということである。残留2世がいくら日本人の子であるという証拠（父親の遺品である写真、父親の国籍が記されている戦前の出生証明書、国籍「日本」と記されている外国人登録証等）を所持していても、父親の戸籍上の本籍地がわからなければ、日系人と認められない。いや、認められない、というとき、誰が認めるのか、という問題がまずある。

現状では、2世が日本国に対し日本旅券を申請し、あるいは3世が定住ビザの申請をし、それが認められるか否かが、事実上日系人か否かの判定結果となっている。旅券申請には2世自身の名前が戸籍に載っていなければならないから、カテゴリーAの場合に限られる。査証は、日本人の子、孫まで下りるので、戸籍に名前のないカテゴリーBの場合でも、1世、2世、3世の親子関係さえ確認されれば1世の孫にあたる3世まで対象となる。いずれにしても、当人らがその必要に応じて行う旅券や査証申請が、事実上「日系人認定」（2世を日本人の子と認めるかどうか）の場となっている。

本研究の現地調査では身元未判明2世（死亡の場合3世）40人に聞き取りし、日本、日本

政府に望むことを尋ねた。ほとんどすべての2世（ないし3世）が「日本人の子として認められたい」という要望を口にした。次に多かったのは「子どもたちが日本に行けるようにしてほしい」であった。

1995年に残留日本人の「全国一世登録」が実施されたとき、多くの2世は、戦後50年たってようやく、日本政府が自分たちに目を向けてくれたと感じ、何らかの恩恵を期待した。10年を経た今、一部の人にとってその期待はかなえられた。国籍確認が済んだ2世の子孫（3世4世）は、次々に定住ビザで日本に向い、フィリピンに送金している。ボランティアの支援で実現した集団一時帰国で訪日し、親族との面会や父のお墓参りを果たした2世、3世もいる。

しかし一方、1995年時点から今日に至るまで、何の進展もなく、「カテゴリーC」のままの2世もいる。身元未判明者に焦点を当てた調査が2003年、外務省・第3次調査として実施され、約3割について「父親かもしれない人物」の本籍地が判明したことは前述したが、残り7割は手がかりがない。さらに、候補が浮上した3割についても、現時点では氏名が合致しただけで、実際には同姓同名で別人であるなど、合致しないケースも出てくると思われる。

身元探し（父親の本籍地探し）は、残留2世の最も切実な願いであり、喫緊の課題である。第1次から第3次と調査が回を重ね、成果が一部の日系人に還元されるにつれ、残された未判明2世の、身元探し、国籍確認の要望は、切実さを増している。日系人であることの恩恵、地位向上は、すべての人に等しく与えられるべきである。そのためにも、調査を継続し、最後の1人まで国籍確認を行うことが重要であろう。

第3節 身元探しの方法と課題

本節では、今日までにわかっている身元探しの手がかり材料、方法について述べ、その中で、それらはどこまで進んだのか、なされていない部分があるとしたら何か、これからなすべきことは何かを探る。

1 外務省外交史料館資料

海外旅券下付返納表

海外旅券下付返納表（以下「下付表」）とは、戦前日本から海外に渡った人の旅券発給者名簿で、明治23年から昭和16年までのものが外務省・外交史料館に保管されている。氏名、

本籍、年齢、行先国、発給日時、発給時の申請者年齢などのデータが得られる。総数 73605 人分（内訳は、明治期の 23 年間に 9,382 人、大正期の 15 年間に 22,285 人、昭和期の 16 年間に 41,738 人）が 1995-1997 年の間に民間ボランティアの手でデータベース化され、その後、連合会に預託され、身元探しに活用されてきた。

下付表の最大のメリットは、1 世の渡航年がわかることがある。名前が数回にわたって出てくる場合、1 世の日比往来歴が読み取れる。また、渡航時の年齢記載があるため 1 世の生年の推定が可能である。

下付表に 1 世氏名と合致する名前があった場合、的中率は極めて高い。下付表によって 1997 年から今日までに 100 人以上の 1 世本籍地が判明したと推定される。

この下付表データベースはしかし、今日ではほとんど活用しにくされている。それでも見つからないケースがあるのは、1 つには、2 世の申告する 1 世氏名が姓のみであったり、発音が曖昧だったりするためだが、他方、2 世の申告する 1 世氏名がはっきりしているにもかかわらず、ヒットしないものもある。これは①密航者などでそもそも下付表に名前がない、②データベースそのものが不完全で、入力が抜け落ちている、のどちらかであろう。前者の場合は仕方がないが、後者であるとすると悔やまれる。データベースそのものの検証、補正が必要である。

在外本邦人身分関係表

海外から在外公館を経由して本籍地役場に届出のあった結婚や出生の記録で、フィリピンについては 1913 年から 1942 年までの 29 年間に届出られた約 1 万 8,603 件のデータが存在する（外務省外交史料館所蔵）。ダバオにおける届出が 7 割、マニラにおける届出が 3 割である。

届出内容は、出生届 15,060 件、出生届（追・遅延）3,188 件、認知 8 件、婚姻届 284 件、離婚届 45 件、養子縁組 16 件、養子離縁 1 件、家督相続 1 件である。出生届あるいは認知届の中に、残留 2 世が何人含まれているかは不明だが、実際、身元判明済みの残留 2 世の日本名が散見されることから、含まれていることは確かである。婚姻届については 284 件中 26 件がフィリピン人女性との婚姻である。

これも、先の旅券の下付表と同じく民間ボランティアの手でデータベース化されている。届出入の本籍地が記載されているので、ヒットすれば身元探しの確かな手がかりとなる。これが決め手となって判明したケースも多く、有益な資料であるが、下付表同様、今日ではほぼ活用しにくされている。

ところで、この身分関係表に届出記録があるからといって、実際に戸籍にその届出内容が

反映されているとは限らない。婚姻届や出生届の記録がここにありながら、戸籍謄本にはそれが記載されていない例が実際あった。これは、領事館等に届出をしても、何らかの理由で報告が不到達に終わったケースがあることを意味する。2世の名前が戸籍に登載されていないのは、2世自身の責任でないことはもちろんだが、1世の怠慢あるいは1世にその意思がなかった、とも言いきれないである。

渡航者名簿

移民会社ごとの日本人の海外への渡航記録で全 55 分冊が同じく外務省外交史料館に所蔵されている。フィリピンへの渡航者は移民会社取扱の 2 万 5,389 人と、自由渡航者 577 人分があり、氏名、年齢、族籍、身分、労働の種類、渡航許可の官庁及び年月日、渡航年月日及び出帆港、渡航地、在留期限のデータが得られる。早瀬晋三によれば「1909 年から 1919 年までの 11 年間は、移住者総数の 86% の渡航者の名簿が残っており、かなり実態に近いデータ」であるという。

旅券下付表と相当部分重なると思われるものの、旅券下付表のデータベースではなく、こちらの渡航者名簿に名前があり、判明につながったケースもあることから、活用の意義はある。しかしこの資料はデータベース化されておらず、データベース化には相当の費用がかかるため、包括的には活用されていないというのが現状である。

「ダバオの部」「マニラの部」

正式名称は「外国旅券下付出願ニ要スル在外公館発給各種証明書交付人名表報告雑纂マニラノ部」(以下「マニラノ部」という)及び「同ダヴァオノ部」(以下「ダヴァオノ部」という)。フィリピン在留邦人が、1926 年(大正 15 年)12 月から 1941 年 11 月の間にダバオおよびマニラの領事館に証明書発給を願い出た記録で、証明願者氏名、同原籍地(一部県名のみ)、被呼寄人氏名、同原籍地、証明日付、証明書使用目的(弟呼寄せ、妻呼寄せ、使用人呼寄せ、再渡航など)が手書きで書かれている。証明願者は当時フィリピンにいたことが確実であり、また被呼寄人もフィリピンに渡航した可能性が高い。昭和期に限られること、呼寄せや再渡航のない人は名前が出てこないなど、限界はあるが、下付表と併用することで、1世のフィリピンにおける足取りをたどることができ、有用である。第 3 次調査でデータベース化され、検索照合済みである。

死亡者・帰国者名簿

海外からの帰国者、死亡者の名簿(外務省外交史料館所蔵)で、国別に整理されている。渡航者名簿と同様、データベース化されておらず、現状では活用されていない。

2 厚生労働省保有の資料

厚生省保有の資料は、資料自体が公開されておらず、厚生省への「照会」という方法でしか情報にアクセスできない、よって、これらの資料がどの程度身元捜しに有効活用されているかがわからないことが、まず問題である。

厚生省は、1988年の外務省・厚生省合同の「フィリピン残留孤児調査」⁶⁾以後、在フィリピン日本大使館に日系人が任意で提出した「調査票」に回答するという形で、照会に応じているという（俘虜銘銘表および軍人軍属名簿等を活用）。しかしその対応は十分ではない。問題は、親族の承諾がなければ回答しないという方針である。親族の拒否によりどれくらいの回答が保留とされたのかは不明だが、

このようなことで残留2世の「出自を知る権利」が否定されではならない。

以下に挙げる、俘虜銘銘票、軍人軍属名簿の残留2世の身元捜しへの活用は、2世の身元捜し、判明率アップの鍵である。厚生労働省の英断が望まれる。

俘虜銘々票

日本軍がフィリピンにおいて敗北したのち、日本人は軍人、軍属、民間人を問わず、捕虜収容所に収容され、日本に送還された。被収容者については、1人1枚の名票が作られ「俘虜銘々票」と称された。それは、後に米国の国立公文書館に保管され、ついで日本の厚生省に返還されたが、米国国立公文書館にも同じものが保管されていることがわかっている。

これは、フィリピン残留日本人2世の身元調査にぜひとも活用したい資料である。2世が父として申告する1世名または兄弟名が俘虜名票から発見できれば、それが裏付けとなり、当該2世の日本人性が立証されるからである。

厚生労働省は、この俘虜銘銘票（行政文書ファイル名「俘虜収容所人事資料」）を個人情報保護法、プライバシーなどを理由として公開していない。本人または委任を受けた者からの照会があった場合のみ、人道的見地から応じているという。しかし、米国国立公文書館ではこの資料は一般公開されており、複写費用等を負担すれば入手可能である。フィリピン残留日本人の身元判明率をあげるためにには、これをデータベース化し、活用することが不可欠である。

軍人軍属名簿等

戦争中、日本軍が、在留邦人（適齢期に達していた2世を含む）を総力戦、持久戦の戦力として余す所なく活用したことは、2章3節でみた通りである。「父親（または兄）は〇〇部

隊に所属していた」と申告する残留2世が実際いたことも、第3次調査の調査票分析で明らかとなっている。

厚生労働省援護局は、陸軍の部隊ごとの名簿（留守名簿）、海軍軍人の個人ごとの軍人履歴原票、海軍軍属の個人ごとの軍属身分調査票を保有している。このうち留守名簿については470万人分がカード化され、さらにマイクロフィルム化されている。海軍に関しては「海軍軍歴原表」「特殊未帰還者資料」「未帰還者資料」などがある。

これらの名簿に、在留邦人で現地徴用された人の名前がどれだけ含まれているかはわからない。現地徴用されても軍籍が日本にまで届いていないケースも多いと聞く。しかし実例はある。1931年生まれで1944年当時14歳だった残留日本人2世・竹沢大助氏が「海軍軍需部ダバオ支部工員」に採用された軍歴書が、同省援護局に残っている。このことから、他にも残留2世ないし1世の記録は存在すると思われる。

軍人軍属に関する資料も、俘虜銘々票同様、公開されておらず、厚生省は「照会」に応じるだけである。

過去に、ある団体がこれらの名簿を一括して情報公開請求した例がある。結果、情報公開法5条1号「個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記載により名簿登載者を識別することができるもの」に該当するとして不開示となり、続く情報公開審査会においても「不開示決定は妥当」との判断が下された（平成15年2月16日答申第449号）。しかし、情報公開法5条1号には例外規定がある。「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、個人を識別できる情報であっても開示すること、とされている。残留日本人の出自を知る権利を保障するために、これらの情報公開を期待する。

3 マスメディアと国による公開身元調査

フィリピン残留日本人についてのメディアの報道は、一時帰国や集団帰国の際、単発的に取り上げられるという程度であった。しかしそのような報道をみて即座に名乗り出た親族がいたことも事実である。身元探し、すなわち肉親探し、という事の性質から言っても、報道の力は大いに活用すべきである。

ちなみに、中国残留孤児の肉親探しも、はじめは民間ボランティアの手で細々と行われていた。厚生省が動いたのはマスメディアの力が大きい。朝日新聞が「生き別れた者の記録」として孤児からの肉親を探し求める手紙や写真を掲載し、他紙もこれに続いた。世論の関心

の高まりを前に、厚生省も、一般公開調査に踏みださざるを得なくなつたのである。厚生省の公開身元調査は 1975 年から 9 回にわたって行われ、1981 年 3 月から、訪日調査に引き継がれた。

朝日新聞の「生き別れた者の記録」は現在も続いている。孤児のプロフィールと顔写真一覧のほか、厚労省中国孤児対策室の連絡先、「親族だけに負担をおかけすることはありません」という厚労省の呼びかけが、併せて掲載される。

フィリピン残留日本人についても、このようなマスメディアを使った公開身元調査が厚生省主導で行われることが望ましい。また、そこに至る過程は、NPOによる積極的な情報発信、マスメディアへのアプローチが期待される。

4 身元探しの限界

以上、残留日本人の身元探しの手がかりとなる材料、方法、その活用状況を述べたが、このような資料や方法を最大限活用したとしても、身元が判明しない残留 2 世が相当数残ると思われる。幼少時に日本人父と離別した場合で、父親の氏名すら曖昧であるが、しかし、近隣の人や同級生の証言などの状況証拠で、確かに日本人の子である、というケースである。実はこのようなケースが思いのほか多いのである。この場合、父親の特定は極めて難しい。身元探しの限界である。

中国残留孤児の場合、公開調査によっても身元（肉親）が判明しない孤児について「就籍」という方法が大々的にとられている。これは、戸籍法 110 条 1 項（「本籍を有しない者は、家庭裁判所の許可を得て、許可の日から 10 日以内に就籍の届出をしなければならない」）により、新たに本籍を設定し、戸籍に記載する方法である。フィリピン残留日本人についても、この方法は身元探しの限界を打破する突破口となると思われる。これについては 4 章 2 節で詳述する。

¹⁾ フィリピン残留日本人特別調査委員会「フィリピン残留日本人調査報告書」1995 年 11 月 に拠る。

²⁾ 同報告書 3 ページ。

³⁾ 但し、調査が 3 ヶ月という短期間で終わったため、同じ父親をもつ 2 世兄弟の一部が調査未了に終わったケースもあり、実際に作成されたファミリーファイルの数は 702 にとどまった。その内訳は、2 世の名前が戸籍に載っているケース 260、載っていないケース 442。

⁴⁾ フィリピン日系人リーガルサポートセンター「フィリピン残留日本人調査報告書」2003 年 3 月 に拠る。

⁵⁾ 1世が女性、配偶者がフィリピン人男性であるケース7件の内訳は、戦前沖縄で日本人女性がフィリピン人男性と結婚し、2世が渡比したケース2件、同様のケースで戦後の事例2件、戦前、日本人女性がフィリピンに渡航し、フィリピン人男性と結婚した3件、である。

⁶⁾ 詳しくは5章3節参照。

第4章 フィリピン残留日本人（及び日系人）の法的地位と問題点

第1節 フィリピン残留日本人の国籍問題

1 20世紀初頭から、太平洋戦争開戦までの間にフィリピンに移民した日本人が、日本国籍を有する日本人であることに異論はない。

フィリピンに移民した日本人男性が現地でフィリピンの女性と結婚し、子供（2世）ができる場合の関係者の国籍はどうなるかが問題となる。日本の国籍法は、明治32年に制定された国籍法（以下「旧々国籍法」という）を基に、昭和25年の改正国籍法（以下「旧国籍法」という）、昭和59年の改正国籍法（以下「新国籍法」という）という2回の改正が行われている。

フィリピン残留日本人の国籍を考えるときには、戦前の国籍法、つまり旧々国籍法の規定に従うこととなる。

2 まず日本人の妻となった女性の国籍についてであるが、旧々国籍法第5条1項は「外国人ハ左ノ場合ニ於テ日本ノ国籍ヲ取得スル」と定め、その第1号で「日本人ノ妻ト為リタルトキ」と定めている。従って原則として日本人男性と結婚した外国人の女性は日本国籍を取得することになる。「妻となった」という事実は、日本法で判断をするのかフィリピン法で判断をするのかが問題となるが、当時の法例第13条は婚姻につき「婚姻成立ノ要件ハ各当事者ニ付キ其本国法ニ依リテ之ヲ定ム、但其方式ハ婚姻挙行地ノ法律ニ依ル」と定めているので、フィリピンの方式に従い婚姻したフィリピン女性は本国法に基づき有効な婚姻をし日本人の妻となっており、法例第13条を介して国籍法第5条1項に関しても有効な婚姻したことになる。よって日本人の妻となったフィリピン女性は日本国籍を取得する。

3 日本人男性とフィリピン人女性の間に生まれた子供の国籍はどうなるのであろうか。旧々国籍法第1条は「子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス」と定めている。父系血統主義に基づく規定であるが、この規定を素直に読めば婚外子であろうと婚内子であろうと出生の時に父が日本人である子は日本国籍を有することになると読める。

しかしこの条項の解釈については、昭和42年5月15日東京高裁決定、昭和55年12月24日東京高裁決定をはじめとし、その後の最高裁判例（H9.10.17 第2小法廷、H15.6.12 第1小法廷等）によって、「子供の出生のとき父が日本人である」という要件は、子供の出生のとき父と子の間に法律上の父子関係が必要であって、単なる父子の自然的血縁では足りないと

解されるようになり、新国籍法第3条が準正を国籍取得事由と定めたことによって確定判例のように解釈されているといえる。

「法律上の父子関係」とは法律が父と子であると規定し、父と子としての法律効果が発生する関係であり、具体的には嫡出子又は非嫡出子で認知された子のことを言う。そして国籍法第1条は「子供の出生のとき」法律上の父子関係の存在を要求しており、「非嫡出子で認知された子」の場合は出生の時に既に認知された子であることを要すると解されている。民法第784条は認知の遡及効を定め、「認知は出生の時に遡ってその効力を生ずる」と定めているが、判例は出生の時点での国籍を確定する必要があることを理由に、国籍法第1条の適用に関しては民法第784条の適用を否定するため、結局判例に従えば「非嫡出子で認知された子」とは「胎児認知された子」に限定されることになる。

日本人1世とフィリピン人女性の間に産まれた2世の場合も、父母の婚姻中に懷胎していれば（嫡出子）法律上の父子関係が認められるが、婚外子であれば胎児認知されていない限り、法律上の父子関係が認められずその子は日本国籍を持つことができないことになる。認知について当時の法例は第18条で「子ノ認知ノ要件ハ其父又ハ母ニ関シテハ認知ノ當時父又ハ母ノ属スル国ノ法律ニ依リテ之ヲ定メ其子ニ関シテハ認知ノ當時子ノ属スル国ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム」と規定している。従って日本人1世男性の婚外子の認知については日本法に従うことになる。民法第784条は「認知は戸籍法に定めるところに従い届出ることによってその効力を生ずる」と規定しているので、もし日本人1世男性により認知されれば2世は既に戸籍に登載されていることになる。しかし実際にはこのような例は少なく、しかも認知されれば戸籍に登載されていることになり問題はなくなってしまう。「婚姻」は前述のとおりフィリピン方式に従っていれば有効な婚姻となるため、フィリピン方式で適法に婚姻が成立していれば、その子（2世）は日本人となる。

フィリピンでは、1935年（昭和10年）に初めて憲法が制定されている。この憲法第4条3号では「フィリピン人の父親の子はフィリピン人である」として父系血統主義を定めている。この規定は1973年（昭和48年）にフィリピン法が父母両系血統主義に変更されるまで有効であった。従って太平洋戦争開戦前後において、日本人の父とフィリピン人女性との間にできた子は、日本法においてもフィリピン法においても日本人である。

ところが、身元が判明した残留2世についてみると、圧倒的に、2世の名前が父親の戸籍に記載されていない場合が多い。これが残留日本人の法的地位をめぐる最大の問題である。戦争

中、日本政府は軍政令によって在留邦人に、日本人会を通じて身分関係に関わる戸籍への届出手続をするよう命じ、このとき大量の届出が出された。にもかかわらず、それが日本の本籍地に届いていないのは、戦争中の輸送事情、戦災による滅失が原因と思われる。これはもとより2世らの責任でない。よって日本政府はあらためてこの手続きに協力する義務がある。

通常、戸籍（本籍）を持っている者が日本国籍を有している者として取り扱われている日本では、身元が判明しても戸籍に名前がないと、国籍を証明することができず、旅券の公布を受けられないなど、種々の不都合が生じる。1980年頃まで、フィリピン政府は、2世をフィリピン人とみなしてフィリピン旅券を発行していた。しかし近年、フィリピンで日系人の存在が知られるようになった結果、フィリピン政府は、戦前に日本人とフィリピン人女性との間に生まれた嫡出子2世を「法律に照らして日本人である」として、フィリピン旅券の発行を拒否する例がある。この場合、彼らは文字通り「無国籍」状態に置かれてしまう。

外国における婚姻や出生は、それが成立した証拠（婚姻証明書、出生証明書）があれば、遅延していても市町村役場は職権で戸籍に記載できる。したがって、これら戸籍に名前がない残留2世について、希望に応じて、今からその出生の報告的届出を行う必要がある。2世出生の前提となる両親（日本人1世とフィリピン人女性）の婚姻も、戸籍に届けられていないことが多いため、同様に、遅れた届出を行う必要がある。受理されれば2世は確実に日本人となり、その子（3世）、孫（4世）が定住ビザを取得できるというメリットがある。

この戸籍登載の手続きは、90年代後半より1世本籍地役場に「婚姻/出生事項記載申出書」を提出するという形で隨時行われ、受理されている（後述する重婚ケースを除く）。しかし、民間ボランティアの力に頼っていたため財政問題により中断し、ここ数年は滞っている。2003年に新たに発足したNPO「フィリピン日系人リーガルサポートセンター」が、フィリピン日系人会連合会と連携してこの手続きを再開しているが、書類収集・翻訳等には相当の人工費やコストがかかることから、この手続きへの財政支援措置が望まれる。

次に、婚外子について考える。父系血統主義を採用していた旧々国籍法において、子の国籍を定めるについて前述のような限定解釈を行うことに合理性があるか否か疑問なしとしない。国籍の問題は扶養等家族関係の問題や相続の問題と必ずしも直結する問題ではなく次元が異なる問題であると考えられるからである。最高裁判例も外国人である母の非嫡出子が日本人である父により胎児認知されていない事案で、その母には戸籍上の夫が存在し、眞の父が胎児認知することができず、かつ出生3ヶ月後に法的手続をとっていることを「特段の事情あり」と

認定して、その子の日本国籍を認め（最判H9.10.17）、また外国人母と日本人夫が離婚した翌日産まれた子（嫡出が推定される）について、8ヶ月後に親子関係不存在確認訴訟を提起し、その判決確定4日後に真実の日本人父が認知した事案で「特段の事情あり」として子の日本国籍を認める（最判H15.6.12）等、具体的な事案では不当な結果を回避する努力をしているものの、前述の問題の根本的な解決とは別次元での微調整の範囲内の修正と言わざるを得ない。

このように、日本では日本国籍を取得するには、子の出生の時に法律上の父子関係が必要であるという限定した解釈を行っているため、生物学的に日本人父の子供であることが明らかであるにもかかわらず、フィリピン女性との婚姻の事実が証明できなかった場合、婚外子であった場合には日本国籍が認められず、「無国籍状態」を生み出すことになっている。

※なお、嫡出子については現行法例第17条は「夫婦ノ一方ノ本国法ニシテ子ノ出生ノ当時ニ於ケルモノニ依リ子ガ嫡出ナルトキハ其子ハ嫡出子トス」と規定するが、平成元年の改正前の旧法例第17条は「子ノ嫡出ナルヤ否ヤハ其出生ノ当時母ノ夫ノ属シタル国ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム」と規定している。つまり夫の国の法律（日本法）が適用されて解釈されるわけで、フィリピン残留日本人2世については日本法の定める「婚姻中に懐胎したか、婚姻成立後200日後又は婚姻解消から300日以内に出生した子」（旧民法820条、現行民法772条も同じ）という要件に従って判断されることになる（フィリピン法は例外規定を多くもつが基本的に「嫡出子とは父母の婚姻中に懐胎又は出生した子」に限定されている。しかし、フィリピン法については上記の理由により考慮する必要はない）。

4 日本人女性がフィリピンに移民し、フィリピン人男性と結婚して生まれた子供（2世）の国籍はどうなるのかの問題もある。数は少ないが、日本人女性が戦前・戦後にフィリピン人男性と結婚してフィリピンに移民し、あるいは戦前、日本人女性がフィリピンに移民してフィリピン人男性と結婚し、子供をもうけている例がある。

旧々国籍法は父系血統主義をとっていたため、「子が出生のとき母が日本人であれば日本国籍をもつ」との規定は一切存在しなかった。従って日本人女性とフィリピン人男性との間に生まれた子供は日本国籍を取得できないこととなる。日本において父母両系血統主義が採用されたのは昭和59年の改正法（新国籍法）においてである。この法律は昭和60年1月1日から施行されており、昭和60年以降に生まれた子供は母親が日本人であれば日本国籍を有することになった。

この新国籍法が施行された時に、この点について経過規定である附則第5条が定められている。同条は以下のとおり定めている。

「第五条〔国籍の取得の特例〕

昭和40年1月1日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに生まれた者（日本国民であつた者を除く。）でその出生の時に母が日本国民であつたものは、母が現に日本国民であるとき、またはその死亡の時に日本国民であつたときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

- 2 前項に規定する届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人人が代わつてする。
- 3 第一項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつて同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをすることができるに至つた時から三月とする。
- 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。」

つまり新国籍法施行時（昭和60年1月1日）に子供が未成年であった場合には、3年以内に届出を行えば日本国籍を取得できたわけであるが、昭和60年当時、子供が成人に達していた場合には救済の道は一切とざされたままになっている。

国籍を定める上で父系血統主義を採用するか父母両系血統主義を採用するかは、時代の流れとともに変わる国民意思に基づくものとはいえ、世界各国における移行時期が下図のような現状を見ると、もう少し早い対応ができなかつたのかと残念に感じざるを得ない。また、経過規定を置く際に、未成年者のみに救済の道をあたえ、成年者に対しては救済の道を一切とじたことにどこまでの合理性があったのか、検討の余地があつたのではないかと思われる。

昭和 60 年（1985 年）という年は戦後 40 年を経過しており、戦前に生まれた 子供は全て成人している。前述した日本から移民した日本人女性の子供（日系 人 2 世）には、日本国籍を取得する道 がとざされたままになっている。	父系血統主義から父母両系血統主義 になった国（変更年）
	旧 東 ド イ ツ 1967
	旧 西 ド イ ツ 1974
	ス イ ス 1978
	デンマーク 1978
	ス ウ エ ー デ ン 1979
	ノルウエー 1979
	ポルトガル 1981
父母両系血統主義の問題は後に述べる 2 世女性の子である 3 世（祖父＝日本人 1 世、母＝残留日本人 2 世女性、父＝フィリピン人）、3 世女性の子である 4 世（曾祖父＝日本人 1 世、祖父＝残留日本人 2 世男性、母＝3 世女性、父＝フィリピン人）の問題としては深刻である。	ス ペ イ ン 1982 オーストリア 1983 イ タ リ ア 1983 ギ リ シ ア 1984 フィンランド 1984 ベ ル ギ 一 1984 オ ラ ン ダ 1985 北 朝 鮮 1963 フィリピン 1973 中 国 1980 イスラエル 1981 トルコ 1981 日 本 1985 タ イ 1992

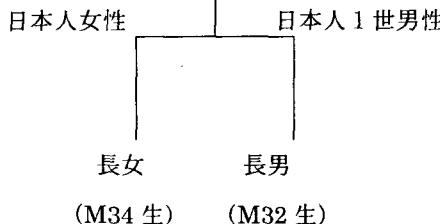
5 残留日本人の国籍を考えるとき、見のがせないのが重婚の問題である。1 世が重婚である場合、前述した 2 世「戸籍登載」が難しくなることから、このようなケースについての 2 世の国籍およびその対応を以下に記す。

①日本で婚姻をして妻が存在する状態でフィリピンに移民し、現地でフィリピン人女性と結婚して子供をもうけたケース、②独身でフィリピンに移民し、フィリピン人女性と結婚し子供をもうけたが、戦前あるいは戦後の強制送還で日本に単身帰国し帰国後日本人女性と結婚して子供をもうけたケースの 2 つのパターンが存在する。図示すれば以下のとおりとなる。

ケース①

(日本)

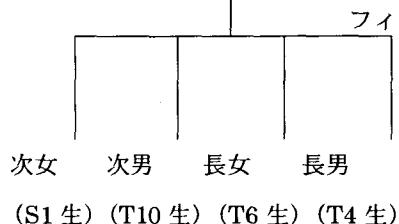
M30 結婚



(フィリピン)

M35 渡航

T2 結婚



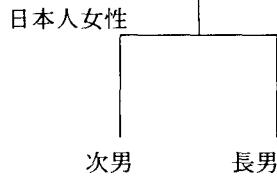
ケース②

(日本)

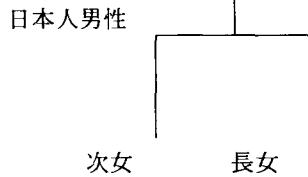
(フィリピン)

S15 結婚

S4 帰国



T10 結婚



重婚は婚姻の実質的成立要件の問題である。日本法に従うかフィリピン法に従うかは法例の規定による。当時の法例第 13 条は「婚姻成立ノ要件ハ各当事者ニ付キ其本国法ニ依リテ之ヲ定ム」と定めており、日本人 1 世の男性の重婚問題は、日本法の定めに従って解決されることになる。民法第 732 条は重婚を禁止し、民法第 744 条は、後婚は取り消しうることを規定している。①のケースでは、フィリピンでのフィリピン人女性との婚姻が、②のケースでは日本での日本人女性との婚姻が取り消しうる婚姻となる。しかし、婚姻は重婚であっても後婚が取消されるまでは（取消には家庭裁判所の審判が必要）2 つの婚姻とも有効に存在する。また民法第 748 条 1 項は「婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない」と定めて溯及効を否定しているので、①のケースでも②のケースでも、日本及びフィリピンで生まれた子供は全て嫡出子となる。従って①のケースでも②のケースでも、日本人 1 世男性とフィリピン人女性との間に生まれた子供は全て日本国籍を取得する。

実際の重婚のケースを調べてみると、重婚であることを知っているのは夫である日本人 1 世

の男性のみであって、日本人の妻もフィリピン人の妻もその子供達も重婚の事実は知らず、調査の結果はじめて重婚の事実を知らされるというケースがほとんどである。従って実際には後婚の取消など行われないまま、日本人1世の男性は死亡し、フィリピン人妻と日本人妻も死亡しており、日本の戸籍には日本での婚姻の記載がそのまま残っており、フィリピンではフィリピンの婚姻証明が統計局に有効な婚姻の証拠として残っているという状態である。

重婚の問題点は以上の事実を前提として、具体的な手続を行う場合に発生してくる。①のケースで、日本人1世父親とフィリピン人女性との間に生まれた残留日本人2世に関し、仮にその出自が明らかとなり、父親の戸籍が見つかったとしよう。しかしその戸籍には日本人妻との婚姻が記載されており、日本人妻との間の子供が記載されている。フィリピン女性との間の子供である残留日本人2世は、そのままではその戸籍に登載できることになる。しかも取消しする後婚はフィリピンでの婚姻であり、日本での婚姻ではない。その結果、残留日本人2世は父親の戸籍に入ることができず、日本人であることの証明がなく、旅券の交付も受けられないということになる。このケースの残留日本人2世に残された道は、自分を筆頭者とする新しい戸籍を創設する就籍の申立以外にないと言える。しかしながら、後に述べる通り、フィリピン残留日本人2世の場合は、中国残留孤児と異なり、彼らを救済する特別法が制定されていないため、家庭裁判所の門戸は狭く、申立は行うものの就籍を認める審判はいまだ1件も下されていない状況である。

②のケースは、①のケースと異なり、取り消しする後婚は、日本での婚姻である。取消権の行使に除籍期間の定めはなく、親族は申立権者であるから残留日本人2世は、日本での後婚の取消しを申立てうる。これが認められれば、後婚である日本人妻との婚姻を取り消し、戸籍から抹消した上新しくフィリピンでの婚姻を戸籍に登載できることになる。しかしながら、ほとんどのケースにおいては、日本人1世の男性も、日本人妻ももう既に死亡しており、その子供達・孫達が存在し、日本人1世の男性と日本人妻との婚姻が有効であることを前提に安定した親族関係・家族関係を形成している。従ってこれらの人々の親族関係の前提を数十年間にもわたって覆すことには躊躇が感じられ、結局のところ、①のケースと同じく残留日本人2世を筆頭者とする戸籍を創設すべく、就籍の申立を行うという結論を選択することになる。しかしこの就籍を認める審判が下らないため、残留日本人2世は、フィリピンでは日本人であるとして旅券の交付を拒否され、日本では戸籍に登載されていないとして旅券の交付を拒否される無国籍状態となって放置されているのである。

第2節 「就籍」のフィリピン残留日本人への適用について

1 就籍とは

ア 就籍とは、戸籍がなかったり、戸籍の所在が不明な日本人を対象に、新たに本籍を設定して戸籍を作成することをいう。戸籍法110条1項の「本籍を有しない者は、家庭裁判所の許可を得て、許可の日から十日以内に就籍の届出をしなければならない。」との規定に基づく。

イ 通常、我が国では、戸籍（本籍）を持っている者が日本国籍を有している者と取り扱われている。フィリピン残留日本人は、身元が判明していないために戸籍（本籍）が存在するのかどうか、あるとした場合にどこが本籍地であるのかが不明である。従って、眞実は法律上、日本国籍が与えられるべきであるのに、フィリピン残留日本人は本籍の有無を証明できないというだけで、外国人としての処遇を受けることとなるのである。

我が国では、本籍がない場合には、選挙権等、日本国民としてもっとも基本的な権利すら認められず、就職、進学、転居などにも多々困難が生じる。そこで、「就籍」手続の必要性が生じる。

ウ 前述のとおり、就籍は、戸籍に記載されなければならないのに何らかの事由で記載されていない者について戸籍を作成する手続のことである。

例えば、多くの残留孤児が生まれた当時である昭和20年頃に施行されていた国籍法（明治32年3月16日法律第66号。以下「旧々国籍法」という。）1条によれば、子が日本国籍を取得する為には、出生のとき父が日本人であればよいことになっている。即ち、日本国民たる父の婚姻中に出生した子は、準拠法たる日本民法の適用により、出生時に父の嫡出子としての父子関係が生ずるので、1条の適用により、日本国籍を当然に取得するのである。

なお、法例（明治31年6月21日法律第10号）13条1項は、日本人と外国人との婚姻が有効に成立するためには、各当事者について本国法に婚姻障害が存在しないこと及び婚姻挙行地の婚姻の方式が履践されていることを要する旨規定している。

したがって、当該残留孤児について、このような、出生時に日本国籍を取得しているという法律要件を証拠により立証して、家庭裁判所の許可審判を得るのである。

そして、この就籍許可審判の謄本を添えて、新たに定められた本籍地の役場に就籍届出を提出することにより、戸籍が作成されることとなる。

2 中国残留孤児の先例

ア 中国残留孤児の就籍実績

かつて、身元未判明の中国残留孤児を父母不詳のまま就籍させたケースは次の2件があったが、いずれも中国残留孤児の国籍取得運動にはつながらなかった。

・山本純江（中国名韓玉琴、在中国） 長野家庭裁判所飯田支部 1976. 6. 8 審判

・伊藤司（中国名曲民利、帰国） 東京家庭裁判所 1978. 3. 31 審判

その後、さくら共同法律事務所の河合弘之弁護士は、1982年1月29日、父母不詳の中国残留孤児であった池田澄江（中国名徐明）を申立人として東京家庭裁判所に就籍申立てをなし、「父母がわからないのは本人の責任ではない。身元未判明の中国残留孤児こそ戦争の被害者であるから、より強く保護されるべきである」と訴えた。その結果、1982年5月31日に就籍許可の審判がなされた。

熊本のボランティアは、この徐明事件を知り、それまで帰国対象から外されていた身元未判明孤児も就籍により戸籍を得れば、日本人として帰国できると考え、松本斗機雄（中国名趙殿有）の就籍を在中国のままで申立てて就籍許可の審判を得て、国費帰国させた。その後、身元未判明の中国残留孤児を帰国させる手立てとしてこの就籍を活用し、これを国籍取得運動にしようとの機運が高まり、1984年2月、身元未判明の中国残留孤児の国籍を取得するために、さくら共同法律事務所と連携して「中国残留孤児の国籍取得を支援する会（会長河合弘之弁護士）」が設立されるに至った。

同会では、弁護士が代理人として常時数十件の就籍申立てが行われ、平成17年3月現在、約1,250人の就籍が許可されている。今後も引き続き申立てがなされてゆく予定である。

また、同会では、中国残留孤児の自立定着促進のための会報の発行や日常的な相談活動も行われている。

なお、中国では残留孤児の多くが両親ともに日本人であるが、中には父が日本人で母が中国人であるとか、その逆のケースも存する。このような混血児のケースでも、前記の約1250人のうち20～30件の就籍が認められている。

イ 中国残留孤児の就籍申立てに必要とされている書類

これまで、中国残留孤児の就籍申立てでは、申立書に添えて、おおむね次の各書類を提出して就籍が認められてきている。ただし、この中には存在しない書類や、取得が非常に困難な書類もあるが、諸般の事情を総合的に勘案した結果、身元が認められて就籍が許可されている例も少な

くない。

① 委任状

通常、弁護士を代理人として立てて就籍手続を申し立てるので、弁護士に対する委任状を作成する。

② 供述書

本人や養父母、仲介者その他近隣に住んでいた人等の供述書を作成して添付する。本件就籍申立をするに至った経緯や、養父母が申立人を養育するに至った詳しい事情を記載し、申立人の出生当時に実の父又は母が日本人であったことや、生まれた家庭が日本家庭であることを示す事情について家庭裁判所に説明するものである。

- ・日本式の服を着ていた
- ・日本式の家の記憶がある（日本式の風呂、畳は特徴的）
- ・仲介者が日本語を話す日本人の夫婦から申立人を預かった
- ・日本名を覚えている
- ・腕に種痘の痕跡がある（昔、中国では中国人が種痘を行うことは少なかった）

現在は、定型化された約 30 の質問に対して回答をする形式で作成されている。

③ 孤児証明書

中国では、各地の公証処において、当人が日本血統孤児であるとの孤児証明書が発行されていることがある。また、同様の内容を、公安局や現地の居住委員会等の公的な機関が発行する場合もある。その孤児証明書が残留孤児であるとの直接の証明とはならないものの、現地で孤児であると認められていたという意味で、有力な証拠となる。

④ 写真

中国残留孤児は、子供のころの写真を保管していることが比較的多く、特に家族と一緒に写っている写真は有力な証拠となる。

⑤ 戸口簿

戸口簿とは、中国における戸籍のようなものであり、1 家族に1 冊作成され、これに基づいて住民登録証が作成されている。出生の事実や住所などの他、学歴、職歴や軍隊の経歴等の個人情報も記載されている。就籍申立てでは、なるべく同居の家族や永住帰国家族全員が記載されている戸口簿を提出することにしている。手書きの写しを提出することもある。

⑥ 外国人居留証、外国人戸口簿

中国における外国人登録証である。

⑦ 申立人の結婚証又は結婚証明書

申立人の婚姻自体は就籍申立ての要件ではないものの、多くの申立人は婚姻しているので、現在の家族関係を証するものとして提出する。

⑧ その他

3 フィリピン残留日本人の就籍申立てについて

ア フィリピン残残留 2 世の就籍

フィリピン残留 2 世については、従前、就籍申立てが認められたケースはなかった。すでにこれまで述べてきたとおり、フィリピン残留日本人に対する社会の認知度が低かったという社会事情の他に、前述の中国残留孤児の多くが両親ともに日本人であるのに対して、フィリピン残留日本人は、父が日本人で母がフィリピン人のケースがほとんどであるとの違いがあったことも影響しているものと推察される。しかし、日本の敗戦後、父とともに帰国できずに現地に残されたという特殊な事情であることは同じである。中国残留孤児については、前述のとおり混血児の就籍も相当数が認められている。

そこで、平成 16 年 8 月 6 日、比ダバオ市トリル・トンカララン在住の井手端和子（姉）、井手端早苗（妹）の姉妹をそれぞれ申立人として、東京家庭裁判所に就籍申立てがなされた。この件は、現在、裁判所で審理中であり、今年中には結論が出される見通しである。

イ 身元を証明する資料の喪失と遅延登録制度

すでに述べたとおり、戦後、日本人移民社会が崩壊した後のフィリピンでは、残留日本人 2 世はすべて、加害者である日本人の子であるということで敵視と侮蔑の対象となり、差別と貧困の中で暮らさざるを得なかった。そこで、彼らは迫害を避けるため、日本人である父に関する婚姻証明書等の資料や、自己の出生証明書など、身分に關係する書類をすべて焼き捨ててしまった。また、身分の判明をおそれて日本にいる親族からの手紙などもすべて廃棄してしまった。

加えて、移民が多くいた地域の役場などは戦火のために焼き払われ、フィリピン政府がそれらの書類の再発行の手続を怠ってきたため、この意味でもフィリピン残留日本人のアイデンティティを証明する手だては皆無といってよかったです。

この点、フィリピン日系人やその支援者の運動が奏功し、現在では、フィリピン政府の行政通達により、残留 2 世本人の出生証明書やその父母に関する婚姻証明書、出生証明書など戦火で焼けてしまった公的書類について、やむを得ない事情がある場合に改めて作成するという「遅延登

録制度（late registration）」が認められるようになった。具体的には、現地日系人会とフィリピン政府の統計局とが協定を結び、日系人会と地域の市民登録担当部局とが審査委員会を設置して、当事者の事実関係の確認と厳格な審査をした上で、婚姻証明書や出生証明書が発行される。

この遅延登録制度により発行されたフィリピン政府の証明書は、現在、我が国でも戸籍に関する証拠資料としての価値を認められている。すなわち、父親の戸籍が存在するが、出生の事実が日本に報告されていないなどの理由で本人がその子として戸籍に載っていない場合について、遅延登録であってもその父母の婚姻証明書や本人の出生証明書が提出されれば、役場の戸籍課では戸籍に登載する扱いがとられている。

上記井手端姉妹のケースでは、フィリピン残留日本人の初ケースとして我が国の裁判所の判断が注目されるが、このフィリピン政府の遅延登録制度による婚姻証明書や出生証明書についても、中国残留孤児のケースと同様に、当然、証拠価値のある資料として認められるべきである。

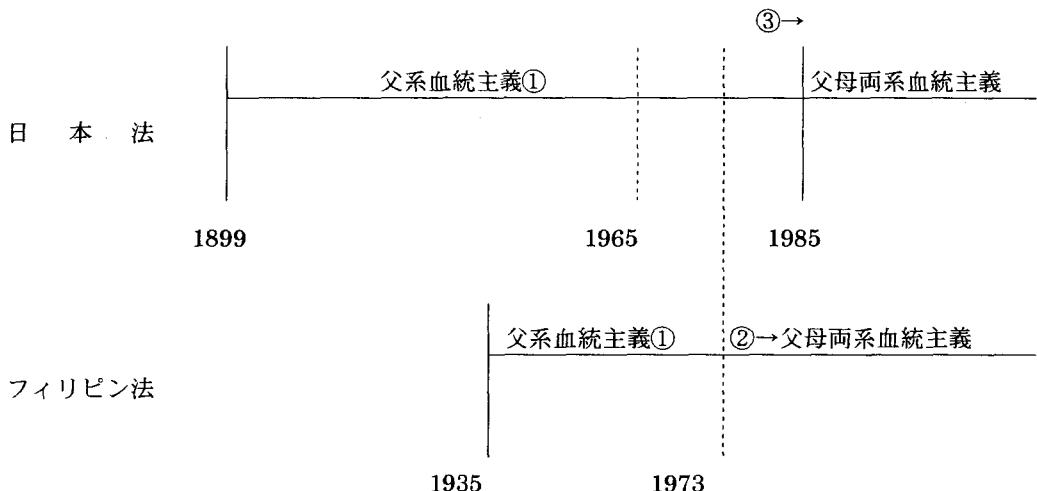
ウ 今後、就籍が必要なフィリピン残留日本人のケースについては、証拠がそろったものから順次、家庭裁判所に就籍申立てがなされる見通しである。「就籍が必要なケース」とは、1世の身元は判明したが、1世が日本人女性とも結婚しているため重婚となり、2世が父の戸籍に入ることが困難である場合（これについては前説で触れた）、および出自の確認には至らないがとにかく日本人であることが確かである場合、である。

第3節 フィリピン日系人（3世以下）の国籍問題

1 日系3世の国籍問題を考えるとき、まず述べておかなければならぬのが重国籍問題である。

日本の国籍法は明治32年（1899年）の旧々国籍法が父系血統主義を採用し、昭和59年（1984年）の新国籍法で父母両系血統主義を採用した。施行日を基準として分類すると昭和59年12月31日（1984.12.31）以前は父親が日本人のときのみ子供は日本国籍を有することとなり、昭和60年1月1日（1985.1.1）以降は父又は母が日本人のときはその子供は日本国籍を有することとなる。

フィリピン憲法は1935年（昭和10年）に制定され国籍について父系血統主義を採用し、1973年（昭和48年）に憲法を改正し、父母両系統血統主義を採用した。



従って、①1972年（昭和47年）以前に、日本人の父、フィリピン人の母の間に生まれた子供は、日本法でもフィリピン法でも日本人である。日本人の母、フィリピン人の父の間に生まれた子供は、日本法でもフィリピン法でもフィリピン人である②1973年（昭和48年）以降1984年以前に日本人の父、フィリピン人の母の間に生まれた子供は、日本法では日本人であり、フィリピン法ではフィリピン人である。日本人の母、フィリピン人の父の間に生まれた子供は、日本法でもフィリピン法でもフィリピン人である③また1985年（昭和60年）以降にフィリピン人の父、日本人の母の間に生まれた子供は（並びに日本人の父、フィリピン人の母との間に生まれた子供も）日本法では日本人、フィリピン法ではフィリピン人ということになる。②・③のケースについては、その子供には、日本国籍とフィリピン国籍を有するという重国籍問題が発生する。

重国籍の扱いについて新国籍法第12条は以下のように定めている。

「第十二条

出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。」

戸籍法の定めは「出生の日から3ヶ月以内」（戸籍法第104条1項）に国籍留保の届出を行

うということになっている。そしてこの国籍留保の届出をした者は、新国籍法第 14 条の以下の定めに従うことになっている。

「第十四条

外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

2　日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」という。）をすることによつてする。」

そして新国籍法第 15 条は、法務大臣は、第 14 条の選択を行わない者がある場合には、選択すべきことを催告し（所在不明者については官報掲載）、催告を受けた者が 1 ヶ月以内に日本国籍を選択しなければその 1 ヶ月の経過をもって日本国籍を失う旨を定めている。

この 3 ヶ条の定めにより 1985 年（昭和 60 年）以降は基本的には重国籍者は発生しないという建前になっている。

しかしながら先に述べた②・③のケースでは既に重国籍が存在している。これについては新国籍法は経過規定として以下の内容の附則 3 条を設けた。

「第三条〔国籍の選択に関する経過措置〕

この法律の施行の際現に外国の国籍を有する日本国民は、第一条の規定による改正後の国籍法（以下「新国籍法」という。）第十四条第一項の規定の適用については、この法律の施行のときに外国および日本の国籍を有することとなつたものとみなす。この場合において、その者は、同項に定める期限内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来したときに同条第二項に規定する選択の宣言をしたものとみなす。」

つまり昭和 60 年 1 月 1 日現在において重国籍であったものは、その後 2 年以内に国籍の選択をしなければならず、2 年以内に選択をしなかった場合には、日本の国籍を選択しつつ外国国籍を放棄したものとみなすこととしたのである。

3 世で重国籍者の場合(1973 年以降に生まれた 3 世がこれに当たる)、ほとんどのケースが 2

年以内の選択などという制度すら知らず、従って選択など行っていないため、結局この附則3条に基づき日本国籍を選択し、外国国籍は放棄宣言をしたとみなされることになった。但し、法律はみなし規定であり自発的宣言ではないため、多くの場合フィリピンにおいてフィリピン国籍離脱の手続はとられておらず重国籍のまま放置されているというのが現状である。

※新国籍法第15条の法務大臣の選択催告は、14条に該当する者に対してであり、附則3条の「みなし選択宣言」該当者は対象外と考えられている。

2 日本国籍を持つ2世男性とフィリピン人女性との間に生まれた3世

2世男性とフィリピン人女性との間に生まれた3世が1973年以降に生まれている場合には、3世は日本法では日本国籍を取得し、フィリピン法ではフィリピン国籍を取得する重国籍者となるが、前述したように現実には重国籍のまま放置されている。1972年以前に生まれた場合は、日本国籍のみを有する。

3 日本国籍を持つ2世女性とフィリピン人男性との間に生まれた3世

2世女性とフィリピン人男性との間に生まれた子の場合、日本の新国籍法が1985年（昭和60年）に父母両系血統主義を採用したことが問題となる。

① この3世が1985年（昭和60年）以降に生まれた場合、その子は日本法では日本国籍を取得し、フィリピン法ではフィリピン国籍を取得する重国籍者ということになる。そして昭和60年以降であるから、新国籍法第12条の規定が適用され、3ヶ月以内に国籍留保の届出をしない限り、日本国籍を喪失することになる。

現実には昭和60年以降に生まれた日本人3世は数が少ないと考えられるが、存在していたとしても、多くの場合国籍留保の届出は行われておらず、日本国籍を喪失しているものと考えられる。

もっとも新国籍法第8条は簡易帰化の制度を定め、同法同条1項3号は「日本の国籍を失った者（日本に帰化した後、日本国籍を失った者を除く）で日本に住所を有するもの」を簡易帰化の対象者としているので、これらの者が日本国籍を取得しようとすれば、この制度に基づき法務大臣に帰化の許可を求めることになる。

② 3世の出生が1964年（昭和39年）以前である場合には、1964年（昭和39年）以前の出生（昭和60年当時成人）か、1965年（昭和40年）以降の出生（昭和60年当時未成年）

かで大きく二分される。

前者である場合には、旧々国籍法及び旧国籍法が父系血統主義を採用し、かつ新国籍法施行時に設けられた経過規定が未成年者のみを対象とし、昭和 60 年当時既に成人に達していた者に対しては一切日本国籍を取得しうる救済規定を定めなかつたため日本人であるとの認定は一切できないことになる。まさに日本人の父から生まれた子は日本人であるが、日本人の母から生まれた子は日本人ではないという父系血統主義の 結論そのままとなる。彼らにはフィリピン国籍しかなく、日系フィリピン人である。

後者の場合には、新国籍法附則 5 条に従い、1985 年（昭和 60 年）当時未成年者であったのであるから、1985 年から 3 年以内に法務大臣に届出をすれば日本国籍を取得できる立場にあった。しかし現実にはこのケースにあたる 3 世がいたとしても、3 年以内に届出を行ったというケースは皆無に近いのではないかと思われる。フィリピンで長年生活を行ってきており、教育も経済的にも恵まれない環境の中で、日本の制度改正を知り、かつその規定に従つて日本で届出をするなどということは、彼らには想像すらできない事柄だと思われる。そこで問題となるのが新国籍法附則 5 条 3 項である。同条 3 項は「第一項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰すことができない事由によって同項に定める期間内に届出することができないときは、その届出の期間はこれをすることができるに至った時から三月とする」と定めている。

「その他その責めに帰すことができない事由」をどこまで拡大解釈することが可能であるかの問題に帰する。戦争により、母親がフィリピンに残されたのは、彼らの責任ではない。しかし、日本とフィリピンは 1956 年（昭和 31 年）に国交正常化を行っている。しかし彼らは少なくとも 1980 年頃までは日本人であることを隠して山中にひっそりと生活をしていたのである。このケースについて、附則第 5 条 3 項に基づく届出を行い問題となった実例は見当たらないが、可能な限り拡大解釈を行って支障はないように思われる。

4 3 世、あるいは 4 世については、既にフィリピンに生活の基礎が確立し、家族関係も定着している場合が多いと言える。従つて、重国籍の場合でも彼らが日本国籍を単一国籍として選択することは、あるいは少数に止まるのではないかと思われる。この点が残留日本人 2 世と異なる点と言える。

以上のべたように、3 世 4 世でも日本国籍を有する者が相当数存在するが、彼らの名前が出生当時から戸籍に記載されていることは皆無である。定住ビザを取得して日本に居住する 3 世

の中には、日本国籍の証として戸籍登載を希望する者が増えており、これを支援することも日系人の法的地位の向上のための方策の一つであるといえる。

第5章 フィリピン残留日本人に関する日本の政策、支援の歴史

本章では、日本の政府、民間による、フィリピン残留日本人に対する政策展開および支援の歴史を明らかにする。

第1節では、終戦後の引揚げ政策及びその後の未帰還者問題の推移を、第2節では 1960-1970 年代の戦没者遺骨収集・慰靈をめぐる日比交流を概観する。この2節はいわば前史であり、フィリピン残留日本人がここに直接、登場するわけではない。フィリピン残留日本人及び日系人に対する政策を考える上で、参考になる点があると考え、試論としてつけ加えた。

第3節では、1988 年の厚生省と外務省の合同調査と、それに続く国および民間の一時帰国援護について検討する。第4節では 90 年代の2回にわたる外務省調査を実現させた、一ボランティア弁護士の関与について述べる。第 5 節で、2003 年の NPO 設立以降の展望を述べる。

第1節 日本の引揚げ政策と未帰還者問題の推移

1 日本の引揚げ政策¹⁾

1945 年 8 月 15 日、日本政府はポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。日清・日露戦争に始まる日本の海外膨張政策から半世紀が過ぎたこの時点で、海外の一般在留邦人は約 350 万人、軍隊を合わせると約 660 万人といわれる。

外務省は 8 月 14 日付「3カ国宣言受諾に関する訓電」で、日本のポツダム宣言受諾を伝えるとともに、在外機関に対し「居留民はできるかぎり現地に定着せしめる方針」を執るとし、現地での居留民の生命、財産の保護について、万全の措置を講ずるよう具体的な施策を指示した。

これは、国民の「祖国に帰還する権利」（世界人権宣言 13 条 2 項）を無視し、国民を保護するという国家の基本的義務を失念した過誤であった。例えばフィリピンでは、総領事や居留民日本人会長も職権を剥奪され、彼らが保護の手段を講じることは不可能であった。在留邦人は、戦争末期の混乱から生活手段を喪失し、憎悪と復讐に燃えた敵国軍隊と民衆の前にさらされ、残留は極めて危険、不安な状態であった。しかし方針は一部修正され、政府は海外に残留している 660 万人の日本人（軍人軍属および一般邦人）を帰国させ、上陸地における応急援護と帰宅地における定着援護にあたることになった。

連合国の日本進駐により、引揚援護業務も、占領政策の一環として連合国総司令部（GHQ）の管理下で行われることになった。10 月 18 日、GHQ の指示により厚生省が「引揚げに関する中

央責任官庁」に指定された。

政府は GHQ の指示により 11 月 24 日、「地方引揚援護局管制」を公布し、上陸港として使用許可のあった港に、知事を局長とする地方引揚援護局を設置した。おびただしい数の軍人軍属の復員、一般邦人の受け入れ援護、在日外国人の送り出し、これらの人びとの出入国ための検疫がここで実施されることになった。これまで別々の機関で行われていた軍人軍属と一般邦人の受け入れが、ここに初めて統一された。地方援護局は、後に設置されたものも加えると全国 18 箇所、援護所、出張所、連絡所が 7 箇所設置された。

終戦時、日本には稼動し得る海軍軍艇は 110 隻しかなく、民生用の船舶を当てたとしても 51 万トン程度にしかならなかった。政府は外地居留民の悲惨な状況にかんがみ、民生用の必要を犠牲にしてでも引揚を優先することとし、さらに GHQ に船舶の貸与を要請した。GHQ ははじめこの要請に冷淡であったが、1946 年になると 1,000 人収容の大型上陸用舟艇 85 隻、リバティ型貨物船 100 隻、病院船 6 隻が日本の引き揚げ輸送用に次々と貸与された。これにより同年春から引揚は軌道に乗り、1946 年末までに約 500 万人、軍人を含む海外在留邦人の 75% が海外から引き揚げた。

引揚者の中には、戦争中あるいは引揚げ途中に親族と死別し、同行の一般引揚者に伴なわれて引き揚げた「引揚孤児」がいた。博多・佐世保の両引揚援護局の資料によれば引揚げ孤児は 3062 人で、2414 人は身元が判明し、近親者に引き取られ、648 人が身元不明で施設に収容されたという²⁾。引揚孤児の引揚げ前の居住地は、満州が圧倒的に多かったが、フィリピンも次いで多く、ダバオ 368 人、マニラ 11 人となっている。これら引揚孤児の保護は、1945 年 12 月に閣議決定された「戦災引揚孤児援護要綱」に基づき、戦災援護会が実施した。

戦争終結に伴い日本への引揚げた日本人は「明治以来約 80 年、祖父代々営々として海外に築き上げた財産を放棄し、生活の本拠を失い、わずかの持帰金と、数少ない身の回り品だけを全財産として、全く文字通り裸一貫で引揚げざるを得なかった」。³⁾ 帰郷しても経済的に無に等しい状態の中から生活再建を図ることは並大抵ではない。むろん引揚者以外の日本人も、終戦後の混乱で物資欠乏、住居不足の状態にあったが、引揚者にとっては二重三重の苦しみであった。

政府は 1946 年 4 月、「定着地における海外引揚者援護要綱」を決定し、定着地における引揚者への各種援護政策を実施することとした。具体的には住宅支援、就職の斡旋などであった。このような引揚げ者への援護政策は 1950 年代まで続いた。

1946 年に厚生省の外局として設置された引揚援護院は、1948 年には同省復員局を統合して引揚援護庁となり、引揚げ・復員に関する業務全般を管轄するようになった。1955 年、引揚援護庁

は厚生省の内局（引揚援護局）となり、さらに 1961 年、引揚業務より戦傷病者・戦没者遺族の援護業務の比重が増大したことから、「援護局」と改名された。

終戦後の引揚げはまさに民族大移動であった。600 万にのぼる引揚者の帰郷、生活再建支援は、1950 年代半ばまで、日本の国家的・国民的課題であった。

2 「引揚げ 2 世」と「残留 2 世」

このような背景を踏まえ、引揚げの対極の概念である「残留」はどのように位置づけられるだろうか。

フィリピンからは、1946 年 1 月以降 133,123 人（軍人軍属 108,912 人、一般邦人 24,211 人）が引き揚げた。99% は 1946 年末までの引き揚げである。

表5-1 フィリピンからの年次別引揚者数

1946 年まで	1947 年	1948 年	1949 年	1950 年	1951 年	1952 年	1953 年	1954 年	1955 年
132,303 人	457 人	116 人	41 人	11 人	30 人	11 人	102 人	16 人	22 人

厚生省の『引揚げと援護 30 年のあゆみ』は、フィリピンからの引揚げについて「戦前より居住していた者、現地人と結婚して妻子のある者はもちろん、日本語を解しない日本国籍をもつ混血児に至るまですべて日本に送還された」と説明している⁴⁾。残留 2 世の親（1 世）で終戦時生き残っていた者のほとんどが引き揚げたことは確かであろう。しかし「混血児にいたるまですべて」の「すべて」というのは正しくない。日本国籍をもしながら「残留」した混血児は相当数いた。また、混血児で、戸籍に名前がない状態（事実上の無国籍状態）で引揚げた者もいた。

日本人を父に、フィリピン人を母に持つ日系 2 世は、ある者は引き揚げ、ある者は残留した。兄弟で、引き揚げ組と残留組に引き裂かれたケースも少なくない。引揚げ 2 世と残留 2 世、どちらが多かったかの統計はないが、混血児に関して言えば、残留組のほうが多い多かったと思われる。どちらに転ぶかによって、その後の運命は大きく分かれた。以下、いくつかの事例を紹介する。

【ケース①】被面接者：アカツカ T 子（残留 2 世） 1938 年 5 月ダバオ生まれ 66 歳

「父親はアカツカ K。母親はフィリピン人でバゴボ族のインガオ・マヤティン。父アカツカ

の戦前の職業はアバカ栽培。土地を借りていた家の娘インガオと部族婚の方式で結婚。兄弟は T 子を含め 4 人（兄 2 人、妹 1 人）。5 人目は死産だった。戦争中、父に肩車されて山に逃げた。長兄 Y は山で死亡した。妹も山で病気になり家で死亡した。戦争が終わり、父は二番目の兄 T 夫とふたりで収容所に入った。父は『T 夫は私が連れて行く。T 子はあなたのところに残す』と言った。戦後、父と兄からは連絡がない。母は生活のためフィリピン人男性と結婚。私は次々に生まれた異父兄弟の世話をおわれ、家でメイドのような生活をし、学校にも行けなかった。18 歳で継父のいとこと結婚、8 人の子をもうけた。夫は 1986 年に亡くなり、現在独身の 2 人の息子と暮らしている」

→2004 年、フィリピン日系人リーガルサポートセンターの身元探しにより、父と兄 T 夫の本籍が判明。兄の名は父の再婚相手との非嫡出子として登載されていた。残留 2 世 T 子および他の兄弟の名前はなし。

【ケース②】被面接者 フジサキ S 子（残留 2 世） 1922 年 4 月ダバオ生まれ

「父はフジサキ Y、母はフィリピン人でバゴボ族のイレブ・バゴバ。両親は部族婚の方式で結婚。兄弟は 13 人で、S 子は上から 2 番目。戦前、S 子と、年の近かった弟 H はミンタル日本人小学校に通った。戦争末期、家族でタモガンの山に避難し、そこで姉がマラリアで死亡した。山から下りたあと、父は米軍のトラックに乗せられ、それが別れとなった。下の弟妹は山から下りたあと、疫病でみな死亡した。弟 H は父のいとこの W さんとともに日本に送還されたと、後で近所の人間に聞かされた。父と弟がどうなったかわからない。戦後も生きて残留したのは自分と妹 1 人。その妹は 1980 年に亡くなった」

→2004 年、フィリピン日系人リーガルサポートセンターの身元探しにより、父の戸籍が判明。父フジサキ Y は米国船上で死亡していた。送還された弟 H は、11 人兄弟のフジサキ Y の末の弟として籍に入っていた。

【ケース③】被面接者 クシハマ M（残留 2 世） 1933 年生まれ

「父ははじめビサヤ地方で漁業をしており、サマール島で私の母と出会い、結婚、その後イリガンに移った。父と母の間の子どもは上からヘスス、ホセ、ニカシオ、私、ペドロで、上の 2 人はビサヤ地方で生まれ、下の 3 人はイリガン生まれである。父はイリガンで軒、喫茶店、バザールを経営していた。私が 2 歳くらいのとき、母が病気でなくなり、父は別のフィリピン人女性と再婚した。その人はいい人で、私たちを実の子のように育ってくれた。1941 年、父は結核で亡くなった。戦争中、私たちの家の近くに日本軍のキャンプがあり、私たちはよくそこに行つた。上の 2 人の兄は日本軍と行動をともにするようになり、やがて 2 人の兄の消息は

わからなくなつた。戦後、日本から手紙がきて、兄ホセが強制送還されたことを知つた。何度目かの手紙に「出生証明書を送ってくれ」とあったので私たちが送ると、兄は 1948 年にイリガンに帰ってきた。再開して初めて、私たちは兄から、戦争中日本軍とともにあちこち移動し、最後には軍医とともにダバオまで行き、そこで敗戦を向え、他の日本人とともに強制送還されたという話を聞いた。兄ホセは生涯独身で、1958 年マニラで亡くなつた。日本で何があつたのかわからないが、知る人のない日本で生きていくことが難しく、フィリピンに戻ってきたのではないかと思う」

【ケース④】被面接者 アリマ Y の 3 世アリマ K の夫（3 世不在のため）

「妻は日系 3 世。妻の祖父アリマは広島出身で、戦前イロイロで大工をしていてマティアというフィリピン人女性と結婚し、子ども 8 人をもうけた。上から 3 番目が妻の父 R で、1925 年の生まれである。戦争中、R、R の兄、R の父（妻の祖父）は日本軍兵士として戦つた。R は 17・18 歳だった。戦争末期、妻の祖父は子どもたちに、米軍に降伏するよういい、祖父は祖母とともに山に入った。2 人で自決したらしい。一緒にいた日本人が息子である妻の父のそれを知らせた。2 人の兄は米軍に降伏し、強制送還されたが、R はフィリピンゲリラに捕まり、首まで生き埋めにされ殺されそうになつた。しかしあるフィリピンの大佐が同情し、R の命を助け、自分の運転手として働かせた。R は戦後結婚し、娘 1 人をもうけた。それが私の妻 K である。私は、妻の父 R と親しく、よく一緒に酒を飲んだ。酒を飲むと妻の父はいつも戦争中の話をした。1975 年頃、強制送還になった R の兄 Y が大使館を通じて R の居場所を捜し、イロイロまで訪ねてきた。その後、数ヶ月ごとに送金していた。R は 1992 年、67 歳で亡くなつた。その後、R の兄との連絡は途絶えている。

→ フィリピン日系人リーガルサポートセンターの調査で R の兄の身元が判明。R は 1956 年「フィリピン人から帰化」という形で戸籍をつくつていた。

生き残った 1 世が、終戦後、親兄弟のいる日本に帰国への帰国を望んだであろうことは想像に難くない。では 2 世は終戦時、「引揚げか残留か」を選ぶ立場にあつたであろうか。聞き取り調査でこのことを残留 2 世本人に尋ねてみた。答えは概ね次の 2 つに分かれた。

- ① 終戦時幼児であり選択の余地はなかつた
- ② フィリピン人母ないし妻（すでにフィリピン人女性と結婚していた場合）が反対したためフィリピンに残ることにした/フィリピン人母ないし妻子をフィリピンに残していくことができず、フィリピンに残ることにした。

後者を「積極的選択」と言えなくはない。しかし、このとき彼らが「残留」を選んだからといって「日本（国籍）でなくフィリピン（国籍）を選んだ」ことにはならない。結果的に、戦後、残留者と父の国日本とのつながりは絶たれ、彼らはフィリピンで生きていくため、フィリピン人のようにふるまうしかなかった。しかし彼らが日本国籍を放棄したことではなく、また20歳になったときフィリピン国籍を選択した者はほとんどいない。

では、引き揚げた2世はどうであろうか。「引揚げか、残留か」で、引揚げを積極的に選択したといえるのか。今回は、引揚げ者への直接の聞き取り調査は実施しなかったが、先に挙げた残留2世の兄弟の例をみる限り、「日本語を解せず引き揚げた混血」2世が、日本で相当苦労したことは確かである。

ケース④の残留2世Rの兄Yは、強制送還されたものの、おそらく父親の親族と連絡をとることができず、戸籍がない、すなわち無国籍状態に置かれていたと思われる。自分の戸籍をつくるため、やむを得ず「フィリピン人から日本人に帰化」することになったと推測される。本来日本国籍であるのに、当時、それを証明することは困難だった。

現在、在バギオ日本国名誉総領事を務める寺岡カルロス氏も、同様の境遇にあった。寺岡は開戦直前に日本人父を亡くし、戦争中フィリピン人母を亡くしている。終戦後、生き残った妹と2人で引揚げ船に乗り、父の親戚のもとに身を寄せた。しかし戸籍に名前がなく、無国籍状態であった。「無国籍というのはつらかった。しかし当時どうすればいいかわからなかった」（寺岡氏談）。結局、寺岡氏は20歳で単身フィリピンに戻り、フィリピン国籍を選択した。先のYとは反対の決断である。

ケース③のクシハマMの兄J（故人）は、残留者である妹Mによれば、日本での生活がうまくいかず、孤独と失意のうちにフィリピンに戻ったという。Jも戸籍に名前がなかった。

引揚げ後、父親または父方の親族が、2世の名前を遅れて戸籍に届出た例がケース①②である。「混血」であることを隠し、純日本人として籍に入れている点に注目してほしい。当時、日本ではまだまだ混血児に対する風当たりが強かったため、父や親族が「配慮」したものと思われる。

残留者に対し、しばしば「自分の意思で残ったのではないか」ということが言われる。しかし、彼らがもし引き揚げていたとして、当時の日本は彼らを受け入れる土壌があつただろうか。「海外同胞」への手厚い援護政策も、混血児（＝日系人）の存在は想定していなかった。そのため、混血の引き揚げ孤児は「無国籍」状態に苦しんだ。そのことを思えば「帰国すればよかったですのに残留を選んだ」などというのは筋違いということがわかる。

どちらに転んでも、当時の日本には、彼らを受け入れる土壌がなかった。混血児の存在

を認めたがらない社会的心情が、法律論さえ打ち消してしまっていた。

これは大きな問題ではあるが、国際結婚や混血児になじみがなかった当時の時代状況を考えれば、仕方なかったともいえる。大事なのはこれからである。国際化が進み、家族関係も多様化し、社会的にもそれを受け入れる土壌ができた今こそ、本来日本国籍を保有するフィリピンの日系2世の存在を認め、当時の法律にのっとり、今からでも日本国籍を与えるべきである。

ちなみに、フィリピンからの引き揚げ者団体には、「ダバオ会」「バギオ会」「トンカラーン会」などがある。ダバオ会は東京に本部があつたが会員の老齢化から自然消滅状態という。今も活動を継続しているのは沖縄ダバオ会で、毎年ダバオ之塔慰靈祭(那覇、糸満)、ダバオ慰靈と親善交流の旅(チャーター便によるダバオ訪問)、総会・懇親会(那覇市内)を恒例行事として行っているという。

3 未帰還者調査

各地域からの復員、引揚げが進むにつれ、帰らぬ人びと、生死の消息がわからない人びとが多くいることが判明し、「未帰還者問題」として世論の関心を集めた。とりわけ未帰還者が多かったのは引き揚げが遅れたソ連、中国である。

1953年以前は軍人軍属の未帰還者調査はそれぞれの残務処理機関が、未引揚邦人の調査は外務省が担当していた。参考までに、外務省の未引揚邦人調査の概要を、「引揚げ援護 30年のあゆみ」から抜粋しておく。

①未引揚邦人届の収集②帰還者より覚書を収集して行う消息不明者の個人究明③現地からの通信の収集④死亡現認書の認証並びに死亡証明書の発給⑤各地域における終戦以降引揚げまでの状況資料の整備⑥残留者の状況に関する各般の調査⑦満蒙開拓団に関する調査⑧未帰還者に関する各種集計表の作成等

1953年、「未帰還者留守家族等援護法」が制定され、国が責任をもって未帰還者の調査究明を行うこととされた。厚生省に新たに「未帰還者調査部」が設置され、未復員軍人軍属の調査と、未引揚邦人の調査の実務が一元化された。この時点で未帰還者数は3万1千人、大部分は「ソ連、中国、北朝鮮の各地域において消息を絶った者」とされた。

以後、国内外の調査が進められたが、「調査に努力するも、なお、消息が判明しない者が多数いることが次第に明らか」となった。その大部分は「終戦前後の混乱期に消息を絶った者で、生存の望みが極めて薄い」とされた。問題は未帰還者の「調査」から「最終処理」へと移っていく。

「生存の望みがきわめて薄いのに、それをいつまでも放置しておくことは留守家族の意にも添わない」ことから、議論の末、幾多の曲折を経て 1959 年、「未帰還者に関する特別措置法」が施行された。「1945 年 8 月 9 日以降」「生存していたと認められる資料がない者で、諸般の事情から見て同日以後に死亡したものと推測させるもの」を未帰還者とみなし、厚生大臣も戦時死亡宣告同できるとされた。未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、遺族に対し弔慰金 3 万円が支給されることになった。

1959 年以降、1 万 3,500 人以上が戦時死亡宣告を受け、死亡とみなされた。生存している中国残留孤児、フィリピン残留日本人もこの中に含まれた。

この戦時死亡宣告制度の制定と施行は、海外残留日本人の切り捨てを意味する。自国民の権利保護という国家の基本的義務に背く大失策と言われても仕方のない政策であった。

今年度の現地調査でも、戸籍に名前がある 2 世で、戦後も残留し 1990 年代に死亡したにもかかわらず、1964 年、県知事により「戦時死亡宣告」届出がなされている例があった。同様の例は他にもあると思われる。90 年代末、民間の弁護士がこのようなケースについて家庭裁判所に取り消しを申し立て、認められた例がいくつかある。

本研究では、未帰還者調査がフィリピンに関しどのように、またどの程度行われたのかまでは追求できなかったが、「最終処理」という言葉に象徴されるように、日本は、第一に未帰還者の引き揚げ促進を追求し、第二に帰還しない者について死亡とみなすなど、何らかの形で片をつけようとした。「現地人と結婚し、農・商工業に従事し、いずれも通常の社会生活をいとなみ、日本に永住帰国する意思のない者」について、「自己の意思により本邦に帰還しない者と認定して 630 人を未帰還者の対象から除外する措置をとった」とことさえあった。「海外で、日本人であることを隠して生きなければならない状況にある日本人」の存在など、まったく想像もつかない時代であった。

第2節 遺骨収集・慰靈をめぐる日比交流⁵⁾

フィリピン残留日本人の存在に、最初に注目したのは戦没者慰靈、遺骨収集でフィリピンを訪れた元軍人、軍医、遺族、引き揚げ者であった。70 年代、残留 2 世にとって遺骨収集や慰靈でフィリピンを訪れる日本人は、父の国と自分をつなぐ数少ない接点であった。その接触はいくつかの例外を除き、断片的で一過性のものであったが、それでも、残留 2 世たちに出自を、祖国を知りたいという要求を芽生えさせるには十分だったと思われる。

本節では、フィリピンにおける戦没者慰靈の意味を、中野聰の「追悼の政治—戦没者慰靈をめぐる第二次世界大戦後の日比関係史」の論旨を援用しつつ、フィリピン残留日本人の存在と絡めて考える。

日本では、戦後しばらくすると、海外戦没者の遺骨収集問題に世論と政府の関心が集まつた。対日平和条約が批准された 1952 年 6 月、国会で「海外遺骨収集の促進を求める国会決議」が採択され、1954 年 7 月、厚生省により「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要領」が定められ、以後、本格的な海外への遺骨収集政府派遣団事業が開始された。同要綱は、海外遺骨収集は「将来戦後処理の早急完結を記する」ために必要だとし、「いわゆる半碎地であつて、戦没者の死体を収容することができなかつた地域」について、政府職員、遺族代表、宗教家代表、医師、作業員からなる政府派遣団を編成し、「遺骨の発掘主集、遺留品の整理・氏名の識別・荼毘・内環遺骨の収集、残灰の処理」「建碑」「追悼の式」を行う、としていた。

太平洋諸島やマラヤ、シンガポール、ビルマなどへの遺骨収集は 1954 年から実施されたが、日本がフィリピン政府と交渉し、遺骨収集が許可されたのは国交回復（1956 年）後の 1958 年であった。同年 1 月 20 日から 3 月 11 日まで、政府職員 10、遺族代表 6、宗教代表 2 の計 18 人からなる遺骨収集団ルソン、ミンダナオ、ビサヤ地域を巡航し、2,561 柱の遺骨を収集した（第一次遺骨収集）。

1967 年から 3 年計画で第二次遺骨収集が、さらに 1974、1975 年に第三次遺骨収集が実施され、その後も「各地域ごとに必要に応じて補完的遺骨収集を継続実施すること」とされた。第三回からは日本遺族会や戦友団体にも協力要請し、これらの団体に補助金を交付した。また遺骨収集が概了した地域および遺骨収集の望めない海上戦没者を対象として、新たに遺族を主体とする戦跡慰靈巡拝を実施し、巡拝に参加する遺族に補助金を交付した。

開始こそやや遅れたものの、フィリピンへの政府派遣の遺骨収集事業だけでも 1997 年までに 26 回と、回数としては最多である。中野聰「追悼の政治—戦没者慰靈をめぐる第二次世界大戦後の日比関係史」によれば、他国と比較しても、フィリピンは遺骨収集、慰靈巡拝、慰靈碑交流が盛んに行われ、双方、いや少なくとも日本側は、その結果に“満足”してきた国だという。

中野が注目するのは日本側の、フィリピンの対日感情認識の変化である。50 年代は「反日感情が強い」との認識が支配的だったが、遺骨収集が回を重ねるごとに、その認識は改められていった。それはなぜか。

中野はまず、戦没者慰靈をフィリピンで行おうとする日本の姿勢、例えば慰靈碑の碑文や巡拝者のフィリピンでの「ふるまい」を検討した。フィリピンでは、1973 年の政府カリラヤ慰靈碑建立と前後して民間、

私設の慰霊碑が多数建立されている。1988 年に確認しただけで 96 基にのぼるという。そのうち「フィリピン側への配慮を示すと考えられる碑」が 22 基、「追悼の対象を意図的に曖昧に、あるいは包括的な表現している碑」が 50 基であった。後者は、「追悼の対象を限定していない」ということではない。限定していたとしてもあからさまにはそうとれないよう配慮している、深読みすれば日比双方の戦没者を含むと解釈する余地がないとは言えない、という程度である。しかしそれでも「比側の人びとによって『見られている』ことを意識し、その自己表現が抑制されて」いること、また「日比親善の発想が表れている場合も多い」こと、「いくつかの碑では、より深い相互理解の表現を目指した碑も散見される」ことは注目に値する、と中野は言う。また、慰霊に訪れた人びとのふるまいも、「比側の対日感情」に対する懸念や緊張感から、「抑制され、場合によっては比側に対する謙虚な『お詫び』の形をとることさえあった」という。

こうした日本側に対し、フィリピン側は「政府、戦跡所在地の行政、住民ともにおおむね極めて寛容であり、日本人の期待に応えるものであった」。これは、日本人戦没者遺族と生還者に、深い満足を与えた。その結果、フィリピンを訪問した遺族の発言や訪問記には、「比側に対する好意的印象と謝意」がほとんど例外なく表明されることになる。加害者としての直接の経験をもつ生還者の場合、さらに、フィリピン側の「胸の熱くなる寛容さ」への深い感謝さえ示される。そして二度三度とフィリピンを再訪する巡拝者が増え、彼らはフィリピンを「第二の故郷」として描くようになる。

フィリピンにおける戦没者慰霊の営みは 60 年代末から活発になり、1977 年にピークを迎えた後、1983 年のアキノ下院議員暗殺以後の政治的混乱と、遺族、生還者の高齢化によって下り坂となる。この間、戦争の過去をめぐる摩擦やトラブルはほとんどなく、逆に多様な日比交流を生み出した。地元小学校への文具寄贈、教会への聖母像寄贈、オルガン寄贈、消防車や脱穀機寄贈、ミシン寄贈など、一方的な「贈与」が多いものの、群馬県フィリピン会のように、毎年バターンデーに参列し、小中学生の体験訪問を行うなど、より実践的な交流を行っている例もある。

日比関係が今ほど密でなかった 70 年代に、戦没者慰霊を通じたこのような静かな日比交流があったことは、記憶にとどめておくべきである。

70 年代、「日本人移民の子孫」の存在を知ってバギオを訪れたシスター海野（海野常世）は、「日本人の子孫を探すのと同様の情熱で、遺骨収集にも取り組んだ。遺骨収集に訪れる戦友会メンバーは、シスター海野を通じて残留日本人の存在を知り、シスターの活動に尊敬の念を抱くようになる。

シスター海野は元軍人に、「慰霊碑のかわりに『生きた記念碑』を建ててもらえないか」と呼びかけたという。「生きた記念碑」とは、前途有望な若い日系人を奨学金で支援する、という意味だ。慰霊団の人が多くがこれに共感し、H 系人の奨学金支援にサポートを申し出た。元軍人にとってそれはトラウマの「癒し」にさえなった。

ところで、こうした交流に、日本側は“満足”したとして、フィリピン側は本当に“満足”していたか、という疑問は残るかもしれない。フィリピン側の寛容、やさしさの前に、過去を不間に付す(なかつたことにする)ことがあってはならない。ここに今日の日比関係の危うさがあるが、フィリピン日系人の存在は、この微妙な問題の解決策となる可能性さえ秘めている。戦争が生み出す悲劇を一身に背負った日系人だからこそ、日比両国に、身をもってそのことを伝え、同時に両国のつなぎ役になることができる。その日系人を通して、日本人は日比の過去の歴史を知り、また今日のフィリピンを知り、関わることができる。このような視点からも、フィリピン日系人、日系人社会と関わることは、日本にとって有益と思われる。

日系人会が各地に設立された80年代、状況は大きく変わる。ダバオでは、ダバオ生まれの歯科医師・平原定志が1983年「フィリピン日系人友の会」をつくって日系人救済に動きだし(1987年「フィリピン日系人友好協会」に改名)、引揚者のダバオ訪問も頻繁になる。彼らはかつて日本人学校で机を並べた同級生の残留2世の境遇に同情し、何とか助けたいと個々に動き始めた。また、1986年には戦友会がパナイ島の残留孤児に同情して身元を調査し、資金を集めて訪日を実現させるといった動きもあった。

第3節 「中国残留孤児並み援護」の検討と帰結

1988年、残留日本人に対する初めてのアクションともいえる厚生省と外務省の同調査後が実施された。注目すべきは、この調査が、中国残留孤児に対する援護策のフィリピン残留孤児への適を視野に入れて実施されたことである。少なくとも最初はそうであった。この動きはどのようにして起こり、どのような結果に終わったのだろうか。

中国残留孤児問題については1981年から厚生省による「訪日調査」(肉親探し)が始まり、1987年には15回を数えていた。不十分な点もあったが、援護政策は軌道にのり、一定の成果をあげていた。この頃、フィリピンにも残留孤児がいることが一部マスコミで取り上げられ、断片的に日本に紹介されるようになっていた。とりわけ熱心に取り組んでいたのが、毎日新聞マニラ支局長の大野俊だった。

大野の働きかけにより、1988年2月17日の第112回国会、衆議院予算委員会で、井上一成代議士(社会党・当時)がフィリピン残留日本人について国会質問した。⁶⁾

「フィリピン残留日本人孤児および、父親が日本人であるという日系2世の実態について、厚生省はどういうに把握しているのか」という質問に続き、井上は「厚生省はフィリピンにおける日本人孤児並びに日系2世に対する実態調査に踏み切るべきだ」と指摘した。これに対し、藤本孝雄厚生大臣(当時)は「同感である。まず何よりも実態把握が大切。現地の事情が許せば事情に明るいベテランの課長を派遣し、実態を把握したい」と回答した。

井上は続いて「実態調査の後に当然起ころうる問題は肉親探しの問題」「彼らの肉親探しのための訪日実現に、政府の温かい対応が必要ではないか」として厚生省に意見を求めた。木戸厚生相援護局長は、①孤児については中国残留孤児の例があるので、一時帰国という制度をルール化することを考える②父親が日本人である日系2世に関しては、海外に残留する日本国籍を有する者に対する一時帰国という制度はないが、「孤児と同様の状態で父親と戦争のために別れざるを得なかつた、そして合法的に結婚しており、父子関係も明確である、孤児同様戦争が原因で父と離別してから一度も会つたことがない、双方旅費を負担する能力がない、というような特別な事情があるとき」は、「一時帰国の制度に倣つて父親などから旅費を申請し、旅費ができるよう、関係各省およびフィリピン政府と協議の上、実現するように努力したい」と回答した。

さらに井上がフィリピン残留日本人の「援護年金、恩給」について質問すると、木戸は、フィリピン残留者で援護年金受給者は2名、恩給受給者0、と報告。「援護年金、恩給の受給は日本国籍保有が前提であるが、受給資格があるのに受給していないという方々については相談に応じ、積極的にPRをしていきたい」「前向きな対応を実態調査の中で十分に検討してみたい」と回答した。

井上は最後に「戦後40年たつのに我々と同じ日本人が現地で大変悲惨な思いをしているのをこのまま座視することはできない」「フィリピン日系人に対する援護策をこの際打ち立てるべきだ」として質問を終えている。

この直後、厚生省は、戦没者遺骨収集で長いキャリアを持つ本埠和昭課長(当時)を団長とする調査団を編成し、国会質問の16日後の3月10日にはマニラ入りした。本埠団長以下、外務省アジア局南東アジア二課地域調整官ら5人から成る調査団は、マニラ、バギオ、ダバオの3市で111人の2世(ないし3世)と面接し、3月17日に帰国した。

調査に応じた111人中42人が、戦争中に肉親と死別または生き別れ、日本にいる親族と音信が途絶えたままであった。残り69人は、戦後、手紙などの手段で連絡を取り合っていたものの、訪日して肉親と再会したことがあるのは28人だった。日本の親族が手続きを代行し、日本から遺族年金をもらっている人が3人、戦争中の戦で障害者となっている2世男性が2人いた。この2人は厚生省保管の資料では兵籍が登録されておらず、軍人恩給や障害者年金は支給されていなかった。

調査団帰国後も、調査票はマニラの日本大使館、ダバオの領事館、日系人会等を通じて配られ続け、1990年10月1日までに781人分が集まった。

厚生省は、この中で「両親ともに日本人」と答えた20人について、国費による一時帰国援護を検討した。同省は、中国残留孤児の一時帰国援護制度の適用条件をフィリピン残留日本人にも適用した。すなわち①戦争末期や終戦直後の混乱によって両親と離別している②当時の年齢がおおむね13歳未満③両

親が日本人で、戦前からフィリピンに居住している④戦後、訪日経験がない⑤帰国旅費を負担する経済力がない、である。

①は、中国残留孤児では「ソ連参戦後の離別」という線が引かれているが、フィリピンについては「米軍再上陸(1944年10月)後の混乱による離別」が条件とされた。(この点について、毎日新聞の大野は、1990年11月29日付同紙「記者の目」で「米軍再上陸以前にも、父親を抗日ゲリラに殺され、残留した2世は多数おり、米軍上陸「前」「後」で区別するのはフィリピンの戦況を考えればナンセンス」と批判している)。

両親ともに日本人である孤児20人のうち、条件に合致したのはパナイ島の川上忠徳と、宮里静子の2人であった。川上忠徳は1945年3月のパナイ島であった集団自決の生き残りである。妹の美保子は1986年に戦友会の援助で来日し、親族と会っていたが、忠徳は訪日経験がなかったため条件にあつた。宮里も同様であった。

川上と宮里以外の18人は、ゲリラに父親を殺された時期が戦争初期であること、訪日経験があるなどの理由から、対象外とされた。2人の一時帰国は1990年11月に実現し、川上忠徳は熊本の親族とも再開した。

この2名以外に対する援護を最後に、フィリピン残留日本人への国費による一時帰国は以後、行われていない。残留日本人のほとんどは、父が日本人、母がフィリピン人であるから、ほとんどの人は「両親ともに日本人」という条件からはずれるのだ。

対象外とされた日系2世への援護事業には、厚生省認可の財團法人「南太平洋戦者慰靈協会」(事務局・港区虎ノ門)が名乗りをあげた。同協会は1966年設立され、グアム、ソロモン諸島など南太平洋地域への戦没者慰靈事業の企画実施をしてきた団体である(その後シベリアでも事業を行ったことから、「太平洋戦没者慰靈協会」と改名)。最近は中国残留孤児帰国者の日本語教育なども行っている。

同協会の秋上真一事務局長によれば、同協会は1989年から1998年まで、毎年約10人の残留日本人2世の一時帰国支援を行った。最初の3年間は日本船舶振興会(現・日本財團)の援助で、その後は自前の資金で実施し、1999年以降、自らの病気療養などが原因で中断したという。

「一時援護事業の目的は、戦争で日比両国に分断された家族を再会させること。厚生省の調査データをもとに、身元がわかつていて日本に親族がいるが、お互い会っていないケースについて、事前に親族に連絡し、了解がとれた後に帰国事業を実施した。帰国者の選抜や、都道府県を通じた在日親族への照会などは厚生省が担当した」という(秋上真一氏談)。

民間のこの事業に厚生省が協力したことはわかるが、なぜ両親ともに日本人の場合と、父が日

本人、母がフィリピン人の場合とが区別されるのか。戦前の国籍法からいって、両者ともに日本国籍のはずである。

これについて、1992年4月15日、第123国会衆議院厚生委員会で、石田祝実代議士（公明党）が「なぜそれを民間の手に任せられるのか。政府みずからできないのか」と真正面から質問している。これに対する多田宏厚生省援護局長（当時）の回答は次の通りである。

「南太平洋戦没者慰靈協会がやっている訪日援護事業は、両親が日本人ではなくて、日本人とフィリピン人との間に生まれた日本国籍を有しない、いわゆる日系2世という方々に対する援護ということでございまして、ここでも一定の条件、つまり終戦時おおむね13歳未満であって、かつ両親が正式婚姻しているケースにつきまして、日本に一時帰国することを旅費の援助等を行つて支援しているということでございまして、この団体の活動につきましては私どもは全面的に協力させていただいている」（傍点・引用者）。

石田議員がさらに「政府自らがやるべきではないか」と問うと、多田は「国として行う帰国援護という仕事、これは終戦直後の引揚げ援護から流れてくる考え方である。これは終戦当時、外国にいた日本人をわが国に引揚げさせる、そういう目的で実施している。その流れからすると、フィリピン日系2世というのは帰国援護の対象からはちょっと外れる」「しかし当時の特殊状況にかんがみて、似たような事情にあるのではないかということで、そして南太平洋戦没者慰靈協会がぜひ援助していくということなので、私どももそれに全面的に支援をしている」としている。

質疑の最後、山下徳夫厚生大臣（当時）は見解を尋ねられて次のように発言した。

「帰国援護ということは、外国にいらっしゃるいわゆる日本の国籍を持った方、そういう方々が引き揚げて帰られるときに援護する。今お話を日系の2世、3世というのは、国籍はあちらにある、向こうの社会になじんで生活しておられる方であるから、どうしてもやはり今の法律上なじまない」（傍点・引用者）。

多田援護局長と山下厚生大臣の回答で気になるのは、2世の国籍を「フィリピン」と決め付けていることである。先の太平洋戦没者慰靈協会の秋上氏も「日本国籍を取得していないものは外国人であるため、国の帰国援護の対象とならない、ということで当協会が行うことになった」と、当時の厚生省の見解を説明している。日本国籍を取得していない、というのは戸籍に名前がない、ということなのか、調査票上で本人が「国籍フィリピン」と自己申告したということなのか、不明だが、いずれにせよ戦前の国籍法と、残留2世の実情を知らない、誤った認識である。

誤った事実認識と法律の無知のために、1988年にせっかく前向きに検討され、制度化されたフィリピン残留日本人に対する一時帰国支援が、2名のみに終わったことは非常に残念である。南

太平洋戦没者慰霊協会の事業は、対象となった2世にとっては大いに意義のあるものだったに違いないが、その過程で、彼らの国籍、日系人としての身分、地位に関しての前進はなかった。

第4節 90年代のボランティア弁護士の関与と中断

1990年の入管法改正により、日系人には「日本人の子、孫」まで、定住者という在留資格が与えられることになった。南米の日系人の日本での就労は80年代末から始まっており、それが事実上、追認された形だったが、フィリピン日系人の就労は、国がフィリピンに日系人がいることすら認めていなかつたこと、戦争という特殊事情により身元がわからなくなつており、日系人であることの証明が難航したことから、すぐには進まなかつた。

1992年、ダバオ生まれの引揚者で会社経営の豊口修と古川代美は、残留日本人2世の生活環境改善には3世以下の日本就労以外にないと考え、「フィリピン日系人技術教育振興事業協会」を設立し、ボランティアで戸籍捜しや査証申請を支援するようになった。その甲斐あって、少しずつ、身元が判明しているフィリピン日系人に対し、日本で先に「在留資格証明書」を取得する方法で、定住ビザが下りるようになった。人手不足に悩む企業側ニーズもあり、賛同する企業は1994年には28社に増え、同会会員企業で就労するフィリピン日系人は120人となつた。同年、協会は「日本フィリピン企業協議会」へと名称変更した。

戦争のために身元も国籍も曖昧になつたフィリピン日系人が日系人（日本人の子孫）であると証明するためには、法的地位の回復が不可欠である。これに力を発揮したのが弁護士西田研志であった。西田は、豊口らの考えに賛同し、自らそのための運動に深く関わるようになる。西田の提案で、外務省に2回にわたる残留日本人調査を実施し、第2次調査以後、身元が判明し、国籍確認が済んだ日系人に、在外公館限りの審査でビザが発給されるルートが確率した。

西田の関与以前の状況を知るために、前節で紹介した石田代議士が、同じ衆議院厚生委員会で、法務省に対し「日系人認定」について尋ねている箇所を引用する。

石田「日系2世、3世の認定要件について教えていただきたい」

小山潔・入国管理局入国在留課長「2世、3世までは、そういう身分を有するということだけで入国が認められている。しかし身分を有するかどうかということを私どもの方で認定、判定はしていない。そういう人であるということの確たる証明書が出たときに、それにより判断して入国が認められる」

石田「信頼に足る資料さえあればいい、ということですね。(略) 戸籍、出生証明書、婚姻証明書、こういうものがあれば認められるということでよろしいか」

小山「そういう資料があると、そういう事実関係にあるということふうに納得して出している」

石田「(略) 日本人とわかれば殺される、という状況の中で、そういう書類を全部捨ててしまつた人が多く、戸籍とか出生証明書、婚姻証明書、そういう公式な書類を持っている人はほとんどいない。そういう正式な書類にかわるものとして、何か日系の2世3世ということを認定できる方法は他にないのか」

小山「ちょっと思い当たらない」

石田「日系人連合会代表はこう言っている。『我々の多くは戦争の混乱の中で出生証明書も戸籍もなくした。日本政府は証拠書類至上主義で、書類のない者は日本人の子どもとみなさないが、戦時下の特殊事情を考慮して、我々の切実な要望に応えてほしい』。

石田議員が指摘した「日系人認定」の「証拠書類至上主義」は、今も変わらないが、査証発給についていえば90年代に大きく前進した。そこに至る過程を時系列でみていく。

西田はまず、1994年、日系人連合会や日系人会とフィリピン政府との交渉をサポートし、フィリピン政府に「遅延登録」を制度化させた。フィリピンでは戦災で、戦前の出生、婚姻等の証明書類はほとんどすべて焼失している。フィリピン政府がその再発行を怠ってきたため、2世はたとえ両親の正式な結婚のもとで生まれた嫡出子であっても、自らの出生や両親の婚姻を証明する書類を示すことができなかった。日系人会の要請を受け、1994年3月、フィリピン政府は、戦前の身分事項に関する事柄につき、やむを得ない事情があれば「遅れた登録」を認める、との行政通達を出した(Ref No.947000-0031)。このとき、日系人会とマニラの国家統計局が協定を結び、日系人会と地域の市民登録の担当部局の責任者からなる審査委員会(スクリーニング・コミッティー)の審査を経た上で、婚姻証明書、出生証明書等の遅延登録を受付けることとされた。このような仕組みの考案にも、西田は深く関わった。

1995年6月、西田は日本フィリピン企業協議会会員企業から寄附を募り、32人の残留2世を集団帰国させ、東京で帰国集会を開催した。帰国した2世の中には身元未判明者(カテゴリーC)、身元は判明しているが、戸籍に名前がない者(カテゴリーB)、戸籍に名前がある者(カテゴリーA)の3つのケースがあった。戸籍に名前のある2世10人が、滞在中、日本国籍確認の手段として日本旅券を申請した。法務省は聞き取り調査で同一人性確認を行った結果、10人全員に日本旅券を発給した。10人は受け取ったばかりの日本旅券でフィリピンに戻った。

西田はカテゴリーBの2世1名について1995年中に、1世の本籍地役場に出生事項記載申出書を提出していた。この集団帰国で本人が日本に滞在していた6月末に、戸籍への記載が認められ、日本で遅れた出生届が受理された初めてのケースとなった。

同年8月22日から、外務省の第1次調査がスタートする。西田は調査の企画立案から深く関わり、現地調査でも陣頭指揮をとった。

1996年、西田は、現地調査の拠点として「フィリピン残留日本人法律支援センター（通称リーガルエイド）」をマニラに開設し、日本人、フィリピン人専属スタッフを雇って調査を継続した。このリーガルエイドが、1997年の第2次調査の直接の委託先となった。

90年代半ばまで、日系人の定住ビザは、日本国内で「在留資格認定証明」を取得した日系人が、大使館にビザを申請する、という方法で行われていた。「在留資格認定証明」は、日本の法務局、日本の親族を巻き込み、煩雑な上、時間がかかった。手続きに煩わされることを嫌う親族もあり、親族の意向が認定証明発行を左右した。日本における悪質リクルーターの介入も指摘されていた。第2次調査の「家族調査記録(ファミリーファイル)」はまさにこの状況を変える突破口であった。

日本の書類至上主義を覆すのはすぐには困難と判断した西田は、徹底的に合法的書類を揃える方法をとった。例えば3世が査証申請する場合、祖父の身元を示す戸籍謄本、1世の婚姻証明書、2世の出生証明書、2世の婚姻証明書、3世の出生証明書があり、1世、2世、3世の親子関係が証明されれば、あえて日本に照会せずとも、定住ビザを発給する合理的な理由がある。しかし当時はまだ、日系人自身が書類を揃え、親子関係を証明することは困難であった。

西田はマニラの日本大使館と話し合いを重ね、1996年中に在外公館限りの審査で査証発給を可能とする仕組みを提案した。身元の判明した日系人について、日本人を含む専門調査員が家族調査を行い、すべての構成員の身分に関する書類（出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書）と顔写真をあらかじめ「家族調査記録」として大使館に納める、大使館は査証申請を受けた場合、その記録と照合して審査、判定する、というものである。これが第2次調査として予算化され、1997年の年明けから3月末まで実施された。

第2次調査で702の家族調査記録が在比日本大使館に提出された。調査の済んだ家族の3世4世が大量に査証申請し、定住ビザを取得して日本に渡航した。査証申請から発給までの時間も大使館の努力で次第に短縮されていった。

1997年6月、西田は再び企業から寄附を募って二度目の集団帰国を実施した。20人の残留2世が4日間の日程で帰国し、日系人会連合会から橋本龍太郎首相に宛てた要望書を提出した。

家族調査記録づくりは調査終了後もリーガルエイドによって継続され、第2次調査終了後から

1999年4月までに119の家族調査記録（ファイル）が大使館に追加提出された。

追加のファイルが作成できたのは、東京の西田の個人事務所が2世の身元捜しを実施したからである。西田は私費を投じて外務省外交史料館の旅券下付表および身分関係表をデータベース化し、成果をリーガルエイドに投げた。リーガルエイドは現地調査を行った上で、新たな家族調査記録を作成した。

また西田は戸籍に名前のない2世の名前を戸籍に載せる作業も平行して行い、100件以上の出生事項申出書を該当の市町村役場に提出した。99年4月までに70件以上が受理された。

日系人会連合会顧問でもあった西田は、連合会の基盤強化のため、現地の催しにも積極的に参加し、各地の日系人に向って語りかけ、励まし続けた。

日本では日系人を雇用する優良企業開拓し、フィリピンへの「スタディツアー」による企業の現地面接の仕組みをつくった。

1998年3月、西田は日系人会連合会の役員に、日系人を合法的に日本に送り出す組織「フィリピン日系人互助財団」を現地法人として設立することを提案した。この組織が査証手続きを代行し、収益を得、それを元手に日系人のための様々な事業を展開する、というのが西田の構想であった。日系人自身の組織が経済基盤をもつことが、彼らの自立につながると考えたのである。しかし各地の日系人会がその主体となることには西田は反対であった。当時、一部の日系人会と特定企業との癒着が問題となっていたためである。互助財団理事長には在バギオ日本国名誉総領事寺岡カルロスが指名された。

西田は企業側の要請に応えて日系人の就労前研修の制度化にも取り組み、寺岡カルロスに「研修センター」設立を提案した。この構想は1999年に実現し、企業に内定した日系人に、住み込みで4週間にわたり日本語、日本の文化・習慣、日本で働く心得などを教える“学校”として軌道にのり、今日に至っている。

企業協議会がダバオのみを支援対象としていたことから、別に「フィリピン日系人支援の会」という企業グループが発足し、互助財団と連携して、ダバオ以外の日系人に就労先を提供した。

1998年12月、3回目の集団帰国が実施された。過去2回の集団帰国は日本からの資金援助で実施されたが、この回は一定の経済力を確保したフィリピン日系人互助財団が費用を負担した。渡航費用を自己負担した残留2世もいた。一行は、身元確認調査の実施を求める嘆願書と、フィリピン全土で集めた2世、3世6千人の署名を小渕恵三首相宛てに提出した。滞在中、日系人会連合会から法務大臣、外務大臣、厚生大臣、労働大臣に「質問書」が提出され、4省合同の会合が実施されたが、回答は通りいっぺんのものに終わった。その後も政府のアクションはなかった。

1998年秋、西田は財政問題を理由にフィリピン日系人連合会の顧問辞任を表明した。1999年4月、西田は現地の調査拠点であったリーガルエイドを閉鎖し、残留日本人問題から手を引いた。

西田は前述の通り、フィリピン日系人救済の道筋をつけ、画期的な実績を上げたが、この突然の撤退は誠に残念なことであった。以後、リーガルエイドの業務は互助財団に細々と引き継がれるが、西田の撤退はフィリピン日系人の救済に数年間の停滞をもたらした。

雇用という形で日系人を支援してきた2つの企業グループ「日本フィリピン企業協議会」と「フィリピン日系人支援の会」は、それぞれ、ダバオの日系人会(PNJK)、フィリピン日系人互助財団を、独自に支援し続けた。しかし、身元捜しが進まなくなつたことは、「労働力不足解消のための日系人雇用」をうたい文句の1つとする企業グループにとっても死活問題であった。就労可能な日系人、すなわち身元が判明し、国籍確認を終えた日系人で、就労希望者はほとんどが日本に行ってしまい、新規に雇用を開拓することが難しくなつたためである。この難問を解決するための模索が続いた。

第4節 NPOの発足と戦後60年

2003年はフィリピンへの日本人移民100周年の年であった。2月にはバギオで、8月にダバオで記念式典が開かれた。

8月のダバオでの記念式典には、さくら共同法事務所の河合弘之弁護士が参加していた。河合は1970年代から、身元未判明の中国残留孤児の「就籍」に関わり、代理人となって1200人の国籍をとった実績があった。

河合は連合会会長兼互助財団理事長寺岡カルロス氏、フィリピン日系人会会長ジュセブン・オステロ氏、日本大使館領事部の竹内清氏らと会談し、ダバオのみならず、フィリピン全土の日系人の救済、国籍問題の解決に、責任を持つと宣言した。

帰国後、河合はこの問題に正面から取り組むNPOを立ち上げることを提案、10月17日には関係者を集めて設立総会を開いた。名称は「フィリピン日系人リーガルサポートセンター」と決まり、日本フィリピン企業協議会、フィリピン日系人支援の会などから理事が選ばれた。

主な活動内容は①フィリピン残留日本人の身元捜し、国籍確認、就籍支援②戸籍に名前のないフィリピン残留日本人の出生、婚姻、死亡の届出支援③在日フィリピン日系人からの相談受付、である。身元捜しが最大の課題であることは、発足に関わった全員の共通認識であった。

連合会会長の寺岡はこの年、身元捜しのための予算を、外務省本省まで出向いて要請していた。

フィリピン日系人リーガルサポートセンターは、発足直後からこれを引き継ぎ、日本側窓口となって調査の企画立案、予算見積もり等に協力した。これが 2004 年 2 月末～3 月末の外務省第 3 次調査につながった。

同センターは 2004 年 5 月 31 日に東京都より NPO 法人として認証を受け、法人格を取得した。同センターのユニークな点は、フィリピン日系人を雇用している企業が発足当初から支援者となっている点である。センターの活動は先に述べたとおりで、日系人の送り出し、就労には一切関与しない。それを承知の上で、このような活動の必要性を理解し、協力すると名乗り出る企業の存在は貴重である。その背後にある事情は第 6 章で論じる。

フィリピン日系人リーガルサポートセンターの支援者は、日系人雇用企業のほか、フィリピン生まれの引き揚げ者、引揚者団体、遺族会、一般市民へと裾野を広げつつある。国会議員への働きかけも積極的に行っており、支持を得ている。2005 年は戦後 60 周年もあることから、集団帰国事業なども行う予定であるという。

21 世紀は NPO の時代といわれる。NPO は、政府にも、民間にもできない社会的事業の担い手、また市民の政策決定、立法過程への参画が期待されている。NPO と行政の関係は ①無視②敵対、抗議型③容認（聞き置くのみ）④認知=参加⑤協同-参画-パートナーシップ、という段階を踏んで発展してきているといわれる。フィリピン日系人問題の場合はどうであろうか。問題を、戦後未処理問題、戦争責任問題と限定してしまえば、①②③の段階にとどまる可能性がある。しかしこの問題は、次章で述べるように、未来の日比関係に大きく関わるこれからの問題である。敵対、抗議という、従来の市民運動の枠組みにとらわれることなく、政府、民間、市民、専門家のパートナーシップに基づく問題解決をリードしていくような活動が期待される。

1) 厚生省援護局編『引揚げと援護 三十年のあゆみ』1978 年、株式会社、を参考にした。

2) 同 134 ページ

3) 同 136 ページ

4) 同 78 ページ

5) 事実関係については同書 第六章「戦没者遺骨の収集及び慰靈」を参考にした

6) 大野俊『ハポンーフィリピン日系人の長い戦後』第三書館、1991 年、310-314 頁。

第6章 フィリピン日系人と日本の労働市場

1989年の国会で改正され、1990年6月から施行された「出入国管理及び難民認定法」（以下入管法という）により、日系人の子、孫には「定住者」という在留資格（外国人の法的地位）が与えられ、日本での就労については非熟練労働でも制限を受けないことになった（法務省告示「入管法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」三「日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがある者の実子に係るもの」、四「日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがある者の実子の実子に係るもの）。

90年の入管法改正の背景には、80年代後半、バブル好景気による人手不足から、外国人労働者の受け入れを求める声が高まっていたこと、これを背景に難民を装った中国人の大量漂着（偽装難民問題）、不法就労問題が顕在化していたことがあった。外国人労働者を受け入れるか否かをめぐり、激しい議論が交わされた結果が、1990年の入管法改正である。

改正のポイントは、外国人の在留資格の拡充（18種類から28種類へ）と、不法就労者対策であった。不法就労者対策としては、不法就労をさせた雇用主への罰則（3年以下の懲役または200万円以下の罰金）と、「就労資格証明書」交付制度が新設された。

在留資格の拡充としては、医師、弁護士・会計士、教育、人文知識・国際業務、企業内転勤、文化活動、就学、永住者の配偶者等、定住者という在留資格が新たに設けられた（表6-1）。

拡充といっても、依然、単純労働者を認めるには至っていないが、「法務大臣が特に在留を認める者」として、日本国籍を持たない日系人（日本人の子、孫まで）に「定住者」という在留資格を認めたことは大きい。この法改正以後、研修生（訓練に名を借りた就労）と日系人が、事実上、人手不足に苦しむ労働現場で活用されることになる。

日系人を特別扱いで受け入れる案は、1988年に自民政務調査会に設置された外国人労働者問題特別委員会委員長を務めた加藤武徳参議院議員が提起していた¹⁾。加藤は南米の日系人を例に「私は日本国籍を持っていない3世の方々を何らかの方法で特別扱いにし、1世2世と同じ資格を与えてやれないものかといろいろ検討した」としている。

一定の活動を行うための在留資格			活動に制限のない在留資格
就労が認められる在留資格	就労が認められない在留資格	就労が認められるかは個々の許可内容によるもの	
(1)上陸許可に係る基準省令の適用を受けないもの			
外交、公用、教授、芸術、宗教、報道	文化活動、短期滞在	特定活動(法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動)	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、平和条約関連国籍離脱者の子、定住者
(2)上陸許可に係る基準省令の適用を受けるもの			
投資・経営、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興業、技能	留学、就学、研修、家族滞在		

※90年の改正で新設された在留資格(10種)に下線をひいた

表6-1 在留資格一覧(田中宏『定住外国人—法の壁、心の壁』岩波新書、1991年P200-202より)

外国人労働者を多量に受け入れると、文化の違いから来る摩擦や差別問題がおきる、としばしば言われる。日系人を特別扱いする案は、「日系人なら同胞として受け入れられやすいはず」「同じ日系人なら日本語を十分に話せない人がいてもそれほど気になるまい」といった感情的な期待から、すんなり受け入れられたものと思われる。法務省は「日系の2世、3世の方々、これは日本人の子であるか、あるいは我が国に日本人の近親者がおられる、という事情を考慮して法務大臣が特に在留を認める者として在留を認め、そしてその在留活動には制限を設けないという取扱とした」と説明している²⁾。ちなみに中南米からの日系人は、日本側のニーズを背景に、1987年頃から「日本人の子」「親族訪問」などの在留資格で来日し、就労していた。その頃から、ブローカーや人材派遣会社による日系人の就労斡旋、賃金ピンハネが問題になっていた。

入管法改正以後、日本で就労する日系人の数は急増し、1993年末時点でブラジル人約15万人、ペルー人3万3,000人、ボリビア人3,000人となっている(これらの国籍の外国人は大部分が日系人)。

一方、フィリピンの場合、国が当時フィリピンに日系人がいることを認めていなかったこと、また日系人であることの証明が困難であったことから、すぐには就労につながらなかった。国籍確認の問題や査証申請手続きなど、様々な問題が解決され、フィリピン日系人の就労が進むのは

90年代後半である。実利とボランティア精神の双方からフィリピン日系人の雇用を希望した企業グループの熱意と、それに応えたボランティア弁護士の努力で、90年代後半、現地日本大使館限りの審査で定住ビザを発給するシステムが確立した。この事情は5章4節で述べた通りである。

1997年の第2次調査以降、国籍確認の済んだ残留2世の子、孫（2世の名前が戸籍に記載されている場合4世まで、記載されていない場合3世まで）およびその配偶者が、企業による現地面接、内定、という手順で就労先を確保し、定住ビザを申請し、次々に日本に渡航した。

就労に絡む実務は、はじめはフィリピン残留日本人法律支援センター（リーガルエイド）が、後にフィリピン日系人互助財団が担当し、2000年から日系人会が独自にこれを行うよう動きも出てきている。むろん、このルート以外で、個人あるいはその他のエージェンシーを通して査証申請することも可能である。

多数の日系人が日本で就労するようになると、次に起きたのは労働条件や契約、住宅等をめぐるトラブル等、日系人の不適応の問題であった。契約を無視して会社を辞める、貸付金を踏み倒していくなくなるといった事件が多発した。そこで互助財団や日系人会は、それぞれ、各会を通じて定住ビザを取得し、渡航する日系人に「事前研修」を義務付けた。互助財団はパンガシナンにある研修センターで、ダバオのフィリピン日系人会は同会館で、日本語その他の事前研修を行うようになった。

日本企業がフィリピン日系人を雇用するに至る経緯は様々だが、不法就労と知らずに外国人を雇用していて入管法違反で摘発され、以後、合法的に雇用できる身近な外国人を探したところフィリピン日系人が浮上した、という人が少なくない。それが口コミ、地域、業界を通じて広がった。現在、日系人を雇用する企業は、地域は北海道から沖縄まで、業界は造船、建設業から機械機器部品組立、食品加工、水産加工、農業、畜産業まで多岐に渡っている。「日本フィリピン企業協議会」の会員企業は2003年現約60社、フィリピン日系人支援の会の会員企業は約100社である。こうした組織に属さず、現地法人やリクルーターを通して日系人を雇用する企業の数は不明だが、これら組織化された企業の数倍にを上ると思われる。

90年代後半、フィリピン日系人の存在が日本で知られるようになると、フィリピンに関してはリクルーター、ブローカー（日本人、フィリピン人、日系人）の暗躍が指摘されるようになる。日系人から法外な手数料をとる違法な就労斡旋や、給料のピンはね、あるいは劣悪な雇用条件の職場に送り込むなどである。

ブローカーの活動は、1999年のリーガルエイド閉鎖後、さらに助長された。身元捜しが進まず、就労可能な日系人が不足したためである。日系人の戸籍や書類を買い、フィリピン人に日系人と

して査証申請させる、あるいは死亡した日系人の名前で査証申請させるプローカー組織がフィリピン全国に存在すると言われる。山奥に住む事情に疎い貧しい日系人ほど、目の前に差し出される金につられ、このような組織にだまされやすい。2004年には、偽装書類で日系人になりますし、定住ビザを不正取得して日本に入国したフィリピン人13人が、入国管理局に摘発され、強制送還された³⁾。このため、本物の日系人の査証審査が厳しくなり、発給までの審査時間が長くなる傾向にあるという。

こうした悪質リクルーターを排除するには、各地の日系人会がそれぞれの地域で日系人を組織化し、孤立させないようにするしかない。このような観点からも、日系人が正規のルートで合法的に就労するための身元探し、国籍確認は重要である。日系人不足の今の状況が続ければ、日本側のニーズを背景に、戸籍の売り買いや、なりすましにより人を斡旋しようとするプローカーの活動はさらに活発化し、査証審査の現場は混乱に陥るであろう。

日本側のニーズとは、実際どうなのだろうか。フィリピン日系人を雇用している、または過去に雇用していた企業50社を対象に「フィリピン日系人の雇用予定」を尋ねたところ、回答があった21社中16社が「(フィリピン日系人の雇用を)将来増やす予定である」と回答した(3社は現状維持、1社は雇用予定なし)。理由は「慢性的人手不足」「忙しい」「製造ラインにつく日本人の高齢化、少子化による交代要員」など人手不足を挙げたものが6件で最も多く、「事業拡大による増員」が4件、「フィリピン日系人の評価が高まっているため」が3件であった。「現状維持」と回答した1社は、「日系人のみが働ける現在の制度は長続きしないと思う」とコメントした。

一方、日系人を雇用したために起きたトラブル、不満としては「勤務態度(勤務時間、モラル、休暇等)」「離職・逃亡」「金銭問題・借金問題」などが挙がった。トラブルがあるにもかかわらず、8割の企業が「将来雇用を増やす」と回答したことは注目に値する。問題はあるが、背に腹は変えられない、日系人雇用は一定のニーズは満たしている、ということであろう。回答した企業の職種は製材業、食鳥処理加工、輸送用機械器具製造業、業務請負、鶏卵卸売業、養鶏業、土木・建築業、電子機器部品組立請負、食品加工、青果の輸入卸業などである。

外国人労働者受け入れに関する議論は、90年代、不況で一時下火となったかのようにみえるが、ニーズがなくなったわけでは決してない。いわゆる3K職場、また零細製造業やサービス業、大手企業の下請け業等では依然、人手不足は深刻であり、外国人労働者に頼っている実態がある。中長期的にみて、日本は労働力不足に直面することは確実であり、経済の発展を維持するために受け入れる方向で検討を始めるべきである、との声は、経済団体を中心に強くなっている。む

ろん、様々な課題はある。①すべての職業に対して解放するのか②受け入れ人数をどうするのか③どの国からどのようなルールで受け入れるのか④受け入れに伴うコストはどの程度のものなのか、等々、国民的議論が必要である。

こうした議論が一定の結論をみるまで、日系人の活用、とりわけ中南米の日系人より 10 年遅れて登場したフィリピン日系人の活用は、積極的に取り組まれるべきである。日系人雇用の経験は、来るべき外国人労働者受け入れ時代を先駆けて、日本企業に経験、教訓を与えるはずであり、現に与えている。日系人といえども言葉、文化、思考、風俗習慣においては外国人と大差はない。違いから起きる摩擦を最小限にするための対策を考える際も、フィリピン日系人の経験は大いに参考になると思われる。例えば日系人会や互助財団が行っている就労前事前研修制度である。この経験と実績が正しく評価され、外国人労働者大量受け入れ時代に生かされることが期待される。また、日本での就労に関し、他のフィリピン人に一步先んじたフィリピン日系人が、その経験を生かし、後に続くフィリピン人の研修、教育に携わり、まさに日本とフィリピンのつなぎ役となることが、日比両国の友好促進、関係強化につながると思われる。

1) 野島年彦「進めたい日系人の特別受け入れ」『自由民主』1989年11月号。

2) 1990年5月21日第118国会参議院予算委員会議の中曾根弘文の質問に対する回答。

3) 読売新聞 2004年5月9日朝刊

第7章 結論～政策提言

戦前、ダバオはアジアで最も豊かな移民社会が存在したといわれる。その豊かさは、日本人が多く、多くの犠牲者を出しながらも、汗水を流し、困難に直面しながらも知恵と創意工夫で乗り越え、嘗々と築きあげたものであった。フィリピンにおける日本人の増加に伴い、フィリピン側でしばしば排日世論が起こったことは2章で触れたが、全体としてみれば、フィリピン人は日本人に友好的であった。その証拠に、地域レベルでは雇用関係、夫婦関係など、様々な交わりが生じていた。

戦争によってすべてが変わった。在留邦人は、隣人であり、被雇用者であり、同僚であり、妻であり、親戚であるフィリピン人と、敵味方に引き裂かれた。食糧補給地として作付け転換を強制されたため、汗水流して開拓した麻山は荒れ、崩壊した。

フィリピン残留日本人は戦争の落とし子である。戦争がなければ家族がばらばらになることもなく、「引き揚げ」も「残留」もなかった。戦後、日本人が復興、繁栄を謳歌している間、残留日本人2世は「敵国人の子」として、あるいはフィリピンに銃を向けた直接の反逆者として、フィリピン人から排除され、差別された。彼らは日本人父の身元を示す書類をすべて捨て、日本人としてのアイデンティティも捨て、身を潜めて生き伸びた。

豊かだった日本人移民社会を崩壊させ、日系人を最下層に貶めたのは日本政府である。したがって日本政府は、その復興、回復に尽力する責任がある。同じ日本人の血を分けた仲間なのに、日本にいる日本人だけが繁栄を謳歌していてよいものだろうか。

豊かな日系人社会を再構築するには、次の2つの方法がある。1つは教育であり、もう1つは、3世以下が日本で就労し、フィリピンに送金することでフィリピン日系人社会の経済的底上げをはかることである。

教育は、日系人会発足後、日系人たちが最初に望んだことであった。日系人会の奨学金事業は、日本の様々な団体の協力、支援を得て確率され継続され、実績をあげている。戦前の日本人社会も2世の教育に非常に熱心であったが、その伝統が今も生きているといえる。

他方、就労に関しては、道は開かれたものの、まだまだ障害がある。90年代、在外公館限りの審査で定住ビザが発給されるシステムが整ったことは一步前進であったが、日系人であることの証明が困難、すなわち身元が未判明のためにその恩恵を受けられない2世家族が、いまだ1,000家族いる。2世1人に平均子ども5人すると3世が5,000人、4世を含めると1～2万にのぼると推定される。

2世の身元を明らかにすること（父親捜し）は、彼らに基本的人権（出自を知る権利）を保証することである同時に、3世以下の定住ビザ取得の前提である。身元捜しには2世の証言が決定的に重要であるが、高齢化した2世は今、次々に亡くなりつつある。時は待ってくれない。身元捜し作業のスピードアップを図るべきである。

身元捜しにおいて、外務省外交史料館資料は相当に活用されているが、厚生労働省保有の資料は未活用である。厚労省の真剣な取り組みが望まれる。特に俘虜銘銘票等のデータベース化、検索照合は不可欠である。

身元捜しに加えて、戸籍に名前がない2世の名前を戸籍に載せることも必要である。日本人であることの証としてこれを期待する2世が多い。2世の名前が戸籍にのると、4世まで定住ビザが取得できることも、戸籍登載のメリットである。

あらゆる資料を活用しても身元が判明しないときは、中国残留孤児と同様、「就籍」によって救済するしかない。

ここで重要なのが、中国残留孤児に対しては、孤児と認定されれば身元の判明・未判明を問わず、一時帰国および永住帰国の費用が、国から支出されることである。その根拠は1994年に公布された「中国残留孤児等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（以下中国残留孤児等支援法）である。同法施行前から帰国費用の国庫負担は開始されていたが、同法により「中国残留孤児等」の帰国支援、自立支援が「国の責務」と明記された。

ならば、同法に基づく支援対象に、フィリピン残留日本人を含めるべきである。「中国残留孤児等」の定義は同法2条1項および同法施行規則で定められているが、ネックとなるのは「両親ともに日本人」に限られていることである。「中国残留孤児の場合は両親ともに、日本人、フィリピン日系人はハーフ（母親がフィリピン人）」ということは、これまで、フィリピン残留孤児問題が政策課題として浮上するたびに、しばしば指摘されてきた。その際、「ハーフであり、フィリピンで生活している」から外国人、といった誤った認識が公然とまかり通ってきたことは、非常に残念である。これが正しく認識されたとして、国籍は日本だがハーフだから支援対象としない、というのはさらに不当な差別である。

フィリピン残留日本人の出自、国籍を確認した上で、3世4世の日本定住、就労を促進することは、日本にとっても利益である。日系人は日本への帰属意識があるので日本で犯罪を行う率が低く、勤勉だからである。少子高齢化社会を迎えた日本では、これからも労働者不足が続くと思われる。フィリピン日系人を教育し、日比間を往来させることは、文字通り、日比の架け橋となり、日比の友好を促進する。

2003年10月、フィリピン日系人を支援するNPOが発足し、フィリピン日系人会連合会をパートナーとして、残留日本人2世の身元捜し、国籍確認を含む課題に取り組んでいる。行政機関、民間企業、民間団体、NPO団体とも連携、協力し、また問題を広く社会に知らせる役割も担っている。将来は日系人3世4世を含めた日系人全体を対象とした幅広い支援活動が行われるであろう。

このようなNPOの活躍は大いに期待されるが、同時に、政府自らが、もっと本格的に取り組むべきである。例えば厚生労働省、外務省、法務省、総務省など政府の横断的な組織（プロジェクトチーム）をつくり、短期集中的に取り組むべきである。過去の例ではインドシナ難民問題がこうした経過をたどり、総合的な問題解決にある程度成功している。

フィリピン日系人問題を根本的かつ総合的に解決するのは、今しかない。その理由は、すでに詳細に述べた。これは、官・政・民が一致協力して総力をあげて解決すべき問題なのである。

東京財団研究報告書 2005-6
フィリピン日系人の法的・社会的地位向上に向けた政策のあり方に関する研究
2005年6月

編著者:
河合 弘之

発行者:
東京財団 研究推進部
〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階
TEL:03-6229-5502 FAX:03-6229-5506
URL:<http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は、本報告書が出典であることを必ず明示して下さい。
報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。

東京財団は日本財団等競艇の収益金から出捐を得て活動を行っている財団法人です。

